主 文 第一審判決中判示第二の窃盗、第三の強盗殺人に関する部分を破棄す

る。

被告人を懲役六月に処する。 本件公訴事実中強盗殺人の点については被告人は無罪。

本件控訴の趣意は、弁護人小河虎彦、同小河正儀および被告人が旧二審に提出した控訴趣意書のほか、同趣意書を補充する意味で当審で援用した(一)被告人おい弁護人小河虎彦、同小河正儀両名提出の上告趣意書、(二)同阿左美信義、同田香留夫連名提出の上告趣意書、同正誤表、同阿左美信義外四名連名の同補充書、(三)同青木英五郎、同沢田脩、同熊野勝之、同原滋二四名の上告趣意書、同正誤表、同補充書、(六)同及川信夫提出の上告趣意書、同正誤表、同補充書、(六)同局位下書、(五)同様出の上告趣意書、同補充書、(七)同及川信夫提出の上告趣意書、(八)即日版立書、(10)同模本武光提出の上告趣意書、同正誤表、同補充書、(二)同寺田熊雄提出の上告趣意書、同補充書、(三)同井貫武亮提出の上告趣意書、(二)同寺田熊雄提出の上告趣意書、同補充書、(三)同井貫武亮提出の上告趣意書、(二)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同井貫武亮提出の上告趣意書、(二)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同井貫武亮提出の上告趣意書、(三)同井貫武亮提出の上告趣意書、(二)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)同寺田熊雄提出の上告趣意書、(三)のとおりであり、「九に対する検察官の答弁は旧一案における控訴趣意」に対する検察官の答弁は旧一案における控訴趣意

(二) 同寺田照雄提出の上台趣息書、同補允書、(三) 同井貞武売提出の上台趣息 補充書(但し、旧二審判決に対する批判攻撃のみにかかる趣旨のものは除く) の記載のとおりであり、これに対する検察官の答弁は旧二審における控訴趣意書に対する答弁書並びに右答弁を補充する意味で当審で援用した上告審における検察官の答弁書はよび当審における検察官の答弁書(二通)記載のとおりである。

ところで、本件は上告審からの差戻事件であるので、従来の審理経過の概略を述べることとする。

(一) 本件起訴にかかる公訴事実の要旨は

被告人は

- (1) 昭和二七年七月中ごろ、窃盗の目的で、山口県吉敷郡 a 町 b 食料品、雑貨商 A 方に侵入し、金品を物色中、家人に発見されて逃走し、その目的を遂げなかった(昭和三〇年一〇月三一日起訴、以下甲事件と略す)
- (2) 昭和三〇年六月中ごろ、大阪市 c 区 d 町 e 番地 B 方前路上で大阪市所有の孔鉄蓋(時価一、五〇〇円相当)を窃取した(同年一二月一〇日起訴、以下乙事件と略す)
- (3) 昭和二九年一〇月二〇日頃郷里山口県に帰り、同県吉敷郡 a 町近辺を徘徊の末、同月二六日午前零時頃、同町大字 f g 番地(現在は山口市に編入)のA 1 方堆肥場にあつた唐鍬を携えて、同人方母屋に至り、土間物置内の金品を物をした際、同人の妻A 2 (当時四二年)に気付かれ、誰何されるや、茲に同るや、弦に同人の妻A 2 (当時四二年)に気付かれ、誰何されるか、茲にるよびの表別で、はいてその傍に就寝中のA 1 (当時四十年)を現立に表別では当時四十年)の傍に就寝中のA 1 (当時四十年)の時間にあるよびの日間にある。 (当時一十三年)の母A 6 (当時七七年)を期間にあった明四間での日間での日間では、大場の日間では、大場の日間では、大場の日間では、大場の日間では、大場の日間では、大場の日間では、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のでは、大場のには、大場のでは、大場のは、大場のでは、

というのである。

(二) 一審判決の要旨

右強盗殺人事件の公訴を受理した一審合議部は昭和三一年三月三一日、既に単独部に係属していた甲、乙事件をも併合審理する旨決定し、同年五月二日以降その審理に当つたのであるが、被告人は、甲、乙両事件については全く事実を争わず自したものの、強盗殺人の事実については強く否認し、同犯罪発生の当時大阪市ら公園を離れ、山口県下に帰来したことはないと主張し、捜査機関に対する自白は強制、拷問、誘導による虚偽の自白であるとしてその任意性、信用性を否定してきた。これに対し、一審は被告人の司法警察員に対する供述調書は任意性に疑があるとして証拠能力を否定したが、検察官に対する供述調書および検察官に対する供述を録取した録音テープの内容たる自白は、任意性、信用性に缺けるところがないと

認め、そのほか多数の証拠を掲げ、かつ、詳細な証拠説明を加えて、昭和三七年六月一五日、被告人をいずれも有罪と認め、中間確定裁判の関係で甲事件につき懲役四月、乙事件および強盗殺人の事実につき死刑を言渡した。

(三) 差戻前の二審(以下旧二審という)判決の要旨

右一審判決中、懲役四月を言渡した甲事件については、適法な控訴がなく確定したが(昭和三七年九月一二日その刑の執行も終了した。)、乙事件の窃盗は強盗殺人の事実と併合罪として一個の刑が言渡されている関係でともに控訴されたのである。

(四) 上告審判決(以下差戻判決という)の要旨

右旧二審判決に対し、被告人から上告の申立がなされた結果、上告審である最高裁判所第二小法廷は昭和四五年六月一二日、一三日の両日にわたり、双方の弁論をきいた上、同年七月三一日次のような理由で「原判決を破棄する。本件を広島高等裁判所に差戻す。」との判決を言渡した。即ち、本件強盗殺人事件をめぐつては他に若干の重要な論点もあるが、審判の核心をなすものは、本件犯行の外形的事実と被告人との結びつき如何であり、右結びつきに関し、直接役立つ物的証拠は発見されておらず、その直接証拠は被告人の捜査機関に対する自白およびこれに類するもののみであると前提し、

- まず (1) 、旧二審判決が被告人の検察官に対する供述調書のほか、司法警察 員に対する供述調書の記載内容ならびに録音テープ、図面、手記の存在及びその内容、自白のなされた状況に基いて被告人の自白を信用出来ると認めた点について、 被告人の捜査機関に対する各供述調書を見ると、詳細で、且つ、迫真力を有する部分もあり、また、犯人でなければ知りえないと思われる事実についての供述を含 み、さらに、客観的事実に符合する点もなしとしないのであるが、他面、供述内容 が、取調の進行につれてしばしば変転を重ね、強盗殺人という重大な犯行を自供し たのちであるにかかわらず、犯人ならば間違えるはずがないと思われる事実につい て、いくたびか取消や訂正があり、また一方、現実性に乏しい箇所や、不自然なまでに詳細に過ぎる部分もあるなど、その真実性を疑わしめる点も少なくない。供述中には、終始不動の部分もあるが、それは主として捜査官において本件発生当初か ら知つていたと思われる事実についてのものであり、はたして、被告人のまぎれも ない体験であるが故に動揺を見せなかつたのか、捜査官の意識的、無意識的の誘 導、暗示によるものであるのか他の証拠と比較して軽々に断じ難い。そのほか、被告人の手記、手紙、和歌等については旧二審判決のごとく一義的に解釈することに は問題があり、さらに自白がなされた状況に関する証拠も明確を缺くところが多 く、結局、供述調書の記載自体に徴し、あるいは関連証拠等によつて、本件犯行に ついての被告人の自白には信用性、真実性が認められるとした原審の判断は肯認し 難いとし、
- (2) さらに進んで、旧二審判決が多くの間接事実、補助事実を認定挙示し、 自白の内容がそれらと符合するが故に自白の信用性、真実性に疑がないとした点に ついて、そのうち最も重要な六つの点即ち、
- (イ) 被告人が本件発生の時期の前後に亘り、当時の居住場所である大阪市内 h公園に居なかつた事実。

- (ロ) 被告人が本件発生の日の数日前にi近辺において二人の知人(C1、C2)に姿を見せた事実。
- (ハ) 被告人が本件犯行前数日間徘徊した経路として供述した内容には、当時、被告人が現にそのように行動したのでなければ知りえない情況が含まれているかに関して旧二審判決の挙示した
 - (1) iのC3経営の菓子店
 - (2) D駅付近のルーフインーグ葺の小屋
- (3) k川橋際の散髪屋の前の店
- (二) 被告人は、A 1方の被害品と認められる国防色の上衣を所持していたか。
- (ホ) 犯行現場に遺留されていた藁縄は、A7方の農小屋から持ち出されたものであることが、被告人の自供に基づいて判明したか。
- (へ) 被告人が本件発生の時期において所持、着用していた地下足袋は裏底に 波形模様のあるE印の十文半若くは十文七分のものであつたか。

以上(イ)乃至(へ)の事実はいずれも証拠上確実であるとはいい難く、これによって被告人を本件犯行の犯人と断定することができないのはもちろん、旧二審判決の如く、これを被告人の自白の信用性、真実性を裏付ける資料とすることも困難であると説示し、結局本件記録にあらわれた証拠関係を検討すれば、本件犯行の外形的事実と被告人との結びつきについて、合理的な疑を容れる幾多の問題点が存し、旧二審判決がその説示するような理由で、本件犯行に関する自白の信用性、真性があるものと認め、これに基づいて本件犯行を被告人の所為であるとした判断を持し難い。されば、旧二審判決には、いまだ審理を尽さず、証拠の価値判断を誤り、ひいては重大な事実誤認をした疑が顕著であつて、このことは判決響を及ぼすことが明らかであり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるというのである。

そこで当審は、前記各控訴趣意書や答弁を中心に記録を検討し、特に最高裁判所 の差戻判決の指摘する前記六点を中心に、さらに検証、証人尋問、書証、物証の取 調など審理を尽した結果、次のような判断に到達したので、以下順次これを説示す る。

法律点の論旨について

第一、 控訴趣意の大意

一審判決は、本件強盗殺人事件(以下単に強殺事件ともいう)の証拠として被告人の検察官に対する供述調書七通および検察官採取の録音テープ三巻(以上いずれも自白)を掲げているが、これらは違法な別件逮捕勾留中弁護人の選任権を妨害し、かつ、捜査官による強制、拷問、脅迫の影響下に作成、採取されたもので、かかる憲法違反の重大な違法手続により収集された自白は証拠能力を欠くというのである。

第二、捜査の経緯

そこで以下論旨に対する判断を示すこととするが、その前提として、強殺事件発生以来その犯人として被告人が起訴されるに至るまでの捜査経過を記録並びに関係 証拠にてらし調査するのに、その概要は左のとおりと認められる。

- (一) 事件発生から被告人逮捕に至るまで
- (1) 昭和二九年一〇月二五日夜から二六日早朝にかけて本件強殺事件が発生し、同日午前通報をうけた警察は怨恨説および物盗り説の両面から捜査を進め、物盗り説からの容疑者として土地勘を有し、窃盗の前歴のある者、兇暴性のある者等の条件にそう約一六〇名をリストアツプした。
- (2) 右リストの中に被告人の名前もあがつていたが、間もなく被告人が最近 帰郷していないということで一応被告人に関する捜査は打ち切られた。
- (3) 同年一二月二四日怨恨説による被疑者としてA1方隣家のC4が逮捕、 勾留されたが、翌三〇年一月一五日釈放された。
- (4) その後は物盗り説の線で捜査が進められ、右(1)の容疑者リストのうち行方不明の者についてアリバイを捜査し、その判明したものについて順次容疑を消していつた。
- (5) しかし被告人はいぜん行方不明であつてそのアリバイ確認ができなかつたところがら、昭和三〇年四月一一日、被告人が昭和二八年農事試験場で窃盗したとの被疑事実で逮捕状を請求し、その発付を得、強殺事件の重要参考人の含みで全国に指名手配した。
 - (6) 同年七月一五日右農事試験場の事件につき被告人のアリバイが明白とな

つたので、昭和二七年七月中旬に発生したA方への住居侵入、窃盗未遂の事実につき逮捕状を請求し、その発付を得、全国に指名手配をした。

- (7) 右指名手配の当時捜査当局が被告人に関し得ていた主たる資料としては、被告人がi村出身者で窃盗の前科があることのほか、被告人が友人のFに「A方に入つたとき電燈かついて顔を見られたら主人をばらしたかも知れない」旨話し兇暴な放言をしていたこと、被告人が昭和二八年四月下旬家出して郷里を出、兵庫県方面で働いていたこと、昭和二九年一一月中頃山口市内G製材所に立ち寄つたという聞込みのあつたこと等であり、被告人が逮捕されるまでそれ以上の資料は何ら得られなかつた。
- (8) 昭和三〇年八月下旬ころまでには前記(1)の容疑者リストのうち行方不明の者は被告人のみとなりその余の者のアリバィは一応すべて成立した。
- (9) 昭和三〇年九月末頃天王寺警察署所属H巡査は当時大阪市h公園内でバタや生活をしていた被告人をマンホール蓋の窃盗事件で取調べたが、その際被告人は本籍、氏名、生年月日をいつわりA1と称していた。
- (10) 同年一〇月一九日日巡査は被告人と当時同棲していたF1から被告人の転出証明書を見せられて被告人の氏名、本籍、生年月日を知つたので念のため前科の有無を調べたところ、全国指名手配中であることを知り、直ちに被告人逮捕に赴き、同日午後〇時三〇分大阪市c区1町m番地先路上で被告人を逮捕し、天王寺警察署に連行して身柄を同署留置場へ収容した。
 - (二) 被告人逮捕後、右逮捕事実で起訴されるまで
- (1) 被告人は、右逮捕当夜留置場内で同房者F2らに「窃盗未遂でつかまつたが、三人の口と六人の口がばれんかなあ、向こうのでよう次第によつては言わにや仕様がない、今度はちよつと帰られん」と話し、このことは翌一〇月二〇日F2から天王寺警察署員に通報された。
- (2) 一方被告人逮捕の知らせを受けた山口警察署ではC警部補、C5巡査部長を身柄引取りに出発させ、両名は翌二〇日午前一〇時四〇分天王寺警察署において被告人に対しA方への住居侵入、窃盗未遂の逮捕状を示して弁解録取書を作成し、右事実についての自白調書を作成した。なお弁解録取書には「弁護人のことはよく分つています。今は何とも申されません」と記載されている。
- よく分つています。今は何とも申されません」と記載されている。 (3) 同日夜右両名警察官は被告人を護送して大阪を出発し、翌二一日朝山口警察署留置場第六房に収容し、被告人は同日午後身柄付きで送検されて検察官の弁解録取書が作成されたが、これには「父が会つてくれるなら父と相談して弁護人のことは考えます」と記載されている。翌二二日右逮捕事実により勾留請求がなされ、山口地方裁判所で裁判官の勾留質問後勾留状が発せられたが、右勾留質問の際勾留通知先として「父親」にお願いします」とのみ供述し、弁護人のことには一切触れていない。そして同日午前一〇時四〇分勾留状の執行をうけた。
- 触れていない。そして同日午前一〇時四〇分勾留状の執行をうけた。 (4) 被告人は翌二三日から二五日に至る間C警部補(主任)等により強殺事件当時の被告人のアリバイ捜査の一環として、昭和二八年四月被告人が郷里を出てから逮捕されるまでの生活状態について取調をうけたが、その間終始帰郷の事実は否定していた。
- (5) 一〇月二六日H1巡査部長により勾留事実につき被告人の経歴、職歴、家族等に関する調書が作成され、同月二九日山口区検察庁で同事件につき検察官の取調べをうけ供述調書を作成されたが、これまでの取調方法は公正で紳士的であり、何ら不当な点はなかつた。
- り、何ら不当な点はなかつた。 (6) 一〇月二六日C6警部(係長)、H2巡査部長、C7巡査の三名は大阪市に出張し、同月三一日までの間被告人のアリバイの有無について裏付け捜査を行った。その結果被告人が昭和二九年一〇月中にJ銀行に売血に行った形跡がなく、またh公園で被告人の近くて生活しでいたC8から被告人が一〇月頃大阪にいなかったことがある旨の聞きこみを得、さらにF2から前記(1)の話を聞いたほか、前記(一)(9)の窃盗事件の参考人K等を調べ、一一月一日山口警察署に帰った。
- (7) 右大阪出張の間被告人の取調は行なわれず、専ら被告人が帰郷した事実があるか否かについてi村近辺を中心に聞き込み捜査が行われ、C1から被告人とG1製材所で会つたとの情報を得た。
- (8) 検察官は一〇月三一日山口地方裁判所に逮捕、勾留事実で被告人に対し 公訴を提起し、起訴状謄本、弁護人選任に関する通知および照会書は一一月四日山 口警察署署長に送達された。
 - (三) 起訴後強殺事件に関する最初の自白調書が作成されるまで

- (1) 一一月二日から再び被告人の取調が開始され、C主任らは前記大阪におけるアリバイの調査により得た資料と被告人の供述の矛盾そごする点を中心に昭和二八年出郷以来の詳細を質問し、これに対し被告人はあいかわらずJ銀行に毎月二回以上行つていて大阪を離れたことはないと否認した。
- (2) そこでC主任らは一一月四、五日頃から一一月一〇日に至るまで被告人に対し人間として真実を述べるよう説得したり、天王寺警察署留置場で同房者に語った内容について問いただしたりし、J銀行に一〇月中行つていない以上大阪を離れて山口に帰り重罪を犯しているのではないかもしくは本件を表に出しA1の六人殺しをやつたのではないかときびしく追及した。
- (3) その間被告人は一一月七日には一〇月中J銀行に行かないことを認めたものの依然として出阪の事実は言わず、一一月九日には再びJ銀行に行つていた旨前の供述をひるがえす一方、明日必ず真実を述べると約束し、一一月一〇日再び明日真実を話すから今日は留置場に入つて考える旨申し出た。
- (4) なお、一一月八日、九日の両日にわたりC主任は被告人が昭和二八年四月山口を出て以来逮捕に至るまでの生活状態についての供述調書を作成し、また一一月八日に前記起訴状謄本、弁護人選任照会書が被告人に交付され、同日被告人において右照会書の回答欄に自筆で「唯今は自分は金が無いため裁判所で弁護人をお願い致します」と書き、右書面は一一月九日裁判所に送付された。
- (5) 山口地方裁判所は一一月八日右起訴事件の公判期日を一一月二九日と指定し、被告人に対する公判期日召喚状は一一月一〇日山口警察署署長に送達された。
- (6) 一一月一〇日夜 C主任は被告人の挙措態度から自殺のおそれがあるとみて、取調べを中止した後は留置場に看守二名を増員して不寝番をたて翌朝まで監視を続けた。
- (7) ーー月ーー日午後二時三〇分頃被告人からの申し出に基づいてC主任らが被告人の取調を開始したところ、大阪を出て山口地方に来たことは供述したが、それ以上のことはC主任らの「主任さんにおすがりするよりほかにどうにもならくる」「やつた行為そのものはやはりお断りしなくちやいけない」とか「せつかずとした」で話したんじゃから今ついでにいうて」等の説得、追及にもかかわらずとしようとせず、取調を一旦中止し、その夜午後八時頃から再び取調を始めたところ、「nに行つて強盗をした」「A1の家をおそつた」等ほぼ本件犯行をもにおりる、「nに行つて強盗をした」「A1の家をおそつた」等ほび本件犯行をにおりないに行って強盗をした」「から」等の記憶を見いていけるで、いずれ話をせにやけりやいけるによるしていた。いばその日は午後一一時で取調を終った。
- 半頃までで取調を終った。 (8) 翌一二日も取調べたが、結局前夜同様供述を拒否し、「留置場へ入れて」という発言が何回もあつて、なお取調が続いた後ようやくその日の取調を終えた。
- で(9) 翌一三日には取調がなく、一四日には被告人の申し出により取調が開始され、C6係長も加つたところ、概略次のとおり、すなわち、「このたびのiのA1の六人殺しというような事情について自分が大阪を出てからこっちへいつ帰つて山まで行つた話をして、A1の家のどこから入つてどこからどういう物を持つて出たことにつきどうしてもいわにやならんことになつており、こないだからその気になつて一等役者みたいに犯人になつたろうと思つて供述して来たが、A1のうちそのものが分らんのでこれ以上話ができない」と供述し、結局C主任は「この話はてんから問題にならんじゃないか」と、C6係長は「始めから考え直しなさい。そりやもうそういう話だつたらいくら聞いたところでおんなじことだ」と言つてその印刻を終えた。
- (10) 同日検察官は山口地方裁判所に対し先に指定された公判期日を「当職さしつかえのため」との理由で変更されたい旨請求し、即日同裁判所は被告人に対し右期日変更についての意見を求め、一六日被告人は「意見はありません。」と自署した回答書を提出したので、裁判所は一七日公判期日を変更し、期日は追つて指定する旨決定し、一八日右変更決定は山口警察署署長に送達された。
- (11) 被告人は(9)の否認後しばらくこれを維持し、その間一一月一六日にはマンホール蓋窃盗事件につき供述調書が作成され、またC主任ら警察官の被告人に対する人間性にたち帰つて真実を話せとの説得が続けられた

- (12) 一一月一八日ごろから被告人は再びi付近の徘徊状況、逃走経路等につき供述をはじめ、一一月二一日までには侵入口、逃走口、兇器を含めて犯行状況をほぼ全面的に供述するに至り、一一月二二日には強殺事件について最初の自白供述調書が作成された。
- (13) ーー月二日からーー月二二日までの二一日間のうち被告人は少くとも 一八日間取調をうけ、そのうち少くとも八日間は夜間取調であり、その取調開始時 刻は、午後八時か九時頃からで、終了時刻が午後一〇時ないしー一時半頃までのも のがほとんどであり、その取調方法は常に二人ないし三人の警察官がこもごも尋 問、説得し、あるいはリレー式に前の警察官に述べた供述を後の警察官にくり返し 供述させるというものであつた。
 - (四) 最初の自白調書作成後強殺事件について起訴されるまで
- (1) ーー月二三日からも被告人の取調はほとんど連日行われ、一二月三一日まで取調がなかつた日と思われるのは四日間位であり、このうち夜間取調もひんぱんにあり(明らかなもの一八回)、徘徊、逃走経路、国民服、犯行状況のほかとくに被告人の着衣の処分先について取調が行われた。
- (2) 被告人は一二月八日「明日必ず真実を話すから休ませてくれ」と言つてその翌九日「今迄述べたことはすべてうそである」旨否認したことがあり、また一二月一六日徘徊経路について当初の自白と全く異る供述をし、着衣の処分先については何回も供述を変更し、p峠で焼いたと言つたり、q峠で焼いたと言つたり、r川に流したと言つたりその都度警察官において被告人を連行しその指示する場所を捜索したが、遂に着衣は発見されなかつた。なお、右期間中作成された供述調書は八通でいずれも自白調書である。またこの期間の取調方法も前記(三)の(13)と全く同様であつた。
- (3) 警察官は右被告人取調のほか、大阪アリバイ関係の参考人C9、C8等の取調を行なうとともに、一二月一日頃類似わらなわの所在についてA7方に、一二月三日国民服上衣の存否についてC10方に、一二月八日頃地下足袋販売店の所在について名古屋駅裏のC11方に、一二月二七日から三〇日にかけ被告人が寝た場所等につきD駅付近にそれぞれ係官を派遣し、被告人の供述の裏付け捜査を行なった。
- (4) 被告人は一二月二日歯痛により歯科医師C12の、また一二月二〇日下痢により内科医師C13の各診療をうけているが、その他に治療をうけ、薬を服用した形跡はない。
- (5) 一二月一〇日検察官は被告人に対しマンホール蓋窃盗事件につき公訴を提起し、同起訴状謄本、弁護人選任に関する照会並びに通知書は同月一三日山口警察署署長に送達され、被告人は一二月一八日「私は貧困して現在金がないので裁判所で弁護人をお願い致します」との回答をした。なお右事件については前記住居侵入、窃盗未遂事件と併合して審理する旨の併合決定が一二月一五日されている。
- 入、窃盗未遂事件と併合して審理する旨の併合決定が一二月一五日されている。 (6) 一二月三一日被告人の理髪、着がえ(警察官からのシヤツの差し入れ)が行なわれ、被告人はその心境を記した短歌を提出した。
- (7) 昭和三一年に入ってからも警察官による被告人の取調べは続行され、一月八日、一五日、二三日にC6係長による供述調書が作成され、また徘徊経路に関する裏付け捜査が行なわれた。なお、これと並行して一月一一日頃から検察官検事C14は前記山口警察署二階の取調室で検察事務官のほかC5巡査立会の上被告人の取調を開始した。
- (8) その後右検察官は一月一三日、一四日は午前一〇時頃から午後七時前まで、二七日は午後三時頃から午後七時頃までいずれも被告人を取調べて供述調書(いずれも自白)を作成し、被告人の身柄は二月一日山口警察署から山口刑務所に移監されたが、その直前被告人はC6係長の子供から菓子をもらつたお礼と心境を記した子供宛の手紙を出している。
- (9) 刑務所移監後は家族との面会も自由で、被告人の姉、母等がひんぱんに訪れ、(二月一六日、二月二〇日、二月二五日) その際被告人は私選弁護人の選任についてすすめられたのにその都度起訴になってからでよい旨答えている。
- (10) 右検察官は刑務所内でも午後五、六時頃から二、三時間被告人を取調べ、二月七日、八日、一五日、一九日にそれぞれ供述調書を作成したが、その後三月二二日は強殺事件全般について被告人の供述を録音することにつき被告人の同意を得て刑務所内で午後一時から午後五時ごろまて三巻の録音テープを採取し、翌二三日A7方農小屋からA1方までの道順、A1方での犯行の状況につき検証を行ない、検証調書が作成された。

- (11) 検察官は三月三〇日山口地方裁判所に強殺事件につき公訴を提起するとともに、同事実についての勾留状発付を求め、裁判官は被告人を勾留質問(否認)のうえ勾留状を発付し即日執行されたが、右起訴状謄本、弁護人選任通知書も右勾留質問の機会に送達された。
- (12) 山口地方裁判所は三月三一日強殺事件に前記住居侵入、窃盗未遂事件を併合して審理する旨決定し、四月二日強殺事件等につき国選弁護人として竹内俊平弁護士を選任したが、これは被告人の強殺事件についての弁護人選任に関する照会に対する回答(貧困のため弁護人を裁判所で選任してくれと記されている)が裁判所になされる(四月七日)前であつた。
- (13) その後被告人は四月二〇日弁護士小河虎彦、小河正儀を弁護人に選任する旨の選任届を裁判所に提出し、同日竹内弁護人は解任された。

以上の事実が認められる。 右認定事実中(二)(1)、(三)(2)、(7)、(9)の認定についてはとくに被告人、弁護人において強く争つているところであり、また趣意に対する判断上も重要であると思われるので、認定理由を説明しておく。

(イ) (二)の(1)すなわち、被告人が逮捕直後天王寺署の同房者に対し「三人口」とか「六人口」とか話した事実について、被告人は一審以来右事実はなかつた旨供述している。しかし、被告人の言葉が一語一句間違いなく正確に同房者に伝えられたかどうかはともかく、被告人が全く話さなかつた虚偽の事実をF2ら同房者が山口署員でなく天王寺署員にわざわざ申告する理由は見当らず、被告人が入房当時逮捕事実以外に何らかの重大な犯罪をおかしていて或いは虚勢を張つて重大犯罪をおかしているように装い同房者にそれらしい話をもらすことは十分考えられ、この点に関するF2らの証言は信用できる。

もつとも右言葉の意味は三人組或いは六人組による犯罪というのであるか、三人殺し、六人殺しという意味であるか必ずしも明らかでなく、このときの被告人の言葉がいわゆる自白にあたるか否かは確定できない。

(三)の(2)すなわちC主任らが被告人に対しいわゆる本格的取調を でに「六人殺しのことを天王寺署でも言つているではないか」と追求したともみら れるし、一一月五日の取調中の態度の項に「人格的人間性について説明し真実性あ る人間として真の声を聞かすよう説得し、被告人も感涙しあるいは神妙な態度であ つた」と記載されていて、強殺事件についての取調が本格的になつてきたことをう かがわせるものがあり、また(二)の(8)のごとく、一一月四日に山口警察署署長にまで送達された起訴状謄本が(三)の(4)のとおり一一月八日に初めて被告人に交付されていること、警察官は当時大阪出張の結果および一一月二日からの復習的取調の結果など、進生しの登録事件の定路についておおいること、 習的取調の結果から被告人の強殺事件の容疑についてかなり強い心証を得ていたと うかがわれること等諸般の状況にてらし、強殺事件についての本格的取調が一一月 四、五日ごろからであつた蓋然性が強いと認められる。もつとも右本格的というのが強殺事件の被害者や件名等を明示してA1の六人殺しをやつたのではないかと追 及した取調であったのか、単にアリバイに関する被告人の供述の矛盾を追及し山口 に帰つて何か悪いことをしたのではないかというように取調べたものであるかは必ずしも明らかでない。取調警察官はいずれも被告人が自白するまで強殺事件の件 名、内容を表に出さなかつたと証言し、被告人も「何で取調をうけているのか分ら なかつたので同房者に最近大きな事件はなかつたかなど聞いてはじめてiの六人殺 しを知つたのである」と供述し、また警察官による録音テープ中ーー月ーー日の分 と考えられる一巻ないし七巻の警察官の質問には強殺事件を表に出したものが全く 存在しないので、これらをあわせ考えると、その頃の取調では強殺事件の名前は終 始表に出さなかつたようにも思われる。しかし他方アリバイの追及自体強殺事件発 生の日時を言わなければ意味をなさないし、また単に何か事件を起したのではない かとだけ追及する取調というものが実際上可能であるか疑問であるし、被告人はこ の点で「iの六人殺しを一口言えと言つて責められた」と供述し、また警察官録音 一○巻で(三)の(9)のように「このたびのiのA1の六人殺しというような事 情についていわにやならんことになつていますが……」と供述していることからみ ると、本格的取調に入つてからは大阪を出;に帰つて六人殺しをしたのではないか と追及したとも考えられる。或いは当初は強殺事件の名を表に出さず中途から名前

を出して取調べたものとも考えられ、そうすると、被告人の矛盾したような供述 (一方では事件名を出して責められたと言い、他方では事件名が分らない、被告人の矛盾したような供述 言が (一方では事件名を出して取調状況を言つたものとして理解できなくはなく、被告人が (日本の世界の) も時期を異にした取調者が F3とすると同人が山口署留置場に出なかしたの日本のは事件名はよいであるから、少くとも同日以前の取調では事件名はあるに出なからなり、一一月六日以降 i の六人殺しをしたのではないかとの追及が始まったもとみられない。ところが、F3は被告人から「何か大きな事件はなかったと聞かれたのでなく、iの六人殺しの日はいつだったが目があれたが明れたので、この証言が真とととなる。結局本件証拠上は本格的取調による質問の具体的内容についてこれが明確となってにないといる。

(ハ) (三)の(7)すなわち被告人が本件犯行をにおわす供述をしたのが「月のでは、1000であるでは、1000であるでは、1000であるでは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるが、日本とは、1000であるでは、1000であるとの内では、1000であるとの内では、1000であるとの内では、1000では

たず一巻の内容は、「大阪を二回出たことがあり、一回目は一〇月五、六日頃広島まで行き、二回目は佐波郡から i を通つて小郡から大阪に帰つた」というもので、二回目いつ大阪を出たかについて答えようとせず、ついで録音中断があつて、はいていたスボンの色についての応答で終つている。

次に二巻は「手荷物はないんか」との質問で始まり、ついで「二へん目大阪をいつ出たんか」との質問になつてまた被告人は答えず、ただ二回目大阪を出た目的のみ答えて終つている。

三巻はC主任の「崇高な心になれ」という説教に始まり、一とき休めということで雑談になり、「そいじや約束したでよし」というC5巡査の発言で録音中断し、次に「パンは食べたか」の問答後再び録音中断し、その後「心を落ちつけて話しない」「話します」という問答から始まつて、「二三日大阪を出、五日の晩iにおり青かんし、nへ行つて強盗をやり、二八日大阪に帰つた」「A1方に行つて金をにぎつて大阪に帰つた」「sからt、u、v、iの製材所を経て二六日の日にA1の家をおそうてD1駅の上側を通つてwにまわつた」との供述があり、C主任らから「A1方に何があつた、何を持つて出た、入るところはどこ、出たところをどこと話さなくては」と聞かれ、沈黙のまま終つている。

四巻はC5巡査の「ようのう話してくれたのう」「あの仏に対して君が謝らなくちやいけない」という言葉で始まり、「どこから入つた」との質問に被告人が全く答えず、C5巡査、C主任の「それだけ言え」という執拗な説得のあと、被告人の「口から出したらいけんのじや」等の答えがあつて終つている。

五巻は「のうもうひと押しじやろうが」とのC主任の説得に始まり、大阪を出た 状況、そのときの服装(地下足袋を含む)、防府に下車してからの状況、iに入つ てo山に行つた状況についてのくわしい供述の後、「ほんのひとつ調子でちょうな を持つとつたんや、事の成り行きがあねいなつた」との発言があり、o山からどう 行つたかとの質問でまた答えがつまり終つている。

大巻は「そこまで言つて途中で止まつちやいけんわなあ、話をせにや」との説得が続いて録音が中断し、「命がちぢまる」「どうも統一がとれん」とかため息が続いて再び録音中断し、「房に入つて地図を書く」「nが目の前に写つて自分では話せん」という発言が続き終つている。

七巻は「一日だけ安心させる」との被告人の発言に始まり、「iのどことどこに行った」という質問に答え、「どつちから行つてどう出た」との質問には全く答え

ず、結局「一日だけ迷うてみたい」との発言で録音中断し、右中断後は「あしたになつたら話す言つたな、あすこの山からおりたところから話しなさい」との問に始まつていて明らかに一日後の録音であることを示している。

以上概略その内容を摘記したところを通覧すれば、その内容は明らかにその余の 録音内容と対比して最も初期のものであり(ことに二回大阪を出たこと、逃走経路 がD1駅の上を通つていること、o山を降りてからA1方へ行く道を答えていないことは初期の供述であることをうかがわせる)、しかも各巻の最終と次巻の冒頭に連絡があり、内容は継続していて統一性もある。もつとも一一月一一日の取調内容 が残りなく全部採取されたものとは認め難く、採取もれのあることは否定し難いが、だからといつて後日録音のものを意図的に前につぎたし編集するといつた操作 をしているとも認め難い。たとえば一巻に被告人が佐波郡を通つた話が出て、その後その話は一二月一七日付供述調書まで出ていないが、「二回目に出たとき佐波郡 に入つて」と明らかに被告人自ら一個の文章で供述していて、二回出たことが最初 の供述と認められる以上同じ文章の中の佐波郡の供述を後日の分であるといえない こと明白であり、また「きべまで行つたんか」との質問はなく、「きべまで行つたんです」と被告人自ら言つたことが一巻の録音を聴取すれば明らかである。さらに一巻末の服装に関する問答は二巻の冒頭とつながつていること前記内容にてらし明 らかで、ただこの部分はある程度質問応答が録音上省略ないし採取もれされている だけと考えられる。また一巻ないし七巻の中には被告人がすらすらよどみなく供述 している部分とひどく言いしぶり、ため息ばかりといつた部分とが交互に出て来て 一種の統一性を欠いているといえないことはないが、右部分を仔細にみるとすらす ら供述しているのは、着衣、道順、逃走経路等であり、しぶつているのは二回目大阪を出た日時、o山からA1方への道順、侵入口等であり、質問事項のいかんによって供述態度の変化するのは不自然といえない。次に三巻と五巻に柱時計の音が録 音されており、弁護人主張のごとく両方とも一〇の音に聞えるなら、どちらか一方 は明らかに他日のものといえるのであるが、三巻の柱時計の音は検察官主張のように九の音に聞えないことはなく、右音が聞こえるのが三巻の再度の録音中断後取調 べを再開して間もなくであり、六巻の中の被告人の「八時になつたら出ようと思と つた」との供述にてらし右音が九時を示すものと認められ、三巻と五巻の内容が別 の日に録音されたものであることを示すほど明らかに食い違つているとはいえない。結局以上検討したとおり一巻ないし七巻については一一月一一日に録音された ものと認められるから、弁護人らの主張は採用できない。

(二) (三)の(9)すなわちーー月一四日に被告人が否認したことがあるかの点について、この問題は結局警察官録音テープー〇巻が一一月一四日に採取されたものであるか否かというに帰するのであるが、この内容は前記(三)の(9)に摘記したとおりであつて、これによると、被告人は強殺事件の犯行をほぼ認めたが、いまだA1方への侵入経路、侵入口を供述していない段階に否認したことがらかで、この段階はまさに一巻ないし七巻(その内容は右(ハ)の概要のとおりのおよび翌一二日に録音したとみられる八巻、九巻(その内容は七巻の続きでいる)からA1方にどう行つたかについて答をしぶり結局言わないで取調を終つている)の内容の続きをなすもので、一〇巻中に「きのうお休みのときだろうと思つたけど」との供述にかんがみると、一二日の翌日一三日(日曜)が取調べを休んだ日で、一〇巻かまには日本のとまた。

第三、弁護人選任権侵害の主張に対する判断

(一) この点に関する論旨は要するに、被告人は住居侵入、窃盗未遂事実で逮捕されて以後弁護士の名前をあげて弁護人依頼の申し出をしたのに捜査官は全くこれに取り合おうとしなかつたものであり、また右事実で起訴された後被告人は国選弁護人選任を希望する書面を差し出しているのに、裁判所は強盗殺人事件についての起訴があるまで選任しようとせず、また検察官が第一回公判期日の変更申請をし、裁判所がこれを認めたのは、国選弁護人の選任をことさら遅延させその選任権を侵害したものであつて、これら弁護人依頼権、選任権の侵害は憲法三四条、三七条三項に違反するというのである。

(二) 先ず被告人が捜査段階において私選弁護人を依頼したい旨捜査官に申し出たことの有無について検討するのに、(1) 被告人は前記第二の(二)の(2)、(3)のとおり逮捕勾留された段階ではまた私選弁護人のことは捜査官にも裁判官にも申し出ていないこと、(2)被告人は第二の(三)の(4)のとおり昭和三〇年一一月八日付で、同(四)の(5)のとおり同年一二月一八日付で、同(四)の(12)のとおり昭和三一年四月七日付でそれぞれ裁判所からの弁護人選

- 第四、 任意性についての判断 (一) この点に関する論旨は要するに、被告人は警察官により強制、拷問、脅 迫をうけて自白したものであり、被告人の検察官に対する供述調書七通、検察官採 取の録音テープ三巻はその影響のもとに作成、採取されたものであり、かつ、不当 な長期勾留の後得られたものであるから、右自白は憲法三八条二項に違反するとい うのである。
- (二) そこで先ず警察官による強制、拷問、脅迫等任意性を疑わせる事実があったか否かについて判断する。
- (1) 被告人は一審以来当審に至るまで終始警察官よりはげしい拷問をうけたと供述し、その内容として、長時間正座させられ、体がしびれ小便が出ても分らんようになつたこと、かわるがわる打つ、蹴る、殴る、耳をねじまげる、鼻をはじく、投げ飛ばす、指の間に鉛筆をいれてねじあげる、頭をひもで後ろのズボンにくくりつけて頭をそらせる、顔を箒で逆なでする、正座した膝の上にのる、寒中にやかんの水を首筋にたらしうちわであおぐ、金だらいで冷やす等の暴行を加えられ、そのため歯ぐきから血がみ切れない位出たり、頬の一方がよおけはれて青くなつたり、着衣が破損したこと、食事も満足に食べさせられず、昼食は晩に、晩食は夜中

- 一二時頃に食べさせられ、幾晩も留置場に帰らせてくれなかつたこと等をあげている。
- これに対し、被告人を取調べた警察官C6、C、C5、C7、C16は、一審、 旧二審、当審においていずれも「被告人の供述するような拷問を行なつたことは全 くなく、任意性を疑われないよう十分注意した」旨証言している。
- (2) そこで被告人の右供述を裏付けるものとして提出された各証拠について 順次検討する。
- (イ) 一審証人C17の証言(五の一六四六—五冊一六四六丁の意、以下同じ)。その要旨は、「Lらの山林詐欺事件の山口署員の調べをうけていたとき、被告人が、七、八名の刑事に連れられて取調室に入るのを見た。その際右部屋から三、四人のどなりつける声が聞え、『あいたた』とうなるような声が聞えた。山というのである。しかし、当審証人C18の証言、C17の司法警察員に対する供述調書抄本六通、検察官に対する供述調書抄本五通、M作成の送付書によると、Lらの山林詐欺事件でC17が山口署署書抄本五通、M作成の送付書によると、Lらの山林詐欺事件でC17が山口署署書抄本五通、M作成の送付書によると、Lらの山林詐欺事件でC17が山口署署書が出頭した期間は昭和三〇年一〇月一七日から同月二二日までで二三日以後は山口で取調を受けてないことが認められ、他方被告人は一〇月二一日山口署に引致されたばかりで、二二日には裁判官の勾留尋問を受けている段階であり、その頃の調べについては被告人さえ取調が紳士的であつたと供述しているのであるから、C17の証言はおよそ信用できない。
- (ロ) 一審証人C19の証言(五の一六六四)。その要旨は「山口署でLの詐欺等事件で調べを受けていたとき、二階の講堂の向いの一〇畳か一五畳位の部屋の取調室の中から二、三大きな声をされたのを聞いた。このようなことを聞いたのは一日だけである。」というのである。しかし当審証人C18の証言、C19の司法警察員に対する供述調書抄本三通、検察官に対する供述調書抄本四通、同人作成の上申書謄本一通によると、C19が山口署に出頭した期間は昭和三〇年一〇月九日から同月二三日までであり、以後山口署で取調を受けていないことが認められ、そうすると、(イ)のような被告人の取調状況と対比しC19の証言も信用できない。
- 一審証人C20の証言(四の一五五八)。その要旨は「自分が昭和三-年三月頃山口署に勾留された翌朝被告人も留置されていた。そのとき被告人は相当弱つていて向つて右のこめかみが赤く血がにじんではれ上つていたので、私がどう したのかと聞くと、何か訳のわからんことで毎日殴られたり叩かれたりして調べら れている。何の目的で調べられるか分らんと言うので、お前六人殺しの容疑を知ら んかと言うと、知らんと言うので、私はこんなところで頑張つているとやられるか らうそでも早くはつきり言つて未決にまわれと言つた。私は二号房で被告人は四号 房にいたが、その頃暴力団関係者が大勢入つていて、N、Nと騒ぐので、被告人は 八号房に変つた。深夜一二時頃か一時頃房へ帰つて来たのを見た。その後一、ニヶ 月して私が山口刑務所に未決で収容されているとき被告人に会つたが丸々と太つて いて早く刑務所にまわつてよかつたとも言つていた。」というのである。しかし、 C20の整理原票謄本二通、同人の勾留者整理原票謄本二通、同人の指紋票謄本、 証三七号(留置人名簿)、三九号(留置人現在簿)によると、C20は昭和三〇年 -〇月二七日職業安定法違反で山口署留置場第四房に収容され、同月二九日第三房 に、同月三〇日第四房に戻され、一一月七日山口刑務所に移監されたこと、C20 は右勾留中一〇月二九日賍物罪で逮捕され、一一月九日公判請求されたが、一一月一六日釈放されたこと、C20が刑務所に移監された被告人と会うことができた機会としては、C20が傷害事件で逮捕され刑務所に勾留された昭和三二年一月一〇日から同月一九日までの間で、その他に両者が日時を同じくして勾留されていた形 跡のないことが認められる。また、証三九号、当審証人C21の証言によると、被 告人が第六房から他房に移った事実がなく、また、一〇月二七日から一一月七日ま での留置人は毎日一〇人足らずで暴力団員は誰も収容されていなかつたことが認め られる。そしてこれら事実と右C20の証言とを対比すると、右証言中C20が山口署に勾留された日時、被告人が留置場内で房を変えたこと、暴力団員が多数入つ ていたこと、最初被告人に会つてから一、二ケ月後刑務所でまた被告人に会つたこ とはいずれも虚偽であることが明らかであり、さらにC20が留置された翌日とす るとそれは昭和三〇年一〇月二八日で、被告人がまだ本格的取調を受けていない段階であるし、C20の勾留期間中のことであるとしても被告人自身こめかみに傷を うけたことはないと当審で供述しているので、かかる多くの虚偽の事実を含むС2 0の右証言はその余の部分についてもそのままは信用できない。

(二) 一審証人C22の証言(五の一六三六)。その要旨は、「昭和三〇年一一月二七日頃から約一ケ月山口署留置場第四房に留置されていたことがあるが、でのとき被告人は第六房にいた。当時被告人は大変やつれており、夜の一二時ご四房に帰って来たことが一、二回あったと思う。」というのである。なるほど証四号(留置人現在簿)によると、C22は昭和三〇年一一月二七日から一二月二四日まで山口署留置場第三房もしくは第四房に留置されていたことが認められ、被告と、留置場内に時計の備え付けはなく、腕時計等の携帯も許されていないをして、C22の右証言中「一二時すぎ」との時刻の点についてはその正確性に疑らないが、との右証言中「一二時すぎ」との時刻の点についてはその正確性に疑らないが、当時である。また「大変やつれていた」との証言については、その内容自体どのようにある。また「大変やつれていた」との証言については、その内容自体とのようにある。また「大変やつれていた」との証言については、その内容自体とのより行なわれていた時期であるから一応の信用性があると考える。

被告人着用の衣類が拷問により破損し、一部が行方不明になつていると の被告人の供述。被告人の右行方不明になつた衣類を含む当時の着衣の種類、量に 関する供述は、一審以来当審に至るまで絶えず変転流動していてこれを矛盾なく理解することはできない位であり、被告人においてことさら提出証拠にそうよう虚言を弄しているのか、単に記憶が不確実であるにすぎないのか分らないけれども、い ずれにせよこの点に関する被告人の供述をそのまま信用することはできないのであ る。もつとも被告人撮影の写真(昭和三〇年一〇月二一日付、同年一一月四日付― 証四七号、昭和三一年一月頃―証四八号、証四九号、同年二月頃―証四一号)によ ると、逮捕直後頃被告人の着用していた徳利シヤツ、開襟シヤツがその後の写真に写っていないことが認められるが、右写っていないのはこれらが何者かにより処分 されたことによるのか、撮影時たまたま着用していなかつたことによるのか必ずし も明らかでない。かりにこれが処分されたことによるとしても監獄法五三条により 留置人が着用している衣類については担当官に保管を委託しない限り留置人名簿に 記載しない建前である(同法五四条にいう「私に所持する物」とは所持を禁止され た物をいうのであり、同法三三条により衣類は自弁が原則で、日常生活に必要な衣 類の着用は本人の自由に委ねられている)から、右名簿に廃棄等の記載がないこと から直ちに着衣が拷問により破損したため警察官により勝手に処分されたものと推 定することはできない。また、旧二審および当審証人C5の証言によると、昭和三 〇年一二月末着古しの丸首シヤツ、緑色のチョッキ、薄ねずみ色のズボンを被告人 に与えたことが認められるが、それは被告人の汚なくて朽ちそうになつた着衣をみ て同情して与えたものであるというのであつて、被告人の逮捕時における生活状況、季節、勾留期間、差し入れ関係等を考慮すると、右一事をもつて拷問による衣 類の破損を推測することはできない。

(へ) 被告人の受傷の有無、程度。被告人の供述するような拷問が真実そのとおり行なわれたとすると、単に被告人の供述する程度の受傷にとどまつたものとてえられないばかりでなく、被告人の供述する頬がはれたというのは一審証人C12(歯科医師)によると虫歯による口内のはれであると診断されており、被告人のに説示したとおりである。また捜査日記(証二七号)ーー月二二日の項には、「被告人の両瞳、顔面がふくれ」との記載があるが、それは同所にも記載されているとおり睡眠不足の場合にもあり得、拷問の結果であるとまで認めることおり時限であるに、当時被告人C13(内科医師)の証言、当審証人C13の証言に照らしても、当時被告人に外傷の存在はもちろん、拷問の結果とみられる身体的異常(小便のたれ流しを含む)のあつたことは認め難いのである。

(3) 一審公判において検察官から自白の任意性立証のためとの趣旨で提出された警察官採取の録音テープー巻ないし三〇巻について検討する(以下録音の引用は便宜当審検察官作成にかかる録音テープ反訳綴の頁数によることとし、たとえば「一——C5」は「一巻一頁発言者C5巡査」の略記である)。

右録音テープは警察官が隠しマイクにより被告人不知の間に録取したもので、昭和三〇年一一月一一日から同年一二月二五日までの被告人取調の状況が録音されているのであるが、遺憾なことに捜査官の判断により取捨選択が行なわれその全部が録音されておらず、むしろ全取調時間に比すれば極く一部であり(たとえば、捜査日誌記載の取調時間と対比しても、一一月一九日は同日誌で八時間、録音時間四五分位、一一月二〇日は同日誌で三時間五〇分、録音時間二四分位、一一月二一日は同日誌で五時間、録音時間二時間半位である)、その上新しくなされた重要な被告人の供述或いは重要な供述の変更の際の経緯についての録音がほとんどなく(たと

えば徘徊コースの変更等)、明らかに復習と思われる録音がある(たとえば一四-三〇四以下、一九—三九七以下、二二—四八七以下)ので、現存する録音テープに あらわれた以外の具体的取調状況は右あらわれている部分とかなり異なるのではな いかとの疑をいれる余地があり、任意性の判断にあたつてもこの点を看過できな

(1) 「一服煙草をよばれてもよろしいですか」(一―一被告人) 「イ) 「一版煙草をよはれてもよろしいですか」(一―一被告人)、「うん煙草」(一―一C)、「吸いながらでいいからな、ほいでひざもなあくずしてなあ」(一―二C)、「どうもひざくずします」(一―二被告人)、「お茶をついで、水をやろうか、一服吸うて一息に話をしてしまえよ」(一―一九C5)、「ほいじ、あねちよつと休もうな、ここで一息しようや、お茶飲んでな」(二―二八C)、「お茶飲むかお茶いれたろーの」(二―二八C5)、「まあ今一服煙草吸うての」(二―三一C)、お茶をつぐ音(二―三一)、「お茶飲んだか」「あー」(二―三一人)、「朝主任さんに貰うたパンうまかつたですな」(二―五三C、被告人)、「昨日も寒いといいよつたからあと毛布をちいと入れちやれやちゆうてなそいで入れてもろうたんじや」「えぇ毛布を入れてもらいました。それからパンを そいで入れてもろうたんじや」「ええ毛布を入れてもらいました。それからパンを 入れてもろうて……初めて腹一杯あの大きなパンと餅を食べたんですよ、もろう て」(三—五六以下C、被告人)、「ええパンでのうてもいいです。あの安い古いのでもええですからね」(三—五八被告人)、「買うてあげるからね、ほいじゃーつ」(三—五九C)、「じゃあこれだけ吸うて」(三—六〇被告人)、「うんそれだけ吸うて帰んなさい」(三—六〇C)、「パンは食べたか」「はあ」(三—六二C5、被告人)、「ちいともうちいと火鉢の方へもうちいと進めや」(三—七〇C)、「一服吸いなさい。一服吸うてそれから話をしよう」(六—一二三C)、「そいじや火鉢にもあたりなさい」(六—一三七C)、「ひざ組もうや、そがいにひざかしこまつているから話できん」(八—一六九C)、「煙草吸いよんなさい」

パンも支給され、火鉢にもあたつており、その他食事、便も普通に行なわれている ことがうかがわれ、「このたびあんまり情ようしていただいて、はしからはしから 自分がまあ身のおき所がないようになるから」(一〇一二〇九)とか「まあ皆さんから期待かけられて情ようしてもろうたので」(一〇一二一〇)との被告人の発言にてらしても、被告人の供述するがごときはげしい肉体的拷問のあつたことを想像 することは困難である。

(ロ) 「君もようがまんしたよ」(二—三一C5)、「またつらい思いをせん でもいいで」(三—五三C5)、「つらい思いはしません、もう」(三—五三被告人)、「ここでこの間からがんがんがんがんいいよられたあの顔がやつぱりすーと てきます」(三―五五被告人)、「のうこの間からつらかつたろうが」(三―六 ○C5)、「四の五の四の五のいうたときにはありやあれはやつぱり意地になります」(三―六一被告人)、「あんな腹が、腹が」(四―八四被告人)、「たんなに手 ちやいけんじやない、おこらしたらいけんど」(六―一二〇C5)、「そんなに手 間をかけるんじやつたら君が苦しむ、苦しんで」(八―一七三C5)、「はあいつ たあ」(九―二〇一被告人)、「つらかつたのう」(一二―二五七C5)、「 まあ今まで痛いのはみな君がああやつて手間をかけるから、君だけ痛うなるのう」 「修養さしたんよ」(一二―二六七C5外一名)、「これでまた楽になるよのう」 「「でき」」「Nを終ったけどれ、お前が増って終るんじやないぞ」

(一三—二八三C5)、「Nを怒つたけどね、お前が憎うて怒るんじやないぞ」 (一四—三一五H3)、「わかつてくれるじやろうと思つて怒る」(一四—三一五

C5)、「お前につらいこと言うたこともあるし、君が往生ぎわが悪いから根性がのう、それでやつたことで、お前をかわいいからこそやつた」(三〇—六二〇C5)

以上の各発言の意味は必ずしも明白でないけれども「かわいいからこそやつた」とか「修養さしたんよ」等の言葉は、通常の説得を続けた程度で出るものとは考えにくく、程度はともかく何らかの強制もしくは威迫的取調べがあつたことをうかがわせるものがある。

(ハ) 「主任さんにおすがりするよりほかにもう今はどうにもならんのじやからのう」(一一九C5)、「驚きやせんよーつも、これは既成の事実だからね」(三一六六C)、「自分がやつた、犯したことについてはどうでも自分が話さんにやこれは解決がつかんなあ」「三一七三C)、「今頼つとかにやあ、頼る時期でが、のう潮時で、今」(四一八六C5)、「いずれ話をせにやけりやいけないんだから。おそかれ、はやかれ」(六一一二四C)、「今後話をするというても聞かんで」(八一一七三C5)、「ほんとうにお話しとかんにや、こんだあお前救うてもられるとうになるで」(二九一六〇八C5)、「結局その話をせにやすまんのじたのう」(三〇一六二〇C5)
以上の発言は、被告人が自白しなければいつまでも勾留が続くことをほのめかばれるのは取習のみである。

以上の発言は、被告人が自白しなければいつまでも勾留が続くことをほのめかし、頼れるのは取調官のみであることを示し、被告人にどうしても自白しなければすまないような窮迫ないし絶望感、あきらめを与えるものであり、被告人も「はよう言うて送つてもらわんにやいけんですわ」(二—二六)、「もうあきらめましたいよいよ」(一—四七)など発言している。

(二) 「中でなんとなあ、よいよつい体がもてんことがあることがある」(二一三一)、「ああやつてねとるけど」(同上)、「えろう、ああえろう、しまつがとれん」(四一九一)、「弱つたのう」(四一九二)、「ちよつと主任さん待つて」「はあ休まにややれん、どうも統一をとれんようになつた、はあ弱つちやうなあ」(六一一二三)、「頭がボーとしてくる、ほいてじつとまた目をつぶつてこうねとる、うつらうつらする」(八一一七七)、「留置場に入れてやつてや今晩、頭がしやんとせん」(九一一八六)

んり上被告人の発言は被告人の心身が実際に衰弱していることを示すようにもみえるが、単に追及をまぬかれるため口先だけで弱つたと言つているにすぎないともみられなくはなく、いずれにしても警察官の被告人に対する追及がかなりさびしかつたことをうかがわせるものである。

(ホ) 「ゆんべでも出とうなかつたんです、本当のことをいうとまだ考えたかったんです」(三一五六)、「主任さんあかんけ」(四一八〇)、「主任さんあかん」「あかんて」「はああかんのや」(四一八二)、「言つちやだめ」「言つちやだめなんだ、そのあというたらあんた」(四一八五)、「ねえ主任さんかんにんして」(六一二二七)、「主任さんこらえてくれんねえ、こらえてくれんねえて、主任さん、かんにんして主任さん、たのむ、たのむ、たのむて、と、と、統一、統一をとらして」(六一一三九)、「もう一日安心させる、たのむ主任さん、かんにんなされや」(七一一四六)

思い或いはnを思いどうしても言い出せない、また命も惜しいという趣旨にうかがえる発言も多々あり、警察官をしてもう一息押せば、また元気づければ自白するに違いないと思わせる状況もあつたとうかがえるのであるが、この点を考慮しても前記発言の内容、その執拗の程度、長時間であることに照らし、やはり説得の限度をこえているものといわざるを得ない。

- (へ) 以上録音テープ検討の結果によると、右(口)ないし(ホ)のような主として心理的強制、威迫をうかがわせる発言内容があるかと思えば、一方では(イ)のような種々配慮した親切な言動もあり、これらが同一巻中に混在して、かび取調べ初期において圧倒的に多く、(イ)のような配慮をもつてしても全体とても自強制を疑わしめる無理な取調べという印象を免れ得ないのである。によるもで、重要な新供述、供述の変更の経緯が採取されていないことを考慮するとき、経取されなかつた取調状況について録音テープにあらわれた取調状況とは名とで、で、本の余の日は一部録音が多いため(口)ないし(ホ)のごとき部分が採取されていない疑もないことはない。(4) そこで以上検討の結果を総合し、さらに前記第二(とくに(三)の(1
- (4) そこで以上検討の結果を総合し、さらに前記第二(とくに(三)の(13)。(四)の(1)、(2))により明らかな取調場所、期間、回数、時間、取調官の数、取調方法をもあわせ考慮するときは、被告人の供述するようなはげしい拷問があつたとまでは認めることができないけれども、物証の乏しい重大事件の解決を焦る警察官において、数名掛りで被告人に対し十数日にわたり昼夜の別なく執拗な説得追及を反覆した結果、被告人も精神的にも肉体的にも窮迫の末ついに自白するに至り、爾後警察においては右自白を維持する外なかつたのではないかとの疑もあり、すくなくとも警察官調書については強制による自白を録取したものとして一審判決の認定のごとくその任意性に疑があるといわざるを得ない。

(三) そこで次に検察官の取調について検討するのに、その概要は前記第二の(四)の(7)ないし(10)のとおりであつて、右取調を通じて強制、強要が加えられた形跡はなく、被告人において自白をひるがえしたこともなく、山口刑務所へ移監後は接見交通が自由に認められる状況下にあり、ことに検察官採取の録音テープにあらわれている質問応答の状況からは被告人が任意に発言していることが明らかであるし、被告人の経歴、前科歴にてらし警察官と検察官との違いは熟知していた筈であること、警察官の取調にはげしい拷問のあつたことは認め難いこと及び被告人の年令、健康、生活歴等をも考慮すると、検察官取調に警察官取調の際の強制による心理的影響が残存していたものとは認められない。

るめ、検告人は、検察目の録音採取に除しこれを担合したところ、検察目が「そんなことなら刑事さんに取調べてもらう」と言つた旨供述するが、旧二審証人C14、一審証人C23の各証言に照らし、また右録音の内容に照らしても信用し難く、また被告人は検察官の検証時にも同行警察官から暴行をうけた旨供述するが、当審証人C24の証言に照らし信用できず、更に被告人の右検証前何回も現地の地

図や図面を見せられ予習させられたとの供述についても右供述し始めた時期が旧二 審の結審直前であり、それ以前の上申書には検証前予習したことなど何ら触れてい ないことに照らしても信用できない。

(四) 被告人の検察官に対する自白が不当に長く拘禁された後の自白にあたるか否かについて考えるのに、被告人が強殺事件につき警察官により本格的取調をうけ始めたのが昭和三〇年一一月四、五日頃で自白に近い供述をしたのが同年一一月一日、最初の自白調書が作成されたのが同年一一月二二日であること前記第二のとおりであり、その後は犯行前の徘徊経路、犯行の動機、順序等につき訂正補充変更がなされたのにすぎないとみられ、検察官に対する自白の内容も右警察官に対する自白の内容と大差ないので、検察官に対する自白をもつて刑事訴訟法三一九条にいう不当に長く拘禁された後の自白ということはできない。

第五、 別件逮捕、勾留に関する主張についての判断

- (一) この点に関する論旨は要するに、本件捜査の経緯に照らし、捜査当局は当初から強殺事件捜査を目的とするものであるのにその証拠がないため、住居侵入、窃盗未遂というそれのみでは起訴価値の乏しい別件を表面に出し、これに基づいて逮捕、勾留を続け、実際には強殺事件について取調を行なつたのであるから、かかる捜査手続は令状主義を規定した憲法三三条、三四条等に違反する違法不当なものであるというのである。
- (二) そこで先ず前記第二の(一)の(5)、(6)の被告人に対する逮捕状の請求、(6)の逮捕状の執行(同(10))の適否について考えるのに、右(5)の逮捕状記載事実は当時より二年前の窃盗で、被告人に窃盗の累犯前科逮力でこと、被告人が当時所在不明であったことにてらし逮捕状記載事実はといえず、の理由、必要性がなかつたといえないことは、この逮捕状記載事実といえまりにも、必要性がなかつたといえないことは、この事実につらかであり、ことに照らし明らかれるとにても、起訴処罰価値がなかつたといえないことに照らし明らかれるとといるの事実自体についても逮捕の理由、必要性があっとと認められたに所が懲役四月の刑を言渡し、この捜査をとは、のものとは、第二の(2)、(4)の捜査と、関査当局が右(5)の窃盗、(6)の住居侵入、窃盗おび、逮捕状が下のは、右事実の付金が、逮捕の理由、必要性があるが、逮捕状に下の有無をも捜査するためでなく、強役事件とないのであるが、逮捕状に下のもなると認めるに難く要性があるとは、他の事にことにの持ての関査の目的が含まれていたからと、強役事件とないのるの公室につきなられた。このもならままは表達は表達に対している。
- (3))から、この点からも本件逮捕を違法ということはできない。 (三)次に勾留請求、勾留状執行後の取調の適否について考えるのに、当時被告人か大阪市 h 公園で浮浪的生活をしていて逃走のおそれがあつたこと、逮捕事実についても捜査が全く完了していたとも認められないこと(第二の(二)の(2)の自白調書の内容は非常に簡単である)にかんがみると、逮捕事実につき勾留請求をしたことをもつて捜査権の濫用ということはできない。

(四) そこで次に、右勾留事実についての起訴の当否について考えるのに、住居侵入、窃盗未遂の公訴事実が起訴処罰価値のないものでないこと前記のとおりであり、右起訴の時点において起訴検察官としては起訴までの前記のような捜査の経緯にてらし強殺事件についていまだ深く検討もしていなかつたものと考えられるので、本件起訴事実について本来起訴の必要性はないけれども起訴さえしておけばその事実による勾留が続くから、これを強殺事件の捜査とくに被告人の取調に利用しようとの意図であえて起訴したとまで認めることはできず、右起訴をもつて公訴権の濫用であるとまではいえない。

(五) 問題は、むしろ右起訴後における強殺事件についての被告人取調の適否 である。

〈要旨〉本来起訴後の勾留は、被告人の逃走或いは罪証隠滅を防止し、右勾留の基 礎となつている起訴事件の審</要旨>理の円滑、適正な遂行を確保するためのもので あるから、起訴事件以外の余罪事実捜査のため被告人の身柄を確保し被告人を取調 べる必要があれば右余罪事実について新たに令状の発付を求め、これに基づいて身 柄を拘束すべき筋合である。しかし、すでに起訴事実につき適法に身柄が拘束されている以上再度身柄拘束の手続をとることなく起訴事実についての身柄拘束を利用して被告人を取調べても、その取調の期間、方法、程度にてらし起訴後の勾留本来の日的を著してそこれます。 の目的を著しくそこなうことのない限り、とくに弊害もないと考えられる。ここに 起訴後の勾留本来の目的を著しくそこなうというのは、たとえば、余罪事実につい ての被告人取調が起訴事実の審理に通常必要と考えられる期間または右事実が有罪 であるとして通常予想される刑期に相当する期間を超えるほど甚だしく長期にわた り、しかもその間取調が連続、集中して多数回にわたり行なわれるような場合であって、このような場合は取調の期間、方法、程度にてらし起訴後の勾留がほとんど余罪事実についての被告人取調のための身柄拘束に転化しており、起訴後勾留の利 用の限度を超えているものというべきである。従つて、もしこの限度を超えてまで 身柄確保の上余罪事実の取調が必要と予想されるときは、事件単位の令状主義の原 則に帰り、捜査官はこの余罪事実について令状請求等の措置をとり裁判官の審査を 経た上その令状によつて身柄を確保し、法定の期間内に取調を行ない、起訴、不起 訴、身柄釈放等の措置をとるべきであり、かかる措置をとることなく起訴後勾留の 利用の限度を超えて取調を続行した場合は令状主義の趣旨にもとる取調として違法 の疑を免れない。

これを本件についてみるに、前記第二の(三)、(四)のとおり、住居侵入、窃盗未遂による最初の起訴後右事実による勾留中、捜査官によつて強殺事件につき被告人取調が行なわれたのは、昭和三〇年一一月二日から翌三一年三月二三日までで、その期間は約四ヶ月半にも及んでおり、その間検察官取調の一部を除き、絶え間なく取調が続けられているのであつて、かかる取調の期間、方法、程度にてらし強殺事件についての被告人取調は起訴後の勾留の利用の限度を超えているといわざるを得ない。

そうだとすると、右勾留中強殺事件の起訴あるまで検察官から同事件につき令状 請求の措置を行なつた形跡は全くないから、右勾留中の被告人取調は令状主義の趣 旨にもとる違法の疑を免れないというべきである。 第六、 検察官自白の証拠能力についての判断

以上第二ないし第五において検討した結果によれば、警察官調書の任意性には疑があるので、これを証拠とすることはできないのであるが、検察官調書および検察官録音はその任意性に疑があるとはいえないので、この点から証拠能力がないものということはできない。しかし、前記第五に説示のとおり検察官の被告人取調は警察官のそれとあいまつて起訴後勾留の利用の限度をこえながらなお令状によることなく続行されているのであつて令状主義の趣旨にもとる違法の疑のある取調であなく続行されているのであつて令状主義の趣旨にもとる違法の疑のある取調であり、しかもこの間前記第三に説示のとおり選任遅延のため弁護人がいまだ付されていなかつたことをも考慮すると、右取調によつて得られた検察官調書および検察官録音に証拠能力を認めることにはちゆうちよせざるを得ない。

第七、 結論

果してそうだとすると、被告人の自白以外に強殺事件と被告人との結びつきを証明する証拠に乏しい本件においては、その余の主張(事実誤認)に対し判断の要なきに帰する筋合である。

のみならずもともと差戻判決はとくに、「審判の核心をなすべきものはこの本件 犯行の外形的事実と被告人との結びつき如何であると考える」と判示してなお審理 を尽すべく当審に差戻され、当審もその趣旨に則り証拠調を行なつて審理を尽した のである。従つて以上のような本件の特殊性にかんがみ以下自白の信用性、真実性 これを補強する間接事実、補助事実を中心に事実誤認の論旨についても判断を示す こととする。

事実誤認の論旨について

本件控訴趣意中事実誤認の主張は、要するに、被告人は本件強盗殺人の犯人ではないのに、被告人の自白に信用性があり、これを裏付ける証拠もあるとして被告人を犯人と認め有罪とした一審判決は事実を誤認しているというのである。

そこで検討するのに、一審証人 C 2 5、同 C 2 6、同 C 1 0、同 C 4 の各証言 (一の一二二、一の一三九、一の一四八、五の一八二一)、司法警察員作成の検証 調書 (二の四九六、二の五九三) O 作成の鑑定書 (一の一六八、一の一八八、一の二〇四) O 1 作成の鑑定書 (一の二一三、一の二四六、一の二六七) O 作成の鑑定書 (二の六一三、六一五) C 2 7 作成の鑑定書 (二の六一八) および P の司法警察員に対する供述調書 (二の七四四)等を総合すると、次のような犯罪の外形的事実が認められる。すなわち、

- (1) 昭和二九年一〇月二六日朝前夜午後九時頃までは格別異状の認められなかつた山口県吉敷郡 i 村nのA1一家六人が目を覆うような惨殺死体となつて発見された。
- (2) 右家族中、A1と長男A4、次男A5の玉名は夜具をはね、敷布団から乗り出し異状な体位で死亡していて、防禦ないしは逃げ出そうと試みた形跡かうかがわれるが、他の三名はおおむね自然の寝姿に近い体位のまま死亡しており、犯人はA1方家人の熟睡中を急襲し、抵抗も逃げ出す隙もないほど短時間のうちに、六人を殺している。

- (3) しかも右六名の死体には、いずれも頭部ないしは顔面に、有刃鈍器による重大な切創或いは裂傷が多数あつて、それそれ顕著な骨折を伴つていて、右受傷のみでももはや抵抗することも逃げ出すこともできなかつたと思われるのに、頸部にはそれそれ尖鋭な刃物による刺傷または切創があつて、ほとんどの者が頸動脈、頸静脈、気管、頚椎などを切断され、さらにA1夫婦および老母A6は胸部、心臓部にも刺傷をうけ、なかには心臓に大穿孔の創傷を負つている者もあり、その間に老幼の区別なく、年齢一一歳の三男A3にも既に七七歳に達し抵抗力も逃げ出するも衰えている老姿A6に対しても、何らの容赦もなく攻撃が加えられていて、とくにA6に対する攻撃の熾烈なことに不可解の感すら思いしめる。
- (4) 現場にはA 1 夫婦等の死体のあつた中六畳の間に、山口地方でちようの鍬と呼ばれる厚刃の鍬一丁が血塗れのまま放置され(その一端刃の部分はA 1 の死体の下に隠れるようになつている)、A 6 の死体のあつた四畳半の西縁側には、血に塗れた尖端鋭利な庖丁一丁が放置されていて、右鍬、庖丁はA 1 方の所有物件であり、本件被害者等の創傷の性状と対比して、本件犯罪に使用された兇器と判断される。
- (5) 前記A6の死体のあつた四畳半の部屋には、長さ約一八五糎、直径約一〇耗前後の縄切一本が遺留されていて、右縄は農林一〇号の稲藁をE1式製縄機によつて製造した縄の一片で、長石、石英、木炭末と小量の〇型血液か付着している外、一〇箇所の屈曲部を有するが、犯行時の用途とその出所は不明であつた。
- (6) 金品物色の形跡としては、(イ)母屋台所付近の土間に、一握り程度の白米が散乱していて、犯人が近くの物置内から白米を盗み出そうとしたのではないかという形跡があり、(ロ) A 1 夫婦の死体のあつた中六畳の間の東北隅の書箱していたと認められる黒色ビニール製財布一個が放置されていて、その中には五円便は、うち一つはメリヤス手袋をはさみ込んだまま押し込まれてあり、他の二つは、うち一つはメリヤス手袋をはさみ込んだまま押し込まれてあり、他の二つは一・五糎ないし一〇糎程度引き出されたままになつていて、金品物色を疑わせるのてあるが、内部は比較的整然としてかき乱した形跡は顕著てない、(二)以上の外には金品物色の形跡はなく、A 6 の死体のあつた四畳半の間の箪笥その他から現金合計九、二三〇円余および三万一〇四三円の預金通帳等が発見されている。
- (7) 本件犯罪発覚当時のA1方の戸締状況は、同家南側出入口、座敷、納屋等の板戸は完全に閉められているが、A6の部屋の西側、A1夫婦の部屋の北側はいずれも開閉自由の障子のみで屋外に接し、容易に侵入することか可能であり、また納屋裏出入口の板戸と右納屋から母屋土間に通ずる板戸も鍵その他の戸締がなく、右経路から母屋に侵入することも可能であり、A6の四畳半の部屋の西側の障子の一枚は開けられており、その外縁側には山形の裏の地下足袋の足跡と推測される土足の跡があり、また台所の板の間にも形状不明の大人の土足の跡らしい土の汚れがあつた。
- (8) 各被害者の死体のあつた部屋の畳や寝具の上、炊事場の土間、台所板の間などには、血に染まつた地下足袋の足跡が多数散在し、それらはほぼ同種の地下足袋の足跡と認められ、うち一つは明らかにE印の商標のある十文半ないし十文七分の地下足袋の足跡であり、右以外に異種の足跡と認められるものはなかつた。
- (9) 本件犯罪現場からは犯人を特定し得るほどの指紋は遂に検出されず、また夜間照明なくして他家において本件のような多数殺害を実行することは至難と思われるのに、A 1方の電燈はいずれも発見時消燈されており、しかも台所並びに納戸の各電燈には犯人が触れた際に付着したと思われる血痕があり、本件犯行のため侵入し歩き廻つたと認められる各室の境の障子や襖が発見時はそれそれ閉められていた。

以上の事実が認められ、これらをあわせ考えると、六人殺害という兇悪な犯行に比し金銭物色の形跡の少くない点に怨恨による一家塵殺事件ではないかとの疑もないではないが、やはり金品目当の兇悪周到な強盗殺人事件とみるのが相当であり、しかも本件は単独犯であつて、その犯人は冷酷残忍で大胆不敵な性格者であり、犯行中或いは脱出時に、被害者に顔を見られたり、近隣の者に怪しまれることのないように、障子、襖の開放を避けたり消燈などについて周到な配慮をした疑がある。そして生存被害者がなく、他に犯行の目撃者もなく、犯罪現場からは直接犯人を特定するに足る指紋その他適確な物証痕跡も発見されていないので、有罪認定のためには、犯人の確実な自白と、その裏付けとなる確実な補強証拠を要する案件といわなければならない。

ところで、被告人は捜査官に対し、前記法律点の論旨に対する第二において認定したとおり昭和三〇年一一月一一日に一旦本件犯行を匂わす供述をし、同月二二日付の警察官調書以来昭和三一年二月一九日付の検察官調書に至る二〇通にも達する警察、検察官調書、同年三月二二日に採取された録音三巻等においていずれも本件犯行を自白し、或いはその自白を前提として、犯行数日前当時の住居地であつた大阪市のh公園を出発して犯罪地の山口県吉敷郡 i 村に帰来し、犯行までの数日間を過した俳徊経路、寝食の場所、出会つた知人の氏名、会話その他の状況、犯行後の逃走経路、出会つた人物、犯行によつて汚れた着衣の処分その他身辺の整理、小郡駅から大阪に帰るまでの行動、大阪に帰つてからh公園の住居小屋に帰るまでの行動、強取した金品の使途処分なとにつき詳細な供述をしている。

そして、これらの供述には迫真力を有する幾多の供述があり、また犯人でなけれ ば知り得ないと思われる供述部分や客観的事実と符合する供述部分もあつて、 ような供述内容に被告人の経歴、年齢、右自白するに至つた経緯、その後の供述経 過、公判廷における被告人の弁解の態様等をあわせ考えると、右自白に信用性があ ると判断することも、一概に不当とはいえない。すなわち、被告人は、かつて短期間とはいえ警察官をしたことがあり、窃盗の前科もあり、捜査や裁判について或程度の知識を有し、一応の思慮分別もある壮年であつたのであるが、警察官の取調に 被告人が訴えてやまない苛酷な拷問が行なわれた形跡はなく、ただ説得追及の程度 を超えた強制の疑のある取調が五、六日続いた段階で早くも被告人は言えば極刑を 免れ得ないような重大犯罪について犯行を匂わすような供述をし、その一〇日後に は詳細な自白調書が作成され、さらに何らの強制がなかつた検察官の取調に対し、 一度も自白を翻すことなく、むしろ犯行現場の状況等につき極めて詳細に自白し、 検察官の検証時には検察官、検証補助者等の立会人の先頭に立つて事件当時通った 道順、関係場所を自ら案内し、被害者方屋内で被害者らの位置、 .物の在り場所、 の他犯行の順序、犯行状況の詳細につき指示説明し、右取調期間中真に犯行を犯し た者の悔悟の心境を表わしたとも解し得る手配、和歌等を捜査官に手渡しているの である。全く身に覚えのない被告人が、はたして本件のような重大犯罪を右のよう な経緯で自白し、その後も右のような供述の経過を辿るものであろうか、疑問なき を得ないところである。のみならず被告人の公判廷における弁解はとかく根拠に乏しく或いは不自然なものが多く、虚構と疑われる事実に基づくものもある。たとえば、被害者方の納屋と母屋の構造、配置、本件兇器、犯行現場の部屋にあつたもの 等についてはすべて誘導があつたのでなく被告人において言い当てたと偶然の一致 であるかのように弁解しまた後に詳説するように大阪の小屋を一日として不在にし たことがないと言い張りながら、首肯し得る具体的な根拠をあげることができず、 J銀行一〇月分のカルテに被告人の分が残つていないことについても納得し得る弁 解はしておらず、D駅付近のルーフイング葺の小屋について虚構と疑われる事実を援用して弁解したり、地下足袋の種類、購入店に関する弁解は公判の進行に伴ない逐次詳細に或いは反証に合わせるように巧みに変更されている等、被告人の弁解の 中には真の経験、記憶に基づいての弁解と思われない部分がある上、何故そのよう な弁解をしなければならないのか全く理解に苦しむ部分も多くあるのである。結局 かかる被告人の経歴、年齢、自白の経過、公判廷における弁解の変転推移は、前記 自白の内容とあいまち自白の信用性を認める根拠となり得るとも考えられなくはな

は理解困難で犯人であれば納得し得る説明ができると思われる点たとえば、各所に分散して寝ていた六人もの人を寝姿に近いままで殺害することが何故できたか、右被害者すべてに何故前記のような徹底的な攻撃を行なつたのか、炊事場の土間に何故地下足袋の足跡らしいものが残つているのか等については、被告人は全く供述していないかもしくは供述していてもなるほどと思わせることが少ないこと等にてらすと、おおむね一貫し動揺の跡の少ない犯行自体の供述にしても捜査官の判断の推移につれ、意識的、無意識的な暗示、誘導が行なわれた結果ではないかと疑われる部分や被告人自身の経験に基づかずに単なる想像によるものではないかと考えられる部分があって、その真実性につき一抹の疑がある。

のみならず、後に詳しく挙示するように、右犯行の前後の情況事実、すなわち、被告人が犯行前大阪から犯罪地のi村付近に帰つた日時、犯行までの俳徊経路、寝食した場所に関する供述が、第五回警察官調書を境にして一変し、さらに右調談後においても、右俳徊中におけるF4、F5等との出会、同人等との窃盗の相談の表の実行、犯行前×の生家に立寄つた日時、その際身を潜めていた場所、母との高温の時の会話、食事の内容、父親や実子I2の動静、A1方侵入の決意の時期、おらには犯行後の逃走経路、その途中出会つた人物、血に汚れた着衣を処分し、さらなどに関する供述は、四ヶ月余に及ぶ捜査の末期までしば変転動揺した状況などに関する供述は、四ヶ月余に及ぶ捜査の末期までしば変転動揺したの状況などに関する供述は、四ヶ月余に及ぶ捜査の末期までしば変転動揺したの状況などに関する供述は、四ヶ月余に及ぶ捜査の大阪方面行の流車にしば変転動揺したが、方法、四ヶ月余に及ぶ捜査の大阪方面での共述部分も真の体験者にいて、方は、いずれが真実でいずれが虚偽なのか容易に判別し難い。

結局被告人の捜査官に対する自白の信用性、真実性は、さらに高度に確実な他の 証拠によつて補強されることを要するところ、差戻判決は、被告人の自白の信用 性、真実性ひいては本件強盗殺人事件の有罪、無罪を決する上にとくに審理を尽す 必要ありとして六点を指摘しているので、以下この六点を中心に自白の信用性、真 実性を検討する。

第一、 本件犯罪発生の当時、被告人がその居住場所である大阪市内 h 公園の図書館前の小屋から他出不在であつたか否か

(一) 被告人の捜査段階における供述

(1) 司法警察員に対する昭和三〇年一一月九日付供述調書によると、 昭和二九年九月初め頃、大阪市内の h 公園で小屋掛けして、同年一二月一日立退 を命ぜられる迄の間バタヤ生活をしていて出稼旅行等で他所へ行つたことはない。

(2) 司法警察員に対する昭和三〇年一一月二二日付供述調書によると、昭和二九年一〇月二〇日過頃、h公園の小屋を出て、翌日午前七時頃梅田駅より汽車に乗つて同日午後八時頃 s に着き、その後本件犯罪を犯し、犯行の翌々日h公園の小屋に帰つた。

(3) 司法警察官に対する昭和三〇年一二月一日付供述調書によると、 昭和二九年一〇月二二日昼前頃h公園の小屋を出て、翌二三日帰郷し、本件犯罪 を犯して、犯行の翌々日の夜小屋に帰つた。

(4) 司法警察負に対する昭和三〇年一二月一七日、同月二五日、昭和三一年一月二〇日付各供述調書、検察官に対する同月一三日、一四日付各供述調書、同年三月二二日検察官に対する供述録音によると、

昭和二九年一〇月一九日昼頃、h公園の小屋を出て、パチンコなどをして夜を過

し、翌二〇日午前七時大阪駅を汽車で発ち、同日晩sに着き、その後本件犯罪を犯 して、同月二七日夕方小屋に帰つた。

というのであつて、被告人がh公園の小屋を出た日時、小屋に帰つた日時につい ての初期の供述には変動があるが、昭和三〇年一二月一七日以降の供述は一貫して いて変更がない。

被告人の公判段階における供述

被告人は一審以来、右自白を覆えし、本件発生当時は、前記の小屋に住んでい て、大阪を離れたことはない。そしてその頃G1株式会社Q支店へ廃品回収に行つ ており、また毎月一、二回大阪市y区z町のJ銀行に売血に行つていた。右J銀行 の昭和二九年一〇月のカルテ中に被告人或いはA1名義のものがないのは、血が薄 くて検査に合格しなかつたことによるか耳や腕の傷痕の検査でことわられ、採血に 至らなかつたことによる。

というのである。

(三) 被告人の供述の裏付証拠

(イ) 一審証人 C 9 の証言 (二の六九九) によると

私は八歳の子供 I 3 を連れて四国の巡礼をした後、昭和二九年九月頃、大阪市内の h 公園へ来て図書館のところで野宿していたとき、被告人と知り合い、同月二〇 日ころから、警察から立退を命ぜられる迄の間図書館前の被告人の小屋で同棲して いた。その期間中、被告人は大抵夜には小屋に帰つていたが、寒いとき、被告人が 二、三日帰らなかつたことがあつたので、隣のC8のオツサンに「家の人は何処へ行つたろうか」と聞いたところ、オツサンは「何処へ行つたか知らん」といつてい た。そのとき、C8のオツサンは子供の所へ金を貰いに行くときでした。それから二、三日経つた夜小屋で寝ていると、他所の男が今晩小屋へ寝させてくれといつて 来たが、私の自由には出来んとことわつているところへ被告人が帰つて来た。

というのであり、被告人が不在にした時期について、寒いときというだけで 憶がなかつたので、同証人の検察官に対する供述調書が刑訴法三二一条一項二号書 面として一審で取調べられたのである。

(ロ) 右供述調書(四の一四三七)によると、 昭和二九年九月頃から同年一二月頃まで、h公園の図書館前近くの小屋で被告人と一緒にいる間、丸一日被告人の姿を見ないということはなかつたが、ただ一回丈け一週間位姿を見なかつたことがあつた。何日から何日までかは覚えていないが、 大体昭和二九年一〇月頃のことであつた。被告人は眼帯をかけた男と一緒に出かけ て一週間して帰つて来た。

旨供述記載があり、その他公判供述と同旨の供述記載がある。

一審証人C8の証言(二の三九六)によると、

私は昭和二九年頃から、大阪市内のト公園でバタヤ生活をしていたが、同年八月 下旬、被告人が公園の図書館前の私の小屋に来て、「何をして食つているのか」と話しかけられたので知り合い、被告人に、バタヤの手ほどきを教えてやつた。間も なく、そこを立退かされたので、公園の坂の所へ小屋を建てた。被告人も私の小屋 から三間位離れた所に小屋を建て、巡礼のオバサン(C9のこと)とその女の子供と一緒に住んでいた。私は昭和三〇年二月二〇臼茶日山へ行く迄の間、毎月一日と 一五日に娘のC28の所へ小遣銭を貰いに行つていたが、昭和二九年一〇月一五日 行ったときにはC28は居なかった。そのとき、被告人も居なかった。そして、私が一〇月二四日娘の所へ行くときに巡礼に会ったが、巡礼が「うちのオッサンニ、三日帰って来ん。心配や、何処に行ったか知らんか」というので、私は「何処へ行 つたか知らんけど、二、三日したら帰つて来ますわ」といつた。その日が一〇月二 四日であつたというのは、その日は娘の所へ金を貰いに行つた日で、手帳に書いて いたので覚えている。その日娘の所へ行つたが、金は貰えなかつた。そして、 月三一日C28の所へ行つて二、三〇〇円貰つた。その夜小便に行つた時、被告人が帰つて来た。そのとき、私が「にいちやん帰つて来たか。私は娘の所に貰いに行って来た」というと、被告人は「俺も用事があつて行つて来た。詳しいことは明日話す」といつて別れたが、その後会わないので、それつきりきいていない。手帳には昭和二九年四月頃から日日本治ので - 九年四月頃から月日を追つて毎日自分がしたことをつけていたが、翌三〇 年一一月一七日、その頃住んでいた茶臼山の小屋に手帳をおいて、病気のため娘の ところへ行き、帰つてみるとなくなつていた。

というである。 右C8の証言に関連して

(3) **一審証人C6の証言**(六の二三二二)によると、

昭和三〇年一〇月二五、六日ころ、被告人の昭和二九年一〇月頃h公園に居たと の供述の裏付捜査のため大阪に赴き、当時茶臼山の小屋に居住していたC8を捜し出し、同人に昭和二九年一〇月中頃被告人が公園に居たかどうか尋ねたところ、同人は一〇月二四日C9がうちのおつさん、この間から四、五日帰つて来ないが何処 へ行つたか知らんかと心配そうに尋ねたことがある。それでじきに帰つて来るよと言ってやったと言っていた。それは何日かと念を押したら、手帳に書いてあるとい つて本人が手帳を出したので、それを一緒に捜査に来たC7刑事とみた。一〇月二 四日と書いてあつた。

どういうことで書いたかときくと、尼崎に働いている自分の娘の所に金を借りに 行つた日だと、その日は借りたかどうかときいたところ、行つたが、借りられなか つたということが何か印がしてあつた。その後三一日に行つて金を借りた。それが 両方書いてあつた。二四日にC9に会つたということは記入していない。借りに行 く途中であつたと申立てていた。その手帳は長さ一〇糎、幅五、六糎位のものであ つた。同人には何も財産もないのでとり上げるのに忍びなかつたので領置しなかつた。西門派出所でC7刑事が同人から供述調書をとつた。 (4) 一審証人C7の証言(五の一九三三)によると、 昭和三〇年一〇月二五、六日ころ、C6警部と大阪へ裏付捜査に行った。C8は

尼崎の赤線地帯で働いている自分の娘の所から仕送りを受けて生活していた。毎月 C8が娘の所へ金を貰いに行くのは二四日で、一四日にはNは居なかつた。C9が 家の父さんは今頃何処へ行つたんじやろうとC8に話したと申していた。そのとき、私は何かメモでももつているかと尋ねると、C8は小さい帳面を出して自分の娘から貰つた日を書いていた。一〇月二四日の日が書き入れてあるのを見た。また 毎月二四日の日が書き入れてあったのは間違いない。私が手帳を呉れないかという 「もう少し待つてくれというので、後にあの手帳を呉れと行つたところ、既に 同人が公園を追い出される際に紛失して了つたということで入手できなかつた。そ のとき、C6が写しをとつたと思う。

当審証人C28の証言(二六の一〇六六五)によると

私は二四歳から二六歳迄の三年間(昭和四年九月三日生)、尼崎市内のI4経営 の飲食店につとめていたが、その真中の年即ち二五歳のとき秋から夏迄の一年位父 に毎月一五日小遣銭を五〇〇円位渡していた。月のかかりは姉の I 5のところへ小 遣銭を貰いに行つていた。父は私が小遣銭を渡すと大変感謝しながら、ポケツトか ら手帳を出して見せながら、お前と姉の所へ金を貰いに行つた日や貰つた金額を手 帳に書いているというので、私が手帳をみると、鉛筆の縦書きで毎月一日ころ姉I 5から五〇〇円、毎月中ごろC28から五〇〇円と書いてあるのを見た。この手帳 を父が二、三回見せてくれたことがある。父は平素生活に困りながらも日常のことをメモすることが好きな人で、ノート、厚紙、ありあわせの紙片に日常の出来事や 先祖のことなどを仔細に書いていた。

というのである。

(6) 大阪市土木局長の回答書(三四の一三九一七)によると、

明治二八年一月一〇日本籍地の福井県坂井郡a1村大字b1字c1d1 号 e 1 番地で生まれ、R 尋常高等小学校を卒業し、大正一三年八月二六日大阪市水道部下水課に溝渠設守夫として採用され、昭和二五年一〇月三一日依願退職するま で同一職場に勤務し、退職当時は工手A浚渫作業手として五級四五号八、三一三円 の支給を受けていた旨の記載がある。

四 そこで、右C9、C8の証言の信用性について検討する。 (1) まず、C9の証言についてみると、

同人の検察官に対する供述調書中には、同女が幼時脳を患つたことがあること や、被告人と眼帯の男との応答の内容として供述する部分に全く意味不明の供述記 載があること、及び被告人の不在の時期につき、その眼帯の男と一緒に出て行つてから、一週間帰つてこなかつたと供述し、被告人の自供と対比すると、被告人の不在は一〇月初旬から一週間位であつたような供述部分もあり、また右公判証言中に は同人が被告人とら公園の小屋で同棲しはじめた時期、終期等についても記憶の薄れが目立ち、被告人が小屋を不在にした日数についても当初は二、三日だけだつた と供述するなど、同人の認識、記憶、表現能力に問題があることが窺われるが、同証人は本件発生当時の時期における被告人との関係からみて殊更被告人に不利なこ とを供述しなければならない立場にはなく、被告人の小屋で同居していた間に一度 丈け一週間位帰らなかつたことがあり、被告人が帰って来ないのに不審を抱き に住むC8にその行先を尋ねたこと、その日を中心にして、前後二、三日被告人が

不在であつたこと、C8に尋ねたとき、同人は娘の所へ金を貰いに行く日であつこと、被告人が帰つて来た夜不知の男性から泊めてくれと要求され当惑していたことなどの点は、検察官に対する供述以来ほぼ一貫して供述しており、その供述内容は、概ねC8の証言とも符合しており、さらに被告人と同棲していたC9が被告人の存否について強い関心や記憶をもつのは当然で、帰宅時の状況にしても、女性として当惑した経験でたやすく忘れえない出来事であることにかんがみると、同女の知能の程度や記憶の減退を理由に一概に且つ全面的に信用性を否定するのはやや早計の謗りを免れず、むしろ隣人の証言よりは高い信用性を有するものと考えるのが相当である。

(2) C8の証言についてみると、

本件発生当時の被告人との関係から、右C8も被告人に不利益なことを証言しなければならないような立場にはなく、同人は被告人の小屋の隣りに居住していたもので、隣人の動静についての供述ではあるが、C9から「うちのオツサンこの二、三日帰つて来んが心配や」と尋ねられ、そのときは娘の所へ金を貰いに行くときあったというのであつて、記憶に残る出来事であったと思われること、昭和三〇年一〇月二五、六日ころ被告人の供述の裏付捜査にきたC6、C7にもその旨供述していたこと、同人は昭和二九年頃からト公園でバタヤ生活をしていたものであるが、同人の過去の経歴等にかんがみると、当時バタヤ生活をしていたからといて、同人の資質に問題があるとして同人の証言を一概に排斥し難いものがある。

しかしながら、同人の証言中には「被告人とは昭和二九年八月、被告人がh公園 の図書館前の小屋に私を訪ねて来て知り合つた。同月二四日其処を退去させられた とき、被告人とは帰るからといつて別れ、その後昭和三〇年三月か四月ころ、茶臼山で被告人に会つた。私が『ニイサン久し振りだね』というと、被告人は『私も帰っていたが、また来た』と言った」と恰かも昭和二九年八月二四日 6 公園で被告人と別れてから、昭和三〇年三、四月ころまで交渉はなかったかのような供述部分が あるかと思うと、その直ぐ後の質問に対しては「私は八月二四日の立退後直ぐ帰つ て、図書館の坂の下に小屋を建て、被告人もその傍らに小屋を建てた」旨前後、矛 で、図書館の扱の下に小屋を建て、板台入もでの傍らに小屋を建てた」目前後、水盾、そごするようなものがあり、また、被告人がh公園の小屋に居なかつた時期についても「一○月一五日娘C28方に金を貰いに行つたが、C28は居なかつた。そのとき被告人も居なかつた」旨被告人の不在の始期が一○月一五日ころとも解せられるようなものがあり、さらに被告人から、証人が尼崎の娘さんの所へ行なた日本であるようなものがあり、さらに被告人から、証人の問題に 人が不在であつた旨話していたのは何時ですかとの質問に、それは昭和二九年七月 でしたと答え、被告人との初対面以前の時期に被告人と話したことがあるという前 後矛盾した供述部分が存し、同人の認識、記憶、表現力に疑問を抱かせるものがあ ること、またC8の証言中被告人が小屋を不在にしていた終期についての証言部分 はC9の証言や、被告人の自白と四、五日の相異があつて、それだけ被告人の不在日数が多くなること、さらに、同証人はC9から、被告人の不在を尋ねられた日は一〇月二四日で、その日には娘C28の所へ金を貰いに行くときで手帳に書いてあ つたから覚えているというのであるが、C8が娘から小遣銭をつた日時、金額を記 帳するということは敢えて異とするに足りないが、小遣銭を貰うことができず、徒 労に帰した一〇月二四日の事実まで記帳していたということは、同人が毎日の行動 や出来事を確実に日記風に記載していたという証明のない限り、にわかに信用できないところというべく、成るほど、同人の証言によると、昭和二九年四月頃から月日を追つて毎日自分のしたことを記入していたというが、同証言によつても、その具体的説明がなく、ことに一〇月二四日欄に同証人が証言することをどのように記 載してあつたのかについての具体的な供述がなく、裏付捜査に赴いて手帳を見て確 認したというC6の証言によれば、一〇月二四日に何か印がしてあつたという程度 にとどまり、同じくC7の証言によれば、C8の帳面には一〇月二四日娘の所で金を貰つた日を書いてあつた。C8は毎月二四日に娘の所へ金を貰いに行つていた。 毎月二四日と書いてあったというが、右証言はC8本人の証言と相異し、要するに、一〇月二四日に具体的にどのように記載してあったのか知ることができないのである。当審証人C28の証言によれば、同人が毎月中頃父に小遣銭を渡していた ことがあつたことは認められても、十数年以前のことであつて、その時期が必ずし も明らかではなく、また父の手帳の記載内容に関する供述も、その見たという時期 からの期間の経過等に照らし、全面的な信頼をおき難い。何よりもC8証言の信用 性を決定づける最重要資料であるC8作成の右手帳を領置しなかつたことはとにか くとしても、その存在並びに記載内容を証明する写真、少くとも写しさえとられて いない以上、C8の証言中C9から被告人の不在をきいた日が一〇月二四日であつ

たとの部分は全面的な信用をおき難い。

- 被告人が昭和二九年一〇月中に大阪市y区z町のJ銀行に売血に行つた (五) 事実の有無
 - (1) この点に関する被告人の供述

証二七号捜査日誌三〇年――月七日欄の記載によると、 **(1)**

昭和二九年一〇月中は供血に行かなかつたと供述していた。

(口) 司法警察員に対する昭和三〇年一一月九日付供述調書によると 金に困つて昭和二九年八月一七日」銀行に行きはじめ、その後同年九月初め、中旬、一〇月初め、同月末頃、一一月中旬、下旬、一二月一〇日頃、二七日頃というように多い月は三回、少い月でも二回は必ず」銀行に行つて供血していた。

検察官に対する昭和三一年二月一五日付供述調書によると

昭和二八年四月神戸へ行つて以来、一度もiへ帰つたことはないと頑張りつづけ た―中略―困つたことにJ銀行について警察が調査して帰られたことです。そのため事件を起した当時J銀行へ行つていないことが分つてしまい、どうすることもできず、とうとうiへ帰つたことを話した。

というのであつて、J銀行へ行つていないことを認めていた。

右(ロ)の供述に対する裏付証拠 (2)

(1) C29の司法警察員に対する供述調書、同添付のJ銀行のカルテ写し (二の六六八) によると、

被告人は被告人名義或いはA1名義で昭和二九年八月に二回、九月に二回、・ 月に三回、一二月に二回J銀行で売血していることが認められるが、同年一〇月に

は一回も売血したことの記載がないことが明かである。 (ロ) 当審証人C29の証言(二六の一〇七六四)によると、 売血者の採血手続は、まず、売血者は第一受付で受付票を受けとり、これに住 所、氏名、年令、職業、前回採血した年月日を記入して、写真を添付して返還す る。第一受付から廻された第二受付では受付票に基づいて、売血希望者の氏名を呼 びあげて、前回の採血日から日が経過していないか否か、採血する方の腕と耳たぶ をみて、腕の採血の針痕の新しいものや、耳たぶの傷痕の新しいものを認めた者はこの段階でことわり、これに合格すると受付票と売血者の腕に割印を押し、カルテを起し、これらを一括して診察室に廻す。診察室ではまず血液の比重検査をして、合格、不合格を決め、いずれる必ずカルテに記入していた。そして、当日のカルテ に合格と不合格に区分したうえ、一括して編綴して保存していた。

昭和三〇年一〇月二七日山口県の警察官が来たとき、合格、不合格の双方のカル テを編綴してあるものを昭和二九年八月一日から同年一二月末日までの分全部を出 した。

というのである。

(ハ) また、一審並びに当審証人C6の証言(六の二三二二、三三の一三五四 五)によると、

昭和三〇年一〇月二七日、山口署から大阪に赴き、大阪府警の補助をえて、J銀行で、昭和二九年八月一日から同年末までのカルテ約六万枚を一枚宛点検したが、 被告人、A1名義の不合格カルテは一枚もなかつた。

というのである。

以上の証拠によれば、被告人が昭和二九年一〇月中もJ銀行に赴いたが、血が薄 く血沈検査で不合格になつたため、採血カルテ等にその記載がないのだという被告 人の弁解は措信し難いのである。

なお、被告人は耳たぶや腕の検査でことわられたこともある旨主張するが、右供 述は起訴後六年以上を経た一審四九回公判期日(昭和三六年九月一九日)にはじめ てなされたもので、それより前の昭和三二年三月四日付上申書、一審三九回公判 (昭和三五年五月九日)、昭和三六年三月一五日付上申書(七の二四六四)などで は右のような供述をしていない点にかんがみ、右供述はたやすく措信し難い。のみ 、前記C29の証言によれば、腕や耳たぶの傷は一週間か一〇日で完治する し、また、腕の針痕の点検も第二受付は業務が多忙のため、本人が針痕のある腕を 出さず、他方の腕を出した場合でも、その点検のみて通していたということであ り、被告人自身一〇月を除く、その前後の月には二、三回売血に行つていた実績を もつていることに照らし、たやすく信用できない。

以上の次第で、被告人が昭和二九年一〇月に限つて一回もJ銀行に売血に赴いた 形跡のないことはほぼ確実であり、そのことは他に特別の事情のない限り、当時被 告人は大阪にいなかつたことを推測せしめるものである。

- 被告人のアリバイ主張に関する証拠 (六)
- (1) −審証人C30、C31、C32、旧二審並びに当審証人C33の各証
 - **(1)** C30の証言(五の一六七八)によると、

私達夫婦は昭和二九年一〇月一〇日頃、被告人の世話で大阪市内のh公園の被告 人の小屋から三米位離れた場所に小屋を建て、隣り合わせに住んでいたが、同年一 〇月下旬頃、被告人が数日間小屋をあけたような記憶がない。バタヤなので朝、晩 -、二度会わん日はないと思う。

一審証人C31の証言(五の一六九〇)によると、

昭和二九年一〇月中頃から、被告人の隣に小屋を建てて住んでいたが、被告人と は毎日一、二度は会つていた。その間四、五日間被告人を見ないというようなこと はなかつたと思う。

(ハ) 旧二審証人C33の証言(一四の四六八六)によると

Nと隣合わせに住んでいた頃、一ぺん位、一寸Nを見なんだようなことがあつた。主人とNが見えんなあいうて話したことがあります。それは二日位ではないだろうかと思う。旧二審公判に証人として出頭する数ケ月前、弁護人から大阪駅近く に呼び出され、同所へ行く前夜あれこれ思い出したら被告人が二日位不在にしてい たことを思い出した。

当審証人C33の証言(二六の一〇八八三)によると、

Nと隣合わせに住んでいた頃、被告人が二、三日顔を見せないので、隣りのおつ さん何処へ行つたのかと主人と話したことがある。その後被告人がいつ帰つたのか 自分も忙しいし知らない。

一審証人C32の証言(二の四二一)によると、 (2)

私は一〇年前からG1株式会社Q支店に住込警備員として勤務している者である が、右支店には毎日多量の廃品が出て、三日もそのままにしておくと困るような状 態になる。それを市の清掃人夫にとつて貰つていたが、料金を請求するので、自分 で焼いていたところ、被告人がその廃品を呉れというので、毎日取りに来ることと 附近の清掃をすることを条件に許してやつた。被告人は昭和二九年の寒さに向う頃 から一ケ月以上来ていた。その間一、二日問屋へ行くといつて休んだほかは毎日来 ていた。 というのである。

- (3)
- そこで右各証言の信用性を検討する。 まず、C30、C31の証言の信用性についてみると、右両名の一審証 言は隣人であつた被告人が四、五日間も他出不在であつたという記憶はないという 漠然たる内容のものにすぎず、両名が特に被告人の存否について強い関心をもつような生活上、交友上の関係があつたとも認められないので、同人らの証言によって 直ちに被告人のアリバイの主張を認める訳にはいかないし、C33の旧二審の証言と対比してたやすく信用できない。また、その反面、C33の旧二審証言、同人の当審証言は被告人の捜査官に対する供述の裏付になるかというと、いずれもそれは 既に十数年前の隣人の動静に関するもので、その確実性に疑があるばかりでなく、 同人の認識した被告人の不在期間は二日位というのであるから、一週間不在したと いう被告人の捜査官に対する供述を裏付ける証拠ともなしえない。

(ロ) C32の証言の信用性についてみると、

もともと同人の証言では、被告人がG1株式会社Q支店に、廃品回収に行つていた始期、終期が明かでなく、「昭和二九年の寒さに向う頃から一箇月以上来ていた が、妻が他に就職を勧めたところ、被告人は履歴書を出したと言つていたが、それ から来なくなつた」旨の証言、被告人の旧二審における「昭和二九年の一二月二〇 日頃、C32の奥さんから、就職を勧められ、S名義で、仁保村役場から食糧通帳 と移動証明書を取り寄せたうえ、一二月二五日安定所に行つた」旨の供述(一五の 五四〇七、一六の六〇六三)および当審で証拠調をした証三一号 1 · 2被告人名義 仁保村役場産業課宛の書信の日付が、一二月二三日と記載され、郵便日付もまた同 日となっており、書簡の末尾に同村役場において記入したと認められる「送付済2 9・12・25·」なる記載文言とを対比すると、前記C32証言の「寒さに向う ときから一ケ月以上」というのは、二九年一二月下旬を終期とし、それから一ケ月 余り前、即ち、二九年一一月初、中旬から一二月末頃までの意味と認められ、既に この点でC32証言は本件犯罪時における被告人のアリバィの立証となしえない。 のみならず、当審証人C34の証言(二六の一〇七一三)によつて認められるG1 株式会社Q支店の昭和二九年一〇月頃の廃品の種類、分量、C32の所属、倉庫関

係の廃品の処分担当者に照らすと、C32証言自体信用しがたい。 (七) 以上の各証拠を総合すれば、被告人が昭和二九年九月上旬以降、大阪市 内のh公園で小屋を建てて居住するようになつてから後、同年一〇月頃に四日以上 一週間近く小屋を空けて不在にしたという事実にほぼ間違いないと認められるが、 それが一〇月二四日を中心とした前後各数日のことであつたか否かについてはにわ かに断定し難いところであつて、被告人が本件発生日の前後にわたり、当時の居住 場所である大阪市ト公園にいなかつたという証明は十分ではない。

被告人が本件発生数日前、犯罪地のi村附近で、C1、C2等二人の知

人に出会つた事実があるか否か

(-)被告人の供述とその変遷

被告人の捜査官に対する供述 (1)

(イ) 司法警察員に対する昭和三〇年一二月一七日付供述調書(四の一二三 七)によると

昨年一〇月二一日の午後三時か四時頃、f1g1に出てその橋のところにあるvのTがやつている製材所に行つて、丁度仕事をしていたvのC1という三〇才位の男に会い、仕事口を聞き、さらに、北河内から深野に養子に行つた製材職友達のI6の消息を尋ねてみたが、それは分らなかつた。

―中略―翌日午後五時前頃、山口市h1通りi1から下がつて一番初めにある製 材所に寄り、主人に仕事口を聞いたが今一杯じゃという答えであつた。丁度そこに F4がいたので、同人に会つて働き口のことなど話し合つた。

検察官に対する昭和三一年一月一三日付供述調書(四の一三一七)によ (\square)

一〇月二一日午後三時過ぎ頃、仕事口を聞いたり製材職当時の友人であるI6の 居所を聞くために、f1の製材所へ行きC1という三〇才位の男に会つたが、同人 の話では仕事口も一杯のようで、I6の居所も知らないということであつた。翌二 ニ日G製材所に行つて、C2の大将に会つて働き口はないかと聞いて見たが、今-寸職人はいらんといつて断わられた。

というのであつて、これらの自供は一貫している。

被告人の公判段階での供述

昭和三二年三月二日付被告人作成の上申書(三の八三八)によると 私は当時の取調係官が、お前は製材所に必らず行つていると言つて聞かないので、架空の人物としてG製材所の主人と、iのC1という人を出すことにしたので ある。g1の製材所はvのTの工場で、自分はこの工場には二回行つたことがあ る。一番初めは同工場がバンド鋸を掘え付けるときで、二回目は年月日は記憶しな いが、Tさん等四、五名の者が仕事をしており、大きなストーブが有つて、自分が 一服していると若い人が来て、薪を入れて焚いて呉れたことを覚えている。自分はそのときのことを想い出して供述し、I7の弟に会つたように言つておいた。公判で会つたC1という人は顔も知らない人で驚いた。またG製材所の主人は会つたことも、話したこともなく、他人から紹介されたこともない。また、同制共派にE4 とも、話したこともなく、他人から紹介されたこともない。また、同製材所にF4がいたということであるが、若し私が同製材所に行つたとすれば、一番にF4に会 つて話もしたり、親友だから一杯やつている筈である。

というのである。

- 被告人の捜査官に対せる供述の裏付証拠
- (1) C 1 の証言

(1) 同証人の一審第三回公判の証言(一の三〇九)によると、

自分は昭和一三年頃、現在のC1家に養子に来た。その養家と被告人の家とは徒 歩で二〇分位の距離がある。自分が養子に来た当時、被告人の父は製材業をしてい た関係で、被告人はその頃から知つているが話をしたことはなかつた。自分はiに 養子に行つてから五年間Uの青年学校に行つたので、青年学校で被告人を見たこと もあると思う。また、被告人が i の製材所に働いていたのを見て知つていた。自分 は二、三年前松茸の出初める頃、C35さんに頼んでif1のG1製材所に、午後から半日宛三日間程働いたことがある。そこでは製材の向取りという作業をした。その中の日午後三時か四時頃、向取作業をしているとき、Nが、名前は忘れたが誰 かの名前を言つて、「誰々さんは居ないか」と尋ねたので、私はおつてないと答え、さらに「何かええことはないか」と私から尋ねると、Nは「何もええことはな い。」と言つて出て行つた。その場所は工場の入口近くで、私は仕事を五分間位止 めてNと一米位の距離を置いて話したのである。その時Nは黒いスキー帽を着てい たと思う、最初はNということが分らなかつたが話しかけてから分つた。

(ロ) 回証人の一審第二九回公判の証言(五の一七一〇)によると、

Nの件では警察官から二度調べられた。一回目は自宅で写真を見せられ、二回目は警察官が田圃に来られそれから家に帰つて書類に印を押した。自分は警官にNが来たということだけ話し、日時は製材所の日誌に書いてあるでしようと答えておいた。その日時の点について警察官から誘導するような聴き方はなかつた。前回の記言後、N方の家人に「心にそまんことを言つて相済まんことをした」と言つたようなことはない。ただ「Nさんに会つたことを言わなければよかつた。」と言つたのである。会つたことは会つたのだが、向い合つている仲でこんな所に来るのは人目が悪いからである。G1製材所に三日間働いているうち山に木出しに行つた日もある。しかしそれが何日だつたかは記憶にない。山に行かない日は製品の整理をしていた。

(ハ) 同証人の旧二審証言(一一の三九五三)によると、

自分は一六歳の頃C1家に養子に来た。被告人を知るようになつたのはそれから後である。自分が青年学校に行つているとき、被告人がその青年学校に行つていたかどうか記憶にない。しかしその頃はNの顔は良く知つていた。よくは分らないが現在のNの顔と昔の顔とひどく変つてはいないと思う。 日時は良く記憶しないがG1製材所に三日間働いたことは相違ない。その時、被

日時は良く記憶しないがG1製材所に三日間働いたことは相違ない。その時、、被告人が誰かの名前を言つてその人はいないかとまたこと、自分がそういう。そういないと答えたことがある。それは三日働いた日がこと、日だつたと思う。それは二人でも出来ないことはない。あの時自分は板の整理をしていたと思う。その時誰が向取りをしていたか覚えていない。被告人と立話をし合うが板の整理をしていたのが来たした。C36等いたのである。若しC36がそれを知らないも知れない。同人はは見えている等であるがそれを知らないも知れない。自分ないを自分は残っていた時に来たのかも知れない。自分ないを言が二回目私を尋ねて田圃に来たときは、稲はもう刈つて田鋤の後の掘上作業にていた。このは、稲はもう刈つて田鋤の後の掘上頃の仕事でいた。このはない。G1製作所のともしている時であつた。しかしそんなに度々会つたのではない。G1製作所のとは直ぐNであることがわかった。

は直ぐNであることがわかつた。 というのであつて、一審、旧二審に亘る前後三回の証言の骨子をなす、N来訪の日時、場所、会話の内容は一貫しているのであるが、U青年学校に通学中被告人自同校に通学していて見知つたのか否か、また、被告人が本件犯罪発生前、G1製作所に訪ねて来たとき、同証人が向取作業をしていたのか板の整理をしていたのかをである。記憶していたの間に相違があり、ことに旧二審の証言の際は、検察で、計算の答も多数回にのぼり、渋滞の跡が顕著であり、それが年月の経過に伴う記憶、退のされ、あるいは一審最初の証言後、被告人より書信を受取つたことによる的影響の故か、いずれにしてもその証言態度には疑を容れる余地があるのである。

(二) ところで同証人の当審証言(二八の一五九五)では、 自分がC1家に養子に行つたのはwの等常した数日後とのことう。戸籍上昭和一年養子に行つたことになっている養家とNの原語と関係とまる。 一年養子に行ったことでは、その頃線の思思である。 一年大きなどので見いた。自分がUのではは、 一年で見いた。自分がUのではは、 一年に入った。自分がUのではは、 一年に入った。自分がUのではは、 一年に入った。自分がUのではは、 一年に入った。自分がUのでのではは、 一年に入った。 一年に入った。自分がUのでのでは、 一年に入った。 一年に入れ、 一年に入った。 一年に入った。 一年に入った。 一年に入れ、 一十に入れ、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 に至つた経緯やNのその後の風評等同人に対する関心につき、かなり具体的にかつはつきりと供述し、旧二審などの証言態度と趣を異にするところが見受けられるの である。

(2) C1証言に関連する証拠

(1) 一審証人C35の証言(八の三〇七五)によると

自分は、元Tの主任として会社組織で経営していた製材工場を引受け、昭和二七 年頃からG1製材所を経営している。昭和二九年一〇月二一日頃から三日間、C1を雇つたことがある。それ以外に同人を雇つたことはない。仕事の内容は向取りで あつた。工場の作業場は事務所から五〇米位離れている。外来者が工場に入つて行 くのは、気を付けていないと事務所にいる者には分らない。Nは見たこともないし 知らない者である。同人が昭和二九年一〇月頃、工場に来たことは知らないし聞い たこともない。

(ロ) 一審証人C36の証言(五の一七二一)によると、 自分は昭和二八年頃から昭和三三年五月頃まで、G1製材所に勤めていた。昭和 二九年頃、Vがやめた後二、三日間C1が働いたことがある。昭和二八年にも二九 年にもNがG1製材所に訪ねて来た記憶はない。外来者があれば仕事場から分もが ことはないが、私のところからは帯鋸が陰になつて分らない。しかしその外来者が 向取りと話をするような場合は私には直ぐ分る。C1が働いていたとき、そのよう なことがあったかどうか記憶にない。また〇1に外来者の名前など聞いたこともな い。G1製材所で働いていたC37という女性は、場内整理の仕事をしていたが、 時々は向取りもしていた。

(ハ) 一審証人C37の証言(五の一七五九)によると、 自分がG1製材所に働いていた昭和二九年秋頃、C1が一寸働いていたことがある。仕事は向取りだつたと思う。私はこわ(木端)の整理をしていた。C36さん は材木を押す職人である。製材の仕事は三人いなければ出来ないということはな い。Nは今初めて見る人で、C1が働いていた当時Nが来たことは全く知らない。 外来者が入つて来て私達三人のうち誰かに話しかければ、他の二人にも分ると思 う。

(二) 一審証人C38の証言(五の一七八一)によると、 自分は、昭和二九年四月から翌三〇年三月までG1製材所で働いていた。自分が 仕事をしている事務所から、工場の鋸のあるところの見透しはきかない。しかし表 の入口から入つて来る人は見える。Nは知らない人であり、G1製材所に来たとい うことは全然知らない。C37は製材の下働をしていたが向取りもしていた。製材 は一人では出来ず向取りが必要で大抵三人でしていた。証六号の日記帳はG1製材 所の昭和二九年度のもので、出勤状況が記載されてある。この日記帳の中の一〇月 ーー日の「C 1 さん、V さんの代人として今日より来社」と書いてあるのは私の筆蹟であるが、一〇日二〇日、一〇月二一日、一〇月二二日の「C 1 午後来る」「C 1午後」という記載は、私の筆蹟ではなくC35社長の筆蹟と思う。当日私は休ん でいたのではないかと思う。一〇月一一日以後一時C1の記載のないのは、その間C1が来なかつたためと思う。社長は万年筆で書き私は普通のペソ先にインクをつ けて書いていた。

というのである。

ところで証第六号の日記帳によると、 (木)

同帳簿には、C36、V、C37等G1製材所の従業員の出勤状況、業務関係の人の往来、製品の注文、発送等が記載されてあり、その大部分の筆蹟はC38証言 のとおり同女の筆蹟で、一〇月一二日、一三日、一〇月二〇日、二一日、二 記事は別人の筆蹟であること、

が認められ、

当審において証拠調をした山口市立U1中学校長作成の回答書(三五の 一四六七三)、山口県警本部長作成の回答書(三四の一三九五三)によると、

C1は、昭和一一年四月U青年学校に入学し、昭和一六年三月二〇日同校本科五 年を卒業したこと、被告人Nは、U2尋常高等小学校卒業後、同校附設の公民科二 年を終えさらに青年学校一年に進み、昭和一〇年四月(正確には三月か)第一章 を修了し、その後は青年学校に通学していた形跡がなく、C1証人と被告人が、同 じ青年学校に通学していた時期があるかのようにいうC1証人の証言は記憶違いで あること、

が認められる。

(3) C2の証言

同証人の一審証言(一の三二〇)によると、

後ろの席にいるNは知つている。同人は今から五、六年前、山口市 1 山の下の G3木工所に働いていた。当時私は商売のことで同木工所に行つてNと知合になつ た。その後昭和二九年頃、山口市 i 1の私の工場 G 製材所に N が来たとき会つたこ とがある。それはA1一家が殺された事件の起きた日より、二、三日前の昼一一時 頃である。その時職人のF4は鋸の目立をしており、被告人は私に「えゝことはな いか」と言つたが、使つて呉れとは言わなかつた。被告人はその頃 i にいると言つていた。その時それがNだということは忘れていたが、考えてみて後でNだと思い出した。その時同人の服装は地下足袋を履き、弁当箱位の大きさの風呂敷包を腰につけていたこと以外は詳細に覚えていないが、仕事にあぶれた格好でみずばられば 様子であつた。Nに会つたのは製材所の前の材木置場の前で、Nは立つたたま私は 腰を掛け二、三尺離れて話をした。そこからF4が鋸の目立をしていた所とは大部 離れていたので、F4は多分気がついていないであろう。Nがいたのは一〇分間位 だった。G3で二、三回会つた程度ではあるが、Nに間違いないと思う。今見れば、当時より色も白くなり肥えて人相も違うようである。その時もNだと思つたがNであったと断定はできない。見違いがあるかもわかりません確定はできない。判 然したことは言えない。F4はその日から二、三日前に雇い、一〇月二五日頃常傭 にした。

同証人の旧二審証言(一一の三九七八)によると (\square)

自分は、昭和一九年頃から i 1で製材業をやつている。被告人は同人がG4製材 所で製材工をやつていた当時、同製材所が売りに出たのを私が買いに行つたとき知 つた。自分は同製材所を従業員と共に譲り受ける気であつた。G4製材にはこ つたが、最初のとき同製材所の主人から、あれが向取り、これがNというように教 えられた。また使用人の名札も掛つていた。しかし直接Nと話合つたことはない。 それは昭和二五年頃のことで、G3がG4を買い取つてG3木工所を経営する前の ことである。

G3木工所でNを知つたという一審証言は、誤りであつた。その後被告人が私方 の工場に来るまで、同人に会つたことはないと思う。日時ははつきり記憶しないが、iの六人殺しの事件が起きた日から、五日前位にF4が私方の製材所に働きに 来るようになり、またその仕事より三日前位にNが訪ねて来たので、そのことをF4に話したように思う。それはNが帰つた後である。F4はNが来たとき、向うを 向いて鋸の目立をしていたので見ていないと思う。F4が誰か来たのかと尋ねるのでNが来たことを話した。Nには、F4が勤め出して間がなかつたので、今この人 がいるから雇われんと断つた。G4製材でNを見ていたので、Nが私方工場に来た ときには分つたが、そのときは色も黒く痩せていたのに、今被告人を見ておかしい と思う。この人ではないようにも思われる。一審のときも色が白く肥えていて人が違うかと思つた。Nが私方工場に来たということが警察に知れたのは、警察が事件後その犯人を探していた当時、F4を調べに私方へ来た際話に出たのではないかと 思うが、その日時は記憶しない。Nが私方工場に来たときは菜葉服を着て弁当箱を持つていた。私は大怪我をしたり病気をして現在記憶が悪くなつている。

同証人の当審証言(二九の一一七七二)によると

自分がG商会という合資会社を作り、製材を始めたのは昭和二五年頃のことと思う。その頃G4製材所が売りに出て、弟と二人でそれを買いに行つた。建物、機械など記憶する如果取る者を可に出て、弟と二人でそれを買いに行った。建物、機械 など設備を全部買取る考えであつた。その時WとW1らしい婦人に会つた。工場の中には二、三人の製材工がおり、そのうちからこれがNという職人だと教えて貰つ たし、名札も下つていた。製材所では製材職人の技術の一番重要なので目にとまつ たのである。その時のNは色もあまり白くはなく、黒い方で角形の顔であつた。G 4製材と私方と取引があつたかどうかは弟でないとわからない。G4との売買交渉 は値段の点が纒らず、結局G3が買い取つたということである。このG3木工所とは取引があり二、三回行つたこともある。iの六人殺しの事件は二六日の新聞号外を見て知つた。Nが私方工場に来たのはその事件より二、三日前のことと思うが、確かな日時は覚えない。その時、自分は木切れを扱つていたと思う。Nとは製材鋸の前で話をした。話の内容は今記憶しないが以前証言しているとおりだと思う。N が来たとき工場にはF4も私の妻もいた。F4は背を向けて鋸をグライソダーで摺 つて居り、妻は小さい鋸で木を揃えて切つていた。同人等がNを見たかどうかはわ からない。グライダーは大きな音がするので話声は聞えないと思う。F4には「今 Nが来た。」と話した。F4がそれにどう答えたか記憶しない。またそのことは家内にも話した。昭和三八年の証言の内容はもう記憶しない。私が製材で片手をもぎ

取られ大きな打撃を受けたのは、昭和三五年でそれから一年半も入院していたの で、昭和三八年の証言よりは昭和三一年の証言の方が確実であるが、昭和二九年一〇月私方に来た人はNに間違いない。甲八の26(三四の一三九六〇)、甲八の2 8 (当裁判所証四七号) の写真の人物はNであり、同人が私方に訪ねて来た時の顔 形に良く似ている。特に甲八の28の方が良く似ている間違いないと思う。Nが私 方工場に来たときと、G4製材所で同人に会つたときと顔形は余り変つてなかつ た。ただ私方工場に来た時の方が少し痩せていた位だつた。一審や前の二審のとき は色が白く肥えていて人相がまるで変つていた。証三三号の日給月給支払帳は、私 の書いたもので、同帳簿にF4と書いてあるのはF4のことであり、同人に対する 日当の支払が記載されている。証三四号の帳面も私が書いたもので、それは出勤簿 のようなものである。F4を本採用にしたのは一〇月二三日からである。それまで 四日位鋸の目立をしていたと思う。その間は金を払つていないから書いてないので 良く覚えない。F4が私方に働いたのは昭和三〇年一月二七日が最後である。それ からF4は来ていない。従つてX事件が起きて一年後の頃は、F4はもう私方には 来ていないし会つたことはない。

というのであつて、一審証言はNが同証人の工場に来たという時から、二年以内の時期の証言であるが、その来訪者がNであつたという確言は避けているのに、右 時点から九年近くを経過した旧二審、一七年余を経過した当審においては、比較的 明確に、それがNであつたことを証言しているのであつて、その証言の経過に若干 の疑もあるのである。

C2証言に関連する証拠 (4)

(イ) - 審証人C39の証言(五の一七〇一)によると、 自分は昭和二六年頃からG3木工所を経営しているが、Nを雇つたこともない っ、同人が私方に出入りしたこともない。C2は製材所を経営しており私方にも出 入りしていた。

当審証人C40の証言(二九の一一七二五)によると、 (口)

自分は昭和二二年八月頃から、山口市 k 1 通り j 1 山の近くで、G 5 有限会社、 その後はG5株式会社の組織で机、腰掛類を製造していたが、昭和二三年夏頃、防 府の同業者が倒産した際、これを譲り受け、その機械設備の一部は他に転売し、製材機などはG5の工場に移設して自家用資材の製材を始めた。Nは、G5が譲り受ける前から防府のその工場で、製材機械を担当していた人だと思つている。G5が 防府のその工場を買うについても、Nが口をきいて、銀行債務を肩替りするという 条件だけで好条件で買い受けることができるので、Nをそのまま雇い入れ、製材機 の移設も同人に一任したこともあり、その記憶は充分である。Nは私の工場でも製 材を担当していたが、同人がいつやめたかは、自分が病気で長く入院していたので 記憶していない。C2は製材業をしていたので取引があり、材木を持つて来たり集 金などに来ていた。G5は、私の入院中に欠損を生じて負債は増加し、一二月には解散し建物や設備は債権者に差押えられたが、そのまま使用していた。その後工場 はC39という人に引き継いだ。C2の方で負債の取立のために、倒産後の私方の 工場を買い取るという話は聞いたことはあるが、私の方に金が入るわけではないの で、余り関心は持つていなかつた。後ろにいる人はすつかり変つているが、面影は ありNと思う。

(ハ) F4の検察官に対する昭和三一年四月一六日付供述調書(三の一〇九

-)によると、 私は昭和二九年一〇月二〇日か二一日頃から昭和三一年一月末頃まで、G製材所 私は昭和二九年一〇月二〇日か二一日頃から昭和三一年一月末頃まで、G製材所 の製材工として働いていた。iのA1は遠縁になるが右製材所で働いている時、A 1方一家殺しの号外を見て驚いた。

その時より少し前の日だつたと思うが、G製材所の主人が同製材所の休憩室で、「二、三日前職人が来て使つてくれと頼んだが、自分のところには貴方がいるの で、今のところ職人はいらないと言つて断つた。」と話されたので、「それは誰ですか」と尋ねると、「iのNという男だ。」と言われた。Nは自分が刑務所に入つているときから知つており、同人は製材工として良い腕を持つているので、「あれなら上手ですが」と話した。Nが来たという頃には、私はG製材所で鋸の目立をしているがまた。 ていたが、その場所は工場の奥の方で、しかも入口の方を背にしてやかましい音を 立てながらするので、Nの姿は見ておらず、もちろん話もしていない。

(二) 同人の一審証言(一の三二七)によると 私は山口刑務所在監中、被告人と一緒に製材の仕事をしていたので被告人を知つ ている。私は昭和二九年一〇月一三日か一五日頃から昭和三〇年二月初め頃まで、

G製材所に勤めていたことがある。それは同製材所の前を通りかかつた際、鋸の目 立をして呉れと言われ、それでは明日から来ましようということで勤めるようにな つたのだ。A1方一家六人が殺された事件は、その日の朝一〇時頃新聞号外を見て 当時私はG製材所に勤めていた。同製材所の主人から、Nが仕事をさせて 呉れと言つて来たこと及び職人を雇つているからといつてそれを断わつたというこ とは、後で聞いた。Nの事が新聞に出てからそういう話が出たのである。それはN が製材所に来た当時のことではない。そのときNが逮捕されていたかどうかは知らないが、Nの名が新聞に出たとき初めて聞いた。

というのである。 右(イ)ないし(二)によると被告人Nは、昭和二三年頃G5が、防府の同業者 の機械設備を買収した際、G5に移り同会社で製材部門を担当していたこと、その 後右G5もまた経営に失敗して倒産し、一時G製材所においてこれを買収するという話もあつたが、結局C39においてこれを買収し、G3木工所として経営するに 至つたが、被告人は右G3木工所とは全然関係がなく、C39も被告人とは全く不 知の間柄にあること、及びF4の供述は、時期的にみて約三箇月の相違があるに過ぎない検察官調書と一審証言との間に、かなり顕著な供述の変化があって、同人が G製材所に働くようになつた始期や同人がC2からN来訪の事実を聞知するに至つ た時期について、明らかに異なる供述をしているのであつて、その理由につき納得 し難い点があるのである。

(木) そこで当審押収にかかる証三三号日給月給支払帳及び証三四号覚帳等を検討するに、これら帳簿によると、 G製材所においてはF4に、昭和二九年一〇月三一日金四、〇〇〇円、同年一一 月三〇日金三、〇〇〇円、一二月三〇日金一万八、〇〇〇円の各賃金の支払をして いる事実及びF4が、昭和二九年一〇月二三日から昭和三〇年一月二七日までの間 に出勤した日が記載されていることが認められるが、右期間の前後にはF4出勤の 記載がなく、帳簿の上のみからすると、F4がG製材所に働いた初日は、昭和二九 年一〇月二三日であると認めざるを得ないこととなるのである。

以上の各証拠の外本件記録中の各証拠を総合判断すると、 (三)

(1) 検察官主張のように、C1が昭和二九年一〇月二〇日から二二日まで、いずれも午後半日宛、i村f1g1にあるG1製材所に働き、向取りなどの作業に従事したことがあること、右G1製材所は、元i村v部落のTが経営していた設備 を、C35が引継ぎ経営したものであることは疑がなく、C1証人の証言中、同証 人がUの青年学校で被告人Nと共に在学していた時期があるようにいい、あるい は、同校で被告人が青年学校の制服姿で教練を受けているのを目撃したという証言 部分は、前記 U 1 中学校長作成の回答書等と対比し、俄かに採用し難いが、同証人 が、戸数も少なく人の移動も少ない農村地帯で、しかも被告人の生家から、直線距離で五、六百米の視界内にあるC1家に養子に来て、当時移動製材という特殊の職業に従事していた被告人を見知り、その後軍隊歴や警察官歴を有する被告人に、普 通人に対するそれ以上の関心を持つていたとしても決して異とするに足らず、また G2興産跡の製材所で、被告人が働いていたのを見たというC1証言も、被告人の 検察官に対する供述調書(四の一三二一)中に被告人の経歴として、昭和二七年一 二年二五日刑務所から出所して後、昭和二八年四月まで、右製材所に勤めたことが あるという供述記載のあることと符合し信用するに足り、同証人が被告人Nを見誤るようなことはないとも考えられるのであるが、他面その証言中には、昭和二九年 一〇月G1製材所に来たという被告人の服装につき、黒いスキー帽を着ていた旨、 被告人の自供とはくい違いC2証言中には認められない特異な服装を供述している 部分や、被告人がG1製材所で同証人にその消息を尋ねたというI6は、C1証人 の妻の姉婿に当り熟知の間柄にあるI6のことと考えられ、聞き洩らす筈はないと 思われるのに、「被告人は誰かの名前を言つてその人はいないかと尋ねた」とのみ 証言し、また一審では「被告人がG1製材所に来たときは、自分は向取作業をしていた」と証言していたのに、旧二審では、「C36さんがNの来たことを知らないというのだつたら、同人は山に行き自分は残つて板の整理をしていたときに来たのとれるない。 かも知れない。」と言葉を濁すなどやや不確実であいまいな証言部分もあること、 さらに当時G1製材所の従業員であつたC35、C36、C37、C38等の何人 からもN来訪の事実を裏付けるような証言の得られないことなどをあわせ考える C 1 証人一人の証言に全幅の信頼を措くわけにもいかないのである。 次に、C2が昭和二五年頃から山口市:1において製材業を営んでいた

こと、その頃、被告人がG5株式会社に雇われ製材部門を担当していたこと、その

後G5株式会社倒産の際、C2がその設備を買収しようと考え、二回に亘つて同会 社の工場に赴き工場内を検分した際、売主側から製材担当者であるNを紹介されたという事実は、証拠上これを認めるに足り、またC2証人の証言やF4の検察官調 書を総合すれば、本件犯罪発生二、三日前に、被告人NがG製材所に訪ねて来たと いう事実は、これを肯定して差支えないようにも考えられる。しかし他面、C2証 人の当審証言は、既に一七年以上の日時を経過した後の証言であるにかかわらず -審証言や旧二審証言よりかえつて全般的に明確かつ断定的な証言であることに不 自然な感を免れないこと、C2証人が被告人Nを知つたという経緯が、比較的単純かつ間接的で直接被告人と話し合つたことはなく、しかもその後は会つたことも話したこともなかつたということなどを考えあわすと、同証人の証言の信用性、確定 性にも一抹の疑いなしとしない。

(3) 以上要するに、被告人が本件犯罪発生前の一〇月二一日頃、i村f1のG1製材所を訪れてC1に会い、またその翌二二日頃、山口市i1のG製材所を訪 れて、C2に会つたという事実は、被告人の公判段階における否認弁解にもかかわ 、ほぼ間違いないようにも考えられるのであるが、C1、C2証人以外にはそ の頃被告人を目撃したという者はなく、その後二三日以降本件犯罪までの数日間に ついても、被告人は郷里の:村周辺の地を俳徊したと捜査官に自供しており、同地 域には被告人を見知つている者もすくないと思われるのに、被告人を見かけたとい う者はなく、前後五日間を超える俳徊中、被告人を見かけたという者は、結局C 1、C2両証人以外にはいないことを考えると、右両証人の証言に全幅の信頼を措 .とは困難で、その証言により直ちに、それより数日後に発生した本件犯罪と被 告人を結び付けるわけにはいかない。

被告人が本件犯行数日前、俳徊した経路として供述した内容には、当時被 告人が現にそのような行動をしたのでなければ知り得ない情況が含まれているか否 か(最高裁差戻判決の指摘する三点について)

- D駅前のルーフイング葺の小屋について
- 被告人の捜査段階における供述
- 司法警察員に対する昭和三〇年一二月一七日付供述調書によると 昭和二九年一〇月二〇日朝七時頃、大阪駅を出発し、同日夜らに着き、それから 左波川沿いに歩いて I 1 迄来た。着いたのが午後一〇時過頃だと思う。それから D 駅前の木函工場の所の木の積んである中で寝た。
- 司法警察員に対する昭和三〇年一二月二〇日付供述調書によると、 sに着いたのが午後七時半頃で、それからY鉄道の線路を伝うて歩き、夜の・ 時か一二時頃 1 1 に着き、駅前の木函工場の材木の間に寝た。
 - 司法警察員に対する昭和三〇年一二月二五日付供述調書によると、
- 夜一二時過頃に、D駅前の材木の間に寝た。 (二) 検察官に対する昭型三一年一月一三日付供述調書によると、昭和二九年 -〇月二〇日午後七時頃、三田尻駅に着き、Y鉄道の線路伝いに I 1へ上つて行 き、D駅の上手の材木置場の木の間で寝た。

(ホ) 司法警察員に対する昭和三一年一月二三日付供述調書によると、 以前の取調べのとき、私が昭和二九年一〇月二〇日夜寝た所をD駅前と申しまし たが、あれは駅の真前でなく、北側にあたる構内で材木等が積んである所で、その 近くには三〇米位離れた所に小屋があつたのを記憶しております。それで私が寝た 所は小屋と農協との中間辺であります。その小屋は黒いような紙のような物に何か 塗つたもので屋根が葺いてあり、臨時に建てた小屋のように感じました。寝るとき にはそんなことは分りませんでしたが、朝よく見て分りましたから、記憶がありま す。

駅の前といいましたのは駅の建物の横側にも出入口がありますので、そのように 申したのでありますが、正確にいえば、駅の横手にあたる。駅の真前の方は旅館や 店等があることはよく分つている。

木函工場と申しましたのは駅の上手の農協の横のあたりに板が沢山積んであつた 記憶があつたのでそのように申したのであります。

というのであり

- **(^**) 昭和三一年三月二二日検察官録音の内容は前記(二)の供述とほぼ同
- 同年一月二一日付被告人作成の図面によると、その内容は前記(ホ)の 供述とほぼ同旨(但し、小屋の屋根が黒い色であつたとの表示はない。)
 - (2) 被告人の右供述に関する裏付証拠

右(ト)の図面の外、一審証人C41の証言(六の二二五九)、司法警察員作成の電話聴取書三通(六の二二三六一三六)、旧二審検証調書(一一の三七六七、一 、当審証人C42の証言(三四の一三八三五)によると、 三の四四六七)

被告人が一〇月二〇日夜寝たという場所は、Y鉄道D駅構内の北側材木置場の中 にあたり、その翌朝見たという屋根を黒い紙のようなもので葺いた小屋というの は、それより更に約三〇米北方にあたるС41方居宅にあたり、同人は昭和二八年七月頃、従前の黒いトタン葺の屋根をルーフイング葺に替えたこと、付近には他にルーフイング葺の家屋が存在せず、同人方前に当時杭木が沢山置いてあつたことが認められ、右供述は客観的事実と符合している。

ところが、被告人は一審以来、右(1)の捜査官に対する供述は自分が (3) 昭和二六、七年頃、山口市内のG6に働いていた当時、同会社がキジヤ台風後、応 急住宅を11付近に建てたことがあり、その住宅の屋根がルーフイング葺であつた ことを思い出し、終戦前堀警察署に勤めていた頃の状況とも合わせ考え供述したの であると本件とは別の機会に得た過去の知識を基礎にして架空のことを供述した旨 弁解している。

しかしながら、山口県社会課長作成の回答書(三四の一三九二〇)および当審証 人C43の証言(二九の一一九八五)によると、被告人が昭和二六年春頃から翌二 七年夏頃まで、G6株式会社に雇われ、製材工として働いていたこと、その間昭和 二六年七月頃、右G6は外の二社と共に、山口県から佐波郡m1村の11、n1、 o 1、p 1等の地区の災害応急仮設住宅三〇戸(各社一〇戸宛)の建設を請負い、 同工事は同年八月一日竣工したのであるが、右住宅の屋根はすべて杉皮葺であり、 しかもG6はI1地区の応急住宅は請負つていないことが認められる。従つて、右 仮設住宅の屋根がルーフイソグ葺であつたことを思い出して架空のことをいつた旨 の被告人の公判供述はその根拠を欠き措信し難い。尤も、前記C43証人は昭和二 六年秋頃、山口県岩国市近郊の q 1 川流域に災害住宅を建設したことがあり、その 住宅の屋根はルーフイングであつて、被告人もそれを見る機会があった旨証言する が、右災害住宅の工事内容等必ずしも明確でなく、にわかに措信し離い。

(4) ところで、最高裁差戻判決は、被告人の右(1)の捜査官に対する供述が事前に現地に臨んだ警察官の誘導によるとの疑念を禁じ得ないと指摘しているので、この点を検討する。当審証人C42は、

私は被告人の供述の裏付け捜査のためD駅付近に四回行つたことがある。

第一回目は昭和三〇年一二月二七日で、その前の二〇日上司のC警部補から、 告人がD駅近くの木函工場で寝たと供述しているから、右工場の所在、被告人が同 所に寝た事跡があるかどうかを調査せよとの命を受け、H4巡査と共にD駅付近に 赴き捜査した。木函工場はD駅前の農協付近にあつたと思うが、経営者が既に死亡

していたことなどから詳しい捜査ができず、被告人が同所付近に寝たことがあるか 否かについて聞込を行つたが、何ら裏付資料がえられなかつた。 第二回目は同年同月二九日と三〇日である。前回の捜査で被告人の供述を裏付け る資料がえられなかつたので、二九日頃、更に被告人をC警部補と共に取調べ、被 告人が寝た場所について図示説明を求めたところ、D駅の佐波川寄りの材大置場の 中にある小屋を図に書き、前回木函工場といつたのは、この小屋である旨説明し

こで同月二九日(同日は他地を捜査)、三〇日右図面を携行して現地を調べた ところ、その小屋というのは材木置場の西寄りにある一戸建ての一坪以内の風呂小 屋に相当し、狭くてとても人が寝られない状態であつたが、念のため、所有者のC41に昭和二九年一〇月二〇日誰か人が寝たことがあるか否かを尋ねたが、分らな かつた。右一、二回の捜査のときは、Cから黒い紙で葺いたような屋根についての 捜査は指示されていなかつたので、現地でも目にとまらなかつた。

第三回目は昭和三一年一月二二日である。それまでの捜査では被告人がいう場所 は風呂場であり、寝られない状況であつたので、さらに一月二一日 C と共に、被告人に寝た場所の図示説明を求めたところ、被告人はD駅の北西側の材木置場の中程の材木の間に寝た旨供述し、その場所を図示した。このとき、被告人が翌朝黒いような紙のようなもので葺いてある小屋を見たと供述して、図面の寝たという場所か ら、佐波川寄り約三〇米位の位置に小さい小屋と書き込んだので、Cの指示によ り、翌二二日日4巡査と共に現地へ捜査に行つたところ、被告人が寝た位置は材木 置場の中程で、杭木の間に寝られる場所があり、付近にこもがあつた。また黒い紙 の屋根というのは C 4 1 方居宅の屋根であることがわかつた。そしてその結果を上 司に報告した。

第四回目はその翌日頃、Cから、C41方の屋根をルーフイングにした時期を捜 査するよう命ぜられ、同月二四日私とH4巡査がI1に行き、C41を取調べで調 書を作成した。

というのである。

右経過からすれば、昭和三一年一月二一日被告人を取調べ、図示させたときおよ び同月二三日調書作成時以前に捜査官が現地に臨んでいたことが明らかである。 ところで、右C42証人は、昭和三〇年一二月二九日、被告人が木函工場の位置を図示したと証言するが、その図面は現存せず、従つて、被告人が図面を作成したのか否か、作成したとしても、木函工場の位置を何処と図示したのか確認出来ないこと、同証人は昭和三〇年一二月三〇日迄の | 1の現地捜査にあたつて、C警部補 から黒い屋根のことをいわれなかつたから、現地でも右小屋は目にとまらなかつた から無い屋根のことをいわれなかったから、現地でも石小屋は日にとまらなかったと証言しているが、同人の証言によれば、その頃被告人が供述していた木函工場はC41の風呂小屋にあたり、そこから二、三間離れたところに同人方の居宅があつたというのであるから、その際、右C41方居宅の屋根が目に入らなかつた筈はないと考えられること、前記一審証人C41の証言中に警察官が昭和三〇年一二月末頃と翌三一年一月頃私方へ捜査に来たことがあり、一二月末頃来たとき私方の屋根のこともよりない。 のこともきかれたと思う旨の証言部分のあることを総合すると、昭和三一年一月二 一日被告人を取調べ、寝た場所を図示説明させた時には、警察官が事前に現地に臨 んで付近の状況を知悉していたと認めざるをえない。これと被告人の寝た場所に関 する供述の変遷経過ことに被告人の初期の供述の基準となっていた木函工場の存在 の裏付が得られなくなつた時期と時を同じくして、駅構内の材木置場に供述が変化し、かつ、C41方に相当すると認められる小屋が表面化して来ていること並びに前記図面および一月二三日付供述調書の内容にかんがみると、被告人のルーフイソ - グ葺の小屋に関する供述もまた捜査官の誘導の結果ではないかとの疑を払拭しえ ない。尤も、捜査日誌(証二七号)の昭和三〇年一二月二五日欄には、D駅前の木 函工場の裏、小さい小屋があるところで青カソをした。その小屋は黒いフアイター ル塗りのものであつた旨の記載があるが、同日付で採取された供述録音や同日付の 被告人の供述調書には右記載に照応する供述や記載がないことからすると、右日誌 の記載の確実性に疑を抱かせるものがあるが、それはとにかく、黒いフアイタール 塗りとは如何なるものか、また小屋のどの部分がそうであつたのか必ずしも明かでないばかりでなく、前記C42の証言によると、被告人が供述していた小屋の所在 位置と前記C41方居宅とはD駅を基準にしてその方向、位置を異にしていたこと が認められるから、右にいう黒いフアイタール塗りの小屋というのが直ちにC41 方を意味していたとは解し難い。従つて、この点をとらえて、検察官主張のように 警察が現地に臨む以前に被告人が真実の体験者でなければ知り得ない事実を先行し て供述したものと認める訳にはいかない。

以上の次第で、当審証拠調の結果によつても、未だ最高裁差戻判決の指摘する疑問を解消することを得ない。

k川橋付近のパン屋について 被告人の捜査官に対する供述

検察官に対する昭和三一年一月一三日付供述調書によると、

昭和二九年一〇月二一日 | 1の町から | 村に向う途中 r 1の散髪屋の前の店で女 の人からパン三ケを買つた

司法警察員に対する昭和三一年一月一五日付供述調書によると、 一〇月二一日午前一一時頃、 r 1の k 川の橋を渡つたところの散髪屋の前の店で パンを四ケ買つた

旨各供述し

昭和三一年一月一七日には、一〇月二一日にパンを買つたという店の位置を図示 している。

(2) 右供述の裏付証拠

(イ) 一審証人C5の証言(四の一四一四)によると、 昭和三一年一月一七日の取調べの際、被告人が昭和二九年一〇月二一日 | 1から i へ来る途中、腹がすいたので、 r 1の橋を渡つたところの散髪屋前の店でパンを 買つたと述べたので、そのパン屋の位置などを図面に書かせた。この図面に基づき 早速その日、C16刑事と二人で、右図面を持ち、k川へ裏付捜査に行つたところ、k川橋北詰の散髪屋は河川の復旧工事のため移転して存在しなかつたが、そ から三軒行つたところに食料品や荒物を売つている店があつて、私が行つたとき、 パンは売つていなかつたが、本件発生当時はパンを売つていたと店の者からきい

た。

一審証人C16の証言(四の一四三〇)によると、

C5部長と二人で裏付に行つたときパン屋は散髪屋のあつたk川橋のたもとか 二、三軒横にあたるC44という店であつた。その日はパンを売つていなかつ たが、本件発生の頃はパンを売つていたとの聞込をえた。

当審証人 C 5 の証言 (三三の一三四四〇) によると (11)

昭和三一年一月一七日、被告人が図面を書いたとき、被告人が k 川橋を l 1の方から渡つて橋の北詰めを右へ曲つた三軒目か四軒目の店でパンを買つたと供述しな がら、被告人がこの家がパンを買つた所と説明して図面に書き込み、四番目の四角 形を鉛筆で濃く書いた。右図面の橋の北詰から二番目の四角形が濃く書いてあるの は、被告人が橋から二軒目かも知れないといつて鉛筆で濃く書いたのである。ま た、橋の北詰の左側に書いてある四角形が濃く書いてあるのはここが散髪屋だと説 明しながら、鉛筆で濃く書いた場所である。右図面には散髪屋という文字で表示し てはないが、k川橋北詰の左側角の四角形が散髪屋である。 というのである。

(二) 旧二審証人C45 (一三の四四六三)、C46 (一二の四一〇三)の各証言、C45の住民票謄本 (一二の四一二九)によると、

I 1方面からk川橋を渡つた左側のたもとに、F6経営の散髪屋が昭和二九年一 一月中旬まで存在していたことが認められる。

(ホ) 旧二審検証調書(一一の三七七一、一三の四四六九)によると、 被告人がパンを買つたという店は、前記被告人作成図面及び当審証人C5の証言 によつて認められる散髪屋を基準にして、r1村S1のk川橋北詰から東方四軒目 のC44方に当ることが認められる。

当審証人C44の証言(三〇の一二二一八)によると、

同人は大正一五年頃から、同所で下駄類の製造、販売を営み、併せて文房具、駄 菓子類も店へ出して売つていたが、戦時中は一時休業し、昭和二二、三年頃から商 売を再開して、パンや菓子、文房具を販売するようになり、昭和三一年春頃までパ ンを売つていたというのである。

以上の証拠によつて被告人の自供する場所、時期にパンを販売していた店のある ことが一応証明され、被告人の供述には裏付を得たことになる。

(3) ところが、被告人は一審以来、右(1)の捜査官に対する供述は、被告人が掘警察署に勤務していた当時の昭和一九年一二月末、年末警戒のためk川橋際 の散髪屋で二時間位張り込んだことがあり、またその付近には学校や旅館もある し、ここは昔バスの終点になつていた。それで町だからパン屋の一軒位どこかにあると見当をつけていつたもので、要するに過去の知識と体験を基にして、それに想像を交えて述べた旨弁解し、(1)の昭和三一年一月一七日図面作成のとき、昭和一九年頃の自分の記憶では | 1方面から k 川橋を渡ると道路はすぐ左に曲り、しば らく直線で、そして右に曲つていたと思つていたのに、警察官が橋は I 1方面から i 方面に向う道路と直線に接続しているというので、どうもそこの所がはつきりし ない部落があつたから正面にパン屋があつた風になつている訳ですと供述し、昭和 三二年一〇月二二日被告人作成の上申書添付の図面(四の一四七〇)には、右公判 弁解と同じような道と橋の位置を記載している。

そこで、この点を検討するに、

C46、F7、C45の司法警察員に対する各供述調書、山口県土木建築部長作 成の昭和三八年一〇月九日付回答書、佐波郡徳地町長作成の住民票謄本(以上一四 の四一〇三、四一〇七、四一一一、四一一六、四一二九)、旧二審証人C45の証 言(一三の四四六三)、旧二審検証調書(一一の三七六七、一三の四四六七)、当 審証人C46の証言(三〇の一二二四七)、同F6の証言(二六の一〇八三四)、同C44の証言(三〇の一二二一八)、押収にかかる証四四号の一乃至四の写真四 枚を総合すると

- (イ) 佐波郡 r 1村S 1の k 川橋は、昭和二五、六、七年頃のキジヤ、ルース台風等の豪雨で流失したため、その後昭和三〇年一月初旬元の橋の位置に新橋が完 成するまでは、その上流に架設されていた仮橋が一般の通行の用に供せられていた
- (\square) 旧k川橋をI1方面から渡つて橋の左側川下の袂の道路沿いにあつたF 6経営の理髪店は、右新橋架設工事の際、橋の高さ、幅員が拡張されたため移転を 求められ、昭和二九年一一月一六日頃防府市へ移転したこと
 - (11)右架設中の新k川橋とその上流にあつた仮橋との距離は約七、八米であ

つたが、新橋の北詰東端の仮橋の北詰西端との間隔はさらに近接していたのではないかとうかがえること

が認められる。

そして、これを被告人作成の昭和三一年一月一七日付図面および昭和三二年一〇月二二日付図面と各対比してみると、強いていえば、前者の図面は旧k川橋おより、強者の図面はむしろ仮橋と道路の接続状況に似ており、後者の図面はむしろ仮橋と道路の接続に符合するのであり、このことは一面前者の図面が警察官の誘導によれ年一〇月たのではないかとの疑を生ぜしめるとともに、他面、一人が昭和二九年一〇月にし、警察官が被告人の供述の裏付捜査のため現地に臨んだ時には仮橋の位置のにでいるとが明かであるから、昭和三一年一月一七日付図面に仮橋の位置の記載のおよいかとの疑いを残すとともに、他面被告人が捜査官に作成提出した右図面の内容を争い、むしろ仮橋当時の状況に近い図面を公判に提出し、公判廷で落全い、むしろ仮橋当時の状況に近い図面を公判に提出し、記憶が潜在していることによるのではないかと思われるからである。

しかしながら、図面はともかく被告人はパンを買った店として散髪屋の前の店と供述しているのであり、散髪屋の存在については警察官は当時現地に臨んでいては当り得なかつた事情に属するから、右供述自体は誘導に基づくものとは認め難く、またパンを売っていた店をいいあてることは必ずしも偶然といい切れないものがあるが、他方被告人のは川橋と道路の接続状況に関する記憶が、事柄の性質上思いでないとの保障はなく(前記上申書添付図面における散髪屋の位置も実際と異なる)、また被告人の捜査官に対する供述中に、架設工事中の新橋のことや仮橋のことに関する特徴的な状況に関する叙述の一端が何らあらわれていないことにかんがみると、右上申書添付の図面の記載、被告人の橋と道路の接続状況についての供述主張をもつて、被告人が昭和二九年当時の仮橋を通つたことの証左と断言することもできない。

でしている。 従つて、以上検討の結果によると、被告人の捜査官に対する供述は、図面を除いては捜査官の誘導によるものとは認められないけれども、さればといつて右供述が被告人の昭和二九年一〇月二一日当時の真実の体験によるのか、昭和一九年当時の経験に想像を交えてのもので、それが偶然客観的事実に符合するに至つたのであるか、いずれとも確定し難く、右供述に真実性を認めることはできない。

(三) jのC3経営の菓子店について。

(1) 被告人の捜査官に対する供述

被告人は司法警察員に対する昭和三〇年一二月一八日付供述調書ならびに検察官に対する同三一年一月一三日付供述調書で、昭和二九年一〇月二四日午後六時頃、山口市 j の角の店でパンを買つて、 i へ向つたと供述している。

(2) その裏付証拠

旧二審証人C47、同C3の各尋問調書、同検証調書(一の三八七七、一三の四三七八五、四四六七つ)を総合すると、山口市 t 1のC47方では前から煙草、パロロニン、山口市 t 1のC47方では前から煙草、パロロニン、山口市 t 1のC47方では前から煙草、パロロニン、大田では、山口市 t 1のC47方では前から煙草、パロロニン、大田では、山口市 t 1のC47方では前から煙草、パロロニン、大田では、中頃を販売しており、昭和二九年、月頃を下記がして買いた。本には一次の一年間であるならば、それは合かも昭和二九年、別降の本語であるならば、それは合かも昭和二九年、別降の本語であるならば、それは合かも昭和二九年の体述、日本であるならば、それは合かの司法警をは出てのは、の自供後間もまでのとして重要な意味を有すのとして3のの音はというであると、「日本では、日本であると、「日本である」とは、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本

第四、 前記説示以外の被告人が本件犯行数日前俳徊した経路、飲食した場所、寝た場所、立寄先として供述した内容に体験者でなければ知りえない状況が含まれているか、またその裏付証拠があるか否か

(一) 右俳徊経路に関する捜査段階における被告人の供述

(なお、司法警察員に対する供述調書の大半は右に関するものであつて、逐一その内容を摘記することは困難で煩にすぎるのでその要旨のみを摘記する)

(1) 司法警察員に対する昭和三〇年一一月二二日付供述調書では、昭和二九年一〇月二〇日過頃、大阪を出て夜八時頃sに到着し、防府警察署近くの飲食店で焼酎やうどん等を飲食し、夜田圃の中の藁小屋で寝た。

翌朝三田尻駅前通りや天神様通りを俳徊、飲食店で飲食後、バスで大道に行き、同所で秋穂行バスに乗りかえ、潮風呂の旅館の先で下車し、山口刑務所で受刑中知り合つた五〇才位の男の家を訪ね、表で一〇才位の女の子に父の在否を尋ねたらは事に行つているというので、後戻りしてI8の叔母方を訪ねるべく傍まで行つたが、気まりが悪いので素通りし、潮風呂の所の酒屋で焼酎にブドウ酒をまぜて三杯位呑み、sに引返し、午後五時半頃、省営バスでu1に行き、近くの酒屋で焼酎を四杯位呑み、付近の元G7製材所に出ていたI9とかいう三七、八才の男を訪ねたが、引越した後で会えず、u1に戻り、歩いてv1、iuを経て、生家の自宅上の小屋に行き、暫く考え、一度は裏の風呂場から家の様子をみたが、子供の声も聞これないし入る気にならず、そこから仁保市へ行き、G8、G9、I10方、I11方付近さらにw1、n部落を俳徊し、A1方の近くへ行つて様子を見、夜明け前の山頂に上つて寝た。

午後六時ころ下山して付近を俳個後、A1方を襲つたと供述し、

(2) 司法警察員に対する昭和三〇年一二月一日付供述調書では、 昭和二九年一〇月二三日朝大阪をたち、夜sについたと大阪出発の日を改め、先

の一一月二二日に供述した刑務所で知り合つた男、Gフ製材所にいたI9を訪ねたこと、潮風呂の近くで飲酒したこと、o山の山頂で寝たことを取消し、夜明け前D1駅裏の山に上つて、そこで寝たこと、A1方を襲う前、八幡神社横のI10方横の小屋に入って縄を持ち出しこれを腰にくくつて出かけた旨供述した。

(3) ところが、司法警察員に対する昭和三〇年一二月一七日付供述調書以降においては、被告人が大阪駅を出発したのは昭和二九年一〇月二〇日朝で、同夜sに着いたと従前のこの点に関する供述を変更したことと関連して、前記(1)、

(2) で述べた経路、立寄先等が殆んど全面的に取消され、従前の供述とは方向の違う俳祖経路等を供述するに至つた。その供述経過及び内容の概略をみると凡そ次のとおりである。(なお、昭和三一年一月一三日付検察官に対する供述調書の内容は、昭和三〇年一二月一七日、一八日、二五日、昭和三一年一月八日付司法警察員に対する供述調書にあらわれたものとほぼ同旨であるから、右検察官調書で新な事実を供述したものだけを記する。)

(イ) 昭和二九年一〇月二〇日夜の経路

昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、二〇日夜sについて、同所から佐波川沿い(同月二〇日付警察官調書でY鉄道の線路伝いにと変更した)に歩いて、I1町に出て、D駅前の木函工場の木の積んであるところで寝た(右寝た場所についても変更があつたことは先に説示したとおりであるから、

省略する)と供述し、

同月二五日付警察官調書では、sから I 1 へ行く途中、夜一一時頃、D駅一つ手前の部落の線路から左側二軒目の裏に杉垣のある農家の裏の一枚障子の閉めてある所から中に入つて台所の戸棚の中のお櫃の中の飯を皿に盛つて出て長屋の軒先で盗み食いし、皿は裏手の藪に捨てたと供述し、

(ロ) 昭和二九年一〇月二一日の経路

昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、二一日午前八時頃、D駅付近で、以前山口刑務所で知り合つたF5と出会い、盗みの相談をして駅前の飲食店で酒を呑み、二人で歩いてr1に向い、k川を通りすぎた街はずれで一緒に一仕事をしようと11での再会を約して昼頃別れ、r1の引谷、iの松柄を経て、午後四時頃、f1g1に出て、Tの経営する製材所に立寄つて、C1という男と会つた後、高野を経て仁保市に出、G8で寝たと供述し、

経て仁保市に出、G8で寝たと供述し、 昭和三〇年一二月二五日付警察官調書では、二一日D駅前で元G10組で働いていたI12と出会つた。r1からf1へ出て製材所へ立寄る前の午後三時半頃、f1のお寺の下のG11という店で焼酎をコツプニ杯呑み、パン等を買つたと供述

一昭和三一年一月一三日付検察官調書では、r1のk川橋を渡つた散髪屋の前の店でパンを買つたと供述し、

同月一五日付警察官調書では、r 1からf 1への途中x 1で甘藷を掘つて食べたり、柿をもいで食べた。y 1でも甘藷を掘つて食べたと供述し、

なお、右F5との出会や行動につき、昭和三〇年一二月一八日付警察官調書でも、これを維持したが、同月二〇日付警察官調書では、同人とD駅前の飲食店に入ったことはなく、同人と歩いて r 1 に行、途中同人が買つた酒を r 1 の川土手で呑 んだと一部変更し、同月二五日付警察官調書では、同人とD駅付近の材木の上に腰 をかけて話したことはあるが、その余は嘘であると一部取消し、その後それを維持 したが、昭和三一年二月一五日付検察官調書では、同人とは会つていないと全面的

にこれを取消した。 (ハ) 昭和二九年一〇月二二日の経路 昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、二二日午前六時頃、G8を出て、D 1駅、wを経て山口に出て、午後五時頃山口市内の i 1の製材所 (G製材所のこ と)に立寄り、主人に仕事を頼んだが、一杯じゃといわれ、恰度そこにいたF4と 話し、午後六時頃、自転車に二人乗りしてtに出て時間待ちをして午後一〇時頃、 G12から現金や煙草等を盗み、z1に出て同人と別れa2に出た。それから先の ことは後でいうと供述し、

昭和三〇年一二月一八日付警察官調書では、前記F4と会つて、F4と一緒にz1まで歩いて出たが、前日盗みをしたといつたのは嘘であると一部取消し(なお、右F4のことについてはその後、同月二〇日付警察官調書では、同人と会つたのは 午後三時頃で、製材所で三〇分位話しただけだと変更し、同月二五日付警察官調書 では、同人とは全く会つていないと全面的に取消した。) F4と別れてから、a2 の 18を訪ねたが、返事がなかつたので、山口へ出て、九時頃山口駅から行つて裁判所へ行く道の左側の飲食店で焼酎を呑み(右飲食店のことは昭和三一年一月八日 付警察官調書で取消した)、その後 b 2 を経てwへ行き、夜一一時頃、wのU3の裏の宿直室に入つて盗人をしょうと思つて、のぞいてみたが、こうもり傘しかなか つたので盗らず、その北側裏手の一五〇米位はなれた農家の木小屋兼藁小屋に寝た と供述し、

昭和三〇年一二月二五日付警察官調書では二二日夜wのU3付近の家から飯を盗 ので食べたと供述し(右は同月三一日付警察官調書で取消した)

昭和三一年一月八日付警察官調書では二二日午前九時頃、c2のG13という店

で煙草やパンを買つて、d 2の山に行つて時間をつぶしたと供述し、 同月一三日付検察官調書では、昼頃 b 2に行き、一番上の飲食店で甘柿、餅、パ ンを買つたと供述し、

同月一五日付警察官調書では、I8方からwへ引返す途中、金古曽郵便局前の酒 屋で焼酎二杯を、斜め前の店で買つた竹輪を肴に呑んだ。wd2付近でも甘藷を掘 つて食べたと供述し、

(=)昭和二九年一〇月二三日の経路

昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、 二三日夜山口からwを経て、九時

頃、iw1に入り、w1、nを徘徊したと供述し、 同月一八日付警察官調書では、二三日午前五時半頃、U3裏の百姓家を出て、六 時頃、Z駅の角から山口寄り五〇米位の左側の店でパンを買い、練兵場跡、雪舟の 寺付近で昼寝をしたり徘徊して時間をつぶし、午後六時頃宮野市営住宅の国道に出て、角の店でパン、菓子を買つてiへ向い、午後八時頃からw1、nを徘徊し、w 1の奥から二軒目の家の藁小屋で寝たと供述し、

同月二五日付警察官調書では、二三日夜w1、nを徘徊し、夜一二時頃、A1方納屋の裏まで行つたが、そのとき傍の道を下から人が来たので、壁に体をつけてか MC くれたと供述し、 (ホ) 昭和二九年一〇月二四日の経路 「コーナロ付警窓官調書で

昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、二四日朝早くwに出て、d2前の山 で時間をつぶし、その後 i に帰り、夜明け近くなるまで仁保市、 v を徘徊したと供 述し

同月一八日付警察官調書では、二四日朝五時半頃w1の藁小屋を出て、鉄道線路伝いにwに向い、午前一〇時頃、宮野郵便局前の飲食店でうどんを食べ焼酎を一杯呑み、付近の大きな寺の裏山で時間をすごし、午後六時頃」に出て、パンを五、六箇買つて、iへ向つたと供述し、同月二〇日付警察官調書では、二四日午後七時頃 ie2のG14散髪店のおばさんに借金を申入れたが、ことわられたと供述し、右 は昭和三一年一月一八日付警察官調書で取消した。

昭和二九年一〇月二五日の経路

昭和三〇年一二月一七日付警察官調書では、二五日夜明けまで仁保市付近を徘徊 した後、実家の上の小屋に行つて休み、午後八時頃実家の裏から家に入り、奥の間

で寝ていた子供の顔を見、母といろいろ話をしながら、飯を食わして貰い、冷たく いわれて家を出たと対話内容や父親や子供の様子まで詳細に述べた後、その晩A1 方を襲つたと供述し

右供述は、その後同月一八日、二五日、昭和三一年一月八日付各警察官調書、同 三日、二七日付検察官調書等において、さらに具体的に迫真性のある状況、描 写をも付加してそれを維持したが、二月一五日付検察官調書では、二五日午前三時頃、実家の牛小屋の横の藁小屋に入つて寝たが、実家に入つたことはないと従前の供述を取消し、さらに午後八時頃とその後もう一度母屋の裏の杉垣の間から家の中 の様子をみ、父母や子供の姿をみたほかZ1の子供が来ているように思つたとこれ また真実らしい状況を具体的に供述し、

昭和三〇年一二月二五日付警察官調書では、二五日夜九時半頃家を出て、八幡神 社社務所裏の小屋に入り、縄を腰にまいてnへ行き、A1方に入つたことは同月一 日付調書のとおりであると供述した。

- 右経路として供述した内容に体験者でなければ知りえない情況が含まれ (\square)
- ているか、またその裏付証拠があるか否かの点 (1) 昭和二九年一〇月二〇日夜sからY鉄道の線路伝いに歩き、D駅より つ手前の駅のある所の部落外れで線路から左側に二軒目の杉垣が裏にある小さい家 で、飯を盗み食いしたとの自供(昭和三〇年一二月二五日付警察官調書)について は、旧二審検証調書(一一の三七六七)により、被告人の自供に符合する場所に、 自供するとおり裏に杉垣を有し、裏出入口の構造もほぼ符合する「13方があり、 また同人方から一五〇米はなれた場所に昭和三二年頃まで真竹の竹藪があつたこと が認められ、被告人の供述と一致しているが、被告人は旧二審公判で、右供述は自分が以前堀警察署に勤務中 I 1 3 方付近に捜査に行つたことがあり、その時の知識 に基いて供述したにすぎないと弁解しており、この弁解を排斥し去るほどの証拠は ない。従つて、捜査官に対する右供述をもつて、昭和二九年一〇月二〇日の体験事 実に基く供述だとはいい切れず、前記証拠以外に住居侵入や飯の盗み食いの事実を 裏付ける証拠もない。
- 昭和二九年一〇月二一日、r1を経てiへ向う途中、f2峠で甘藷を掘 (2) 昭和二九年一〇月二一日、アーを経て「へ向う途中、アン時で日諸を掘って食べたという自供(昭和三年一月一五日付警察官調書、同月二一日被告人作成の図面)については、一審証人C5、C16の各証言(四の一四一八、一四三二)があり、それによると、被告人作成の図面に示された甘藷を掘つた場所というのは、G15株式会社が22管理のもとに耕作していた佐波郡 r 1 村大字g 2 r h 2 所在の甘藷畑に相当すると認められ、昭和三〇年秋には甘藷を栽培していなかつた が、昭和二九年秋には栽培していたというのである。

ところで、被告人は右の点につき一審以来、r1からf2峠までの道は歩いて通 つたことはなく、車で通つたこともないが、昭和二三年頃、i村f2峠寄りの一番上の部落の甘藷畑を借りて整地して製材機を据付けて父と製材仕事をしたことがあるので、そのときの体験をもとにしていつたのであると供述しているのであるが、 右供述は旧二審証人C48、C49の各証言(一三の四四二二、四四二九)に照ら し、たやすく措信し難い。

しかしながら、農村地帯において畑地が各地に散在し、また畑作として甘藷栽培 が広く行なわれていることは、農村生活経験者にとつては、むしろ常識となつてお り、被告人作成の図面と前記C5証言等に現われている畑がたまたま一致したとし ても、被告人のこの点の供述を余り重視するわけにはいかない。

昭和二九年一〇月二二日深夜、U3北側の裏手一五〇米はなれた農家の 木小屋兼藁小屋で寝たという自供(昭和三〇年一二月一八日付警察官調書、なお、 同月二五日付警察官調書では農家の納屋で寝たとある)については、昭和三一年三 二日検察官録音第一巻中に、U3の上側の道のへりにある、左側に木小屋と納 屋のある向うが母屋になつている百姓家の納屋の中に寝た。その納屋の入口には組 立てた鉄車の荷車があり、これにはござのようなもので覆いがしてあった。かじ棒は入口の方へのぞいていた。中には薪や藁が相当入れてあったという被告人の供述があり、他方旧二審検証調書(一一の三八七七、一三の四四六七)および当審証人 C50の証言(二九の一二〇五五)によると、被告人がいう木小屋兼藁小屋という のはU3の敷地に隣接し、同校の校舎の東北方約一〇〇米にあるZ3方木小屋に当 ると考えられ、同人方は南向きで、U3の方から近道を行けば木小屋、母屋、納屋 の順に並んでいること、そして、木小屋は昭和二四年改築するまでは間ロー間、奥 行二間で、草葺の粗末な掘立小屋で、その西側にさしかけもあつたが、小さく天井 が低いため大八車を入れることはできず、それまでは母屋東側の納屋においてい

た。昭和二四年右小屋を改築し、さしかけも大きくしたので、それ以来大八車をさしかけに入れるようにしていた。木小屋には薪や藁を入れていたというのであり、被告人の前記供述には右限度において一応裏付があるといえないこともない。

しかしながら、被告人の前記供述ことに荷車の状況に関する供述自体、昭和二九年一〇月二二日一夜の経験としては余りにも詳細で徴にわたる認識、記憶に属し、真実の記憶どおり供述したものか疑問なきをえず(従つて、被告人が公判段階において弁解するよう昭和一九年頃の経験に基づく供述であるものとは到底認められない)、右Z3方の家屋の配置や荷車の所有、置場所、木小屋の収納物などが、農家では比較的共通して見受けられることであることにかんがみると、前記被告人の供述をもつて直ちに昭和二九年一〇月二二日夜の体験による事実の供述とみるわけにいかない。そして、他に被告人が当時同所に寝たことを目撃した者はなく、またその形跡も立証されていない。

- (4) 昭和二九年一〇月二三日夜一二時頃、A1方の納屋の裏に至り、様子を窺っていたとき傍の道を下から上つて来る人があつたため壁に身を寄せて隠れたという供述(昭和三〇年一二月二五日付警察官調書、昭和三一年一日付検察官調書、昭和三〇年一二月二四日付被告人作成の図面)にては、一番証あり、「一番があると、被告人が有供述をした以前、既に警察でC51にそのの一〇九五)にであり、ではないがあると、でででででではない。また、前記証拠によると、の一〇九五事実を確らしたいうにはない。また、前記証拠によると、A1方名のの一〇九五事実を確らしたいうによると、がある体格のより、C51にそのであり、A1方名を記述をでいたがあるがある体格のよりにででのであるが、前記証に関いていた。それは元本出人をでの場がで、での場がでで、これを直にはいうのであるが、方に思うによっても、一番生後のよりにというのであるが、方に思うによっても、一番生後の表にというのであるが、方に思うによっても、一番生後の表にというのであるが、方に思うによっても、一番生後の表にというのであるが、方に思うにとは本件犯の人影をみたという程度はより、こちの証言に照らしその確実性にも若干の疑があって、これを直ちに持び付け被告人の供述を裏付ける証拠とはなし難い。
- (5) 昭和二九年一〇月二五日夜生家に立寄つたことに関する被告人の供述は特に詳細で真偽を判別し難いような供述の変遷があるので、念のため掲げると次のとおりである。
- (イ) 昭和三〇年一一月二二日付警察官調書では、生家の上の小屋に入り暫く 考え、一度は裏の風呂場から家の様子をみたが、子供の声も聞こえないし、入る気 にならず、そこから立ち去つたと供述し、
- (ロ) 同年一二月一七日付警察官調書では、二五日夜八時半か九時頃、裏から声をかけて家に入つた。台所付近にいた母に大阪の天王寺付近で日雇稼をしていること、子供が見たくて帰つて来たが、何も土産物をもつて帰らなかつたと詫言をいい、人目にたたないうちに大阪に帰つて一生懸命働いて来るなどと話しながら、食事をさせて貰い、母から家の財産はすべてI2のものにしてあるから心配しなくてもよい。

一今晩一晩泊つて明日人目につかないうちに早く出てくれといわれ、食事を終って、午後一〇時頃家を出たと供述し、

- (ハ) 昭和三一年一月一三日付検察官調書では、二五日夜明け前の午前三時頃、生家牛小屋の横にある藁小屋に入つて、その日の夕方まで隠れていた。その間、二、三回母屋に入りかけたが、父がいて敷居が高くて中へ入れなかつた。夜八時頃、ご免下さいと声をかけて、中に入ると、水屋の抽斗を開けたりしていた母は私を見ておどろいていた。私は父に聞えては悪いと思い、手真似で母が声を出すのを押えるようにして台所へ腰をかけ、母に小さい声で大阪で失敗して土産も買わずに帰つて来たなどと話した。そして飯を食べさせて貰つた。その後母のぐちをまに帰って来たなどと話した。そして飯を食べさせて貰つた。その後母のぐちを来りしていたが、その言葉の中の人目につかないように帰れというのが胸に来で、どうせ前科者だから邪魔だろう、明日帰れといわんでも今晩帰つてやるわい。俺が良ったということをもしも人に話したら今度お前らが叩き殺されるぞと凄文句をなて家を飛び出した。その間父は台所の上の間にいて時々煙管を叩く音がしていたと供述し、
- (二) 昭和三一年二月一五日付検察官調書では、先に母屋へ入つたといつていたのは嘘であると取消し、二五日午後八時頃、牛小屋から出て母屋裏の杉垣の間から家の中の様子をのぞいたところ、いろりのそばに父がおり、母がかまどの前にいた。いつたん立ち去つた後、しばらくして再び戻つて杉垣の間から硝子障子越しに

屋内をのぞくと父がもとの位置におるのが見え、I2が上の間の方から「じいちやん、なにやらしょる」と父のそばへ寄つて来て何か話している姿を見た。I2がたけつたのは、近所のZ1の子供が来てなにかいたずらをするため、I2が父につげに来たように思つた。その時は母の姿は見えなかつたと供述し、

(木) 昭和三一年三月二二日の検察官録音によると、裏の杉垣の所から台所の硝子越しにのぞいていたら、I 2が「じいちやん、じいちやん」といつてたけるようなから、のぞいてみていると、やつぱり誰かほかにも上の間におつたように思うんです。そのほかの者というのは、子供みたいだつたから Z 1 の子供でも来ておるのか、まだ帰らないでわるさでもしよるのかと思うた。或いは、誰か自分の姉が子供を連れて来ておるのかと思うたと供述している。

右のように、何れが真実が判別し難い供述内容の変更があるが、被告人が生家に入つて母と会い、食事をしたことについては、I、I14両名共に検察官に対し(一四の五一二九、五一三九)、また一審証言(四の一五一四、二六六四)で強く否定するところで、他にこれを事付ける証拠はない

□ ころで、他にこれを裏付ける証拠はない。 前記(二)、(ホ)の供述中のI2のほかに近所のZ1の子供か姉が連れて来た子供がいるのかと思つた旨の供述は、その前頃からI方四女のI15が三才位の子供を連れて生家に農業の手伝いに来ていたことと微妙に符合することが認められる(前記I、I14の各検察官調書)。しかしながら、右情景の供述もいずれも、被告人が出奔前、生家で経験した同種の出来事を基にして述べうるものであつて、右供述に犯行前夜の一〇月二五日夜の体験でなければ知りえない情況が含まれているとはいい難く、他に被告人の供述を裏付けるに足りる証拠はなく、さらに供述の変遷推移からみても被告人の供述が真実であるとはたやすく断定し難い。

- (6) その他被告人の徘徊中における寝食等の自供の裏付証拠をみるに、
- (イ) 被告人が立寄つて飲食したという店は、i村f1のG11商店(昭和二九年一〇月二一日午後三時半頃、以下日時のみを記する)、山口市i2のC47商店(二二日午前九時頃)、同市j2k2F8商店(二二日昼頃)、同市I2m2のF9商店(二三日午前六時頃)、同市n2住宅付近のF10商店(二三日午後六時頃)、同市o2のF11商店(二四日午前一〇時頃)に該当することおよび右各店は以前から、被告人が買つたという品物と同種の物品を販売していたことが認められ、
- (ロ) 被告人が泊つたというG8(二一日夜)は、i村p2にあるZ6らが昭和二四年頃、酒蔵を改造してはじめた製材所であり、i村w1の奥から二、三軒目の藁小屋(二三日夜)というのは、w1にあるZ7方かZ8方のいずれかであると思われるが、被告人の自供と旧二審検証結果を総合すると、Z7方にあたる可能性が強く、そうだとすれば、当時同人方には飼犬がいて、深夜他人がその屋敷内で野宿することは困難な状況であつたことが認められ、
- が強く、そうだとすれば、当時同人方には飼犬がいて、深夜他人がその屋敷内で野宿することは困難な状況であつたことが認められ、 (ハ) また被告人が盗みに入ろうとしたというwのU3(二二日夜)は、山口市wのU3学校であり、立ち寄つて縄をとり腰に巻いたという仁保八幡神社横の農小屋(二五日夜一〇時頃)は、同所にあるA7所有の農小屋であることが明かである。

このように被告人が供述する飲食店、寝た場所、入つた学校、農小屋はいずれもその供述するところに存在していたことは認められるが、被告人が i 村で生まれて成長し、その後家業の移動製材に従事して諸所を廻り、山口市内の商店に勤めたり、製材工として働いたことがある経歴、職歴等に照らすと、右の諸点はその頃にえた知識と体験をもつてしても供述しうる事柄の範囲内に止まり、他に当時被告人に酒食等を売つたと証言する者はなく、また被告人が野宿し、或いは侵入したのを目撃した者もその形跡を確認している者もない。

以上検討したとおり、被告人が徘徊経路として供述した内容には、昭和二九年一〇月二〇日頃から数日間において、現に体験した者でなければ知りえない情況が含まれているとは認められず、またその供述を裏付けるに足りる証拠も十分ではない。

第五、 A 1 方の被害金品と被告人がそれを所持していた事実の有無

一家全員が殺害され生存被害者のいない本件で、被害金品の種類数量を精確に知ることは困難である。ことに金銭については、C10の証言等により、A1方が、i村においてほぼ中流の生活を営み、農業の外桐材や竹の仲買をしていた関係で、比較的金銭の出入りが多く、仲買資金として、時には一〇万円前後の現金を所持していたこともあるという程度のことしかわからず、本件被害当時、A1方にはたして総額幾何の金があつたのか、そして幾何の金を強奪されたのかは、被告人の自白

を除いては明らかではない。そこで以下主として最高裁差戻判決の指摘する国防色上衣について、本件により、はたして A 1 方に国防色上衣の被害があつたのかどうか、また被告人が右被害品と認められる国防色上衣を所持していた事実があるかど うかの点を検討する。

被告人の自白の経過と内容、 (-)

被告人の司法警察員に対する昭和三〇年――月二二日付調書(三の―― 七八)によると、

A 1方で盗つたものは、現金七、八千円とカーキ色折襟上衣一着である。 (2) 同年一二月一日付調書(四の一二〇一)によると、

盗つたカーキ色の服は、将校の着るような襟の折れた軍服であつた。 (3) 同月四日付の調書(四の一二二四)によると、

A1方で盗つて出た服は、軍服と言つていたがあれは軍服ではなく、将校の着る ような木綿よりは良い国防色の折襟服で、襟が普通の背広服とは狭く折るようにな つたものであつた。生地は薄く夏物か合物と思われる触りの柔い感じのものであつ た。

。 (4) 昭和三一年一月二〇日付調書(四の一三〇九)によると、 A1方で盗つた上衣は、国防色の少し濃いような色で、割に薄い軽い生地で襟は 折れているが、普通の背広のように大きく開いていない一寸国民服に似ており、バ ントは付いておらず、ポケツトは、と両脇に蓋の付いたポケツトがあり、その生地 や色は証六四号(原審の証一号)のズボンと同じような上服であつた。

(5)検察官に対する昭和三年一月一四日付調書(四の一三四六)によると 盗んだ服は濃いカーキ色で折襟であつたが、その襟は普通の服のように大きなも のではなく細いものであった。裏はなく夏服のような生地で、余り良いものには見 えなかつた。両脇のポケツトには覆があつたが、胸ポケツトは覆がなく左側につい

ていた。

というのであつて、折襟といい軍服といい一寸国民服に似ていたといい、国防色 あるいは濃いカーキ色といい、表現は区々であるが結局は証一号スボンと同じよう な生地と色合の襟元の開いた上衣というに帰するようである。

被告人の自供にかかる国民服類似の上衣が、本件犯罪発生までA1方に

存在し、それが本件後なくなつているか否か、

司法警察員作成の検証調書(二の四九六、五九三)によると、 (1)

本件発生直後被害者A1方に残つていた衣類の中に、軍服上衣一点、国防色上衣 -点、軍服上下一着、ズポソ四点が箪笥の中あるいは部屋の鴨居に、納めてあつた り吊されていたこと。

(2) 司法警察員作成の昭和三一年一月一〇日付捜査報告書(六の二二四五)、同月七日付領置調書(六の二二五二)によると、

前記軍服類や国防色の上衣やズボン三点は、他の衣類とともに形見分として近親 者に分配され(ズボンー点は焼却処分)、右軍服上衣一点、国防色上衣一点はF12に、軍服上下一着のうちズボンはF13に、その他の軍服上衣一点とズボン三点 はС10に各分配され、右スボソ三点のうち一点は国民服用のズボンで、本件の証 拠としてС10より任意提出され、証六五号(原審における証一号)として領置さ れていること

が認められるが、叙上証拠によつてはF12が分配を受けたという軍服上衣一点 及び国防色上衣一点と、С10の分配を受けた証一号を含むズボン三点の組合せ上 下関係は、必らずしも明らかではない。

証人C10の一審証言(一の一四八)によると、

兄A1は背広を四着と国民服と軍服を合せて四、五着持つていた。国民服という のは、色は国防色で甲号という立襟の襟が折れているものであつた。自分が同居し ていた頃はまだ余り古くなつていなかつた。事件直前頃は見たことはない。

同証人の旧二審証言 (一一の三九一三)によると、

私が終戦で昭和二一年帰つた頃、兄A1が国民服を着ているのを見たことはな い。帰つてから三月ばかり一緒にいたがその当時は軍服みたいな国民服であつた。 貰った分は襟のあいた分である。自分は国民服を貰った。

同証人の当審証言(二八の一一三二六)によると、

自分は昭和二一年六月復員して六ケ月位実家にいた。兄の家には証一号のズボン と対になつた上衣があつたように思う。その上衣というのは襟は開襟で、現在Y1 鉄の職員が着ているような型であつたと記憶している。ポケツトは胸と両脇に四つ あつたと思う。事件より一年前の秋一〇月頃、実家に行つたとき、その服を母から 出して貰つて松茸狩に着て行つた記憶がある。それまでその服を見た記憶がなかつたが、いろいろ考えているうちに右のような記憶が浮んだのである。形見分のとき自分は、証一号のズボンを貰つたが、上衣のことには気が付かなかつた。警察の方 から国民服の上衣とズボンがあれば出して呉れといわれたとき、上衣はなかつたの でズボンだけ出した。自分が形見分で貰つた上衣は、折返しのある立襟の分であつ

というのであり、

(6) 一審証人C25の証言(一の一二二)及び前記捜査報告(六の二二四 五)によると

A1は、昭和二四年頃まで、会合その他の場所で国防色の国民服を着用していた。その国民服というのは、襟の折れた立襟の国防色の服で、色合は証一号のズボ ンのような色であつた。

というのである。

右(1)ないし(6)の証拠のように、A1方にあつたという国民服に関するC 10の旧二審までの証言は、あいまいで、それを見たという時期も不明確であるう えに、その国民服は折返しのある立襟であつた。貰つた分(形見分として貰つた分 と解せられる。)は襟の開いた分であると証言しながら、当審においては、A1方 には自分が貰つた証一号スポンと対になつた開き襟の国民服の上衣があつたが、形 見分のときには無かつたとかなり明確かつ具体的に証言し、さらに自分の貰つた上 衣は、折返しのある立襟の上衣であると旧二審までの証言とは異なる証言をするの であるが、従前の証言の内容、当審証言までの変遷推移からみて、同証人の当審証 言を採つて、直ちに、A 1方に本件犯罪発生時まで、被告人の自白に符合する国民服の上衣が存在し、それが本件犯罪後なくなつていたとまで認定することは困難で あり、C25の証言等前記(6)の証拠もまた、右の点に関する証拠としては不十 分である。

被告人が本件犯罪後、自白にかかる国民服類似の上衣を所持していたか (三) 否か

一審証人F1の尋問調書(二の四〇七)によると

私は昭和三〇年四月頃から被告人と知合になつたが、当時被告人は、国防色の四ツボタン付の海軍の将校の着るような立襟で胸と両脇にポケツトがあり、縫付のバンドのある服を持つていた。その服は証一号のズボンより一寸生地が良くて厚く、 色も一寸濃い色だつた。裏は背抜の合服で、右測の横ポケツトのところに血のシミ を洗つたような跡があつた。

同C8の尋問調書(二の三九六)によると (2)

被告人は昭和三〇年三、四月頃、カーキ色の青年団服のような上衣を着ているの を見たことがある。

それは証一号のズボンのような色で、腰を上から締めるようになつていた。 (3) 同C9の証言(二の六九九)によると、

被告人が所持していた衣類については良く記憶していない。国防色の上衣は兄ち やんから借りていた。被告人が数日小屋を留守にして帰つて来た時の服装は、小屋 から出て行つた時の服装と同じであつた。

というのであつて、本件犯罪発生当時被告人と同棲していたC9からは、国民服 について明確な証言は得られず、F1、C8両証人の証言も、それは被告人が茶臼山に移居した後の昭和三〇年三、四月頃見知つた事実で、はたして被告人が何時か らそのような上衣を所有所持していたのかは不明であり、ことにその上衣が腰バン ド付であつたという点は看過し得ないところである。

以上を要するに、被告人が捜査官に自白しているような国民服の上衣 が、本件犯罪発生時まで、被害者A1方に存在していたか否かに関する一審並びに 旧二審までの証拠は、その上衣の襟元が、折返し襟付の立襟であつたという点で、 開襟であつたようにいう被告人の自白と相違するばかりでなく、その上衣がA1方 にあったという時期が不明確であり、当審C10証言は、国民服の襟元の状況、存在の時期について、従来の証言の矛盾や不備をほぼ修正し補足する内容のものでは あるが、これに全幅の信頼を措き難いことは既に説示したとおりである。そして、 被告人が本件犯罪発生後、それまで所持所有していなかつた国民服の上衣を、所持 所有するに至つたこと、しかもそれが、被告人の自白するような生地、色合、型の 国民服であつたという裏付証拠は、ついに発見し得ないのであつて、最高裁差戻判 決の指摘する疑問は、当審の証拠調をもつてしても解消し難いのである。

本件犯行現場に遺留されていた藁縄(証四号以下現場遺留縄と略す)は 第六、

Aフ方農小屋から持ち出されたものであるか否か

(一) 一審証人C (三の八六二)、C 5 (五の一八八二)、C 6 (六の二三: 二)の各証言、C27作成の鑑定書(二の六一七)、C42ら作成の捜査報告書-五通(三の一一〇一以下一一三七)、旧二審証人C42の証言(一四の四六八五) によれば、

現場遺留縄は、A1方居宅西側納戸の老母A6の死体の頭付近の畳の上に落ちていたものであり、警察当局は、右縄の落ちていた場所、状況から犯人が持ち込み遺 留したものと考え、この縄こそ犯人検挙の鍵を握るものとして直ちに鑑定を行つた 結果、右縄は農林一〇号の稲藁を材料にしてE1式製縄機で製縄されたよりの多い 三分の縄であることが判明したので、これに基づいて多数の捜査員を動員して、昭 和二九年一一月初めから同年一二月下旬にかけて、「村は勿論近隣数ケ町村に亘つ て、農林一〇号の稲を栽培している農家およびE1式製縄機を所有する者を調べる などして右縄の出所を捜査した。しかし、昭和二八年頃農林一〇号の稲は山口県下 の山間、山麓地帯に適した品種として奨励されていたので、 i 村やその近辺の町村でも多数の農家で作付されており、また E 1 式製縄機を所有している農家も多数に及び、若干の類似品を発見したが、照合の結果現場遺留縄と合致するまでに至ら ず、現場遺留縄の出所は不明であつた。

現場遺留縄の特徴

C27 (二の六一七)、O2 (二の六一八)、O3 (二の六一九) 作成の各鑑定 一審証人C27(二の六五九、五の一九七四)、C52(六の二〇四五)の各 、C42ら作成の捜査報告書(三の一一〇一以下一一三七)、旧二審証人C2 フの証言(一四の四六八四)および証四号藁縄によれば、

右縄は昭和二八年産の農林一〇号の稲藁を材料にして、E1式製縄機で (1)

製縄されたよりの多い全長一八五糎、直径九耗ないし一二耗の縄である。

右縄には〇型の血液および若干の長石、石英(土砂の成分)ならびに木 (2) 炭粉末か付着していたこと、右縄には一〇ヶ所の屈曲部があり、その屈曲は両端の 部分の角度が深いものであつたこと、屈曲部位、その間隔等は前記〇3作成の鑑定 書記載のとおりである。但し、鑑定によつてもその用途は不明であった。 (三) 現場遺留縄に関する被告人の自供

司法警察員に対する昭和三〇年一二月一日付供述調書によると

被告人は、昭和二九年一〇月二五日午後九時か一〇時頃、船山八幡宮境内のF1 4方裏にある小屋に入り、三、四〇分腰を下ろして休んだ。この時、米か酒を盗も うと考え、これらを盗んだ場合にその荷造に必要なものはないかと思つて手探りで 捜したところ、小屋の奥にある鋤にかけてあつたと思いますが、縄が手に触れたの で、これを一回腰にまいて、両端を体の両横にはせて出かけた。これは一尋半位の 藁縄であつた旨供述している。

司法警察員に対する昭和三〇年一二月二五日、同三一年一月八日、一月一五日付各供述調書、検察官に対する同年一月一三日、二月七日付各供述調書、同年三月二 - 日検事録音も右とほぼ同旨で、この点に関する被告人の供述には変更は認められ

ない。

(2) なお、司法警察員に対する昭和三〇年一二月三一日付供述調書九項によ るど

捜査官から、被告人が八幡さんの社務所裏の小屋から出して待つて行つた縄はこ れかと現場遺留縄を示されたのに対し、被告人は右縄を腰に巻いて結ぶ真似をし、 更に縄の質をよく見てこれです。このような機械縄でしたと供述した旨記載されて いる。

(四) 右自供に対する裏付証拠

(1) 被告人が供述する小屋の存在、その所有者、右小屋の戸締状況ならびに 内部の収納物の状況

一審証人A7の証言(二の四六五、六の二四〇八)によると、

被告人が供述する船山八幡宮のF14方裏の小屋とは、同神社西側の畠に建てられている一戸建の農小屋であり、この小屋は同所から約一五〇米はなれたところに 住んで農業兼新聞販売業を営むA7の所有であつて、昭和二九年一〇月頃、右農小 屋には藁や新聞梱包縄、その他農機具を入れていたが、戸締りがなく開け放しで、 誰でも自由に出入することができたこと、

昭和三一年一月二〇日H5作成の実況見分調書(六の二二二七)による 、右農小屋は南北三間、東西二間の瓦葺平家建の西面した独立家屋で、東、南、 北の三面は壁で西方が開放されていて自由に出入することができ、見分時には内部 には唐箕、莚、平鍬、ふご、叺、藁、稲ハデの支柱などが収納されていたこと、 (ハ) 検察官の昭和三一年三月二二日付検証調書(三の七八六)によると、 二日付検証調書(三の七八六)によると、農 小屋の位置、戸締り状況は前同様であり、その内部に唐箕、足踏脱穀機、小車、 鋤、熊手等の農機具が雑然とおかれ、藁束が雑然と堆積されていたこと、

が認められるが、右各調書には、何故か右農小屋内に藁縄があつたか否かについ て触れるところが全くなく、従つて、当時、農小屋の内部には縄が存在していたか否か明かではなく、むしろ存在していなかつたのではないかと思われる。
(2) 現場遺留縄とA7方に送られて来た新聞梱包縄との類似性について、
(イ) 前記A7の証言によると、

昭和二九年九月、一〇月頃、A7方で取扱つていた新聞はZ9、Z10、Z11の各新聞であり、これらの各新聞は包紙と藁縄で梱包されて、国鉄仁保駅まで送付 されて来るが、Ζ11新聞は一二〇部の場合には六〇部宛重ねて二つ折りにし、 の折目を外側にして二個をかみ合わせ、これをハトロン紙で包んだうえ、一本の藁 縄で表も裏も一重まわしで十文字型にかけ、Z9(約三四〇部)、Z10(約二六〇部)は、部数が多いため、長短二本の藁縄で表も裏も「キ」型に二重に縄がけしてあり、これらの縄は短い方でもZ11新聞を梱包した縄より約三〇糎以上長く、 一見して分ること、同人は右新聞梱包縄を荷解きし(もつとも、当審における証言 では、Z11新聞の場合は一重であるため結び目を解かないではずしていたともい う)、その都度出た藁縄を薪取りや農作業に使用するため一旦自宅横の木小屋に納 め、一、二ケ月に一回位まとめて、前記の農小屋へ運んでおいて、農作業等に使用 していたが、右縄以外の縄を他から購入したことはなかつた。示された現場遺留縄 は縄の先端の曲り具合が新聞梱包を解いた縄と似ているので、新聞梱包の縄だと思 う。

一審証人C53の証言(二の四七二、当時Z11新聞社発送課長)によ (\square) ると、

Z11新聞社は本件発生当時新聞梱包用として太さ三分の縄をG16から購入し ていた。私方で使用している縄は現場遺留縄ほどよりがかかつていなかつたと思 う。新聞を梱包した場合、その縄に縛つた形が残ることはないと思う。

一審証人 C 5 4 の証言 (二の四七七、当時 G 1 6 専務取締役) による (11)

と、 昭和二六年頃から、Z11新聞社へ新聞梱包用の縄を納入していた。縄の太さは 二分五厘と三分で、三分の方が多かつた。昭和二九年頃は佐賀市のF15商店と山 「「「「「「「」」」、仕入れていたが、F15からの仕入れの方が多かつ 口県 q 2町のG17工場から仕入れていたが、F15からの仕入れの方が多かつ た。現場遺留縄はよりが多い点でG17工場の製品と似ている。F15商店の製縄 機はE2式と思う。

(二) 一審証人C55の証言(二の六五四、G17の経営者)によると、 昭和二八、九年頃使用していた製縄機はE1式で、稲藁は近郊の滝部、特牛、粟重、田耕の農家から買付けた。稲藁の材質は旭と農林来で、旭の方が多かつたよう に思う。現場遺留縄のようによりの多いのを出していたと思うが、私方の縄より少 し太いようだ。もつとも太いのも製造していた。 というのである。

一審五八回公判期日における検証の結果によると

右公判期日に、検察官が未使用の藁縄を用い、これに現場遺留縄に存する屈曲部 一〇ケ所と同じ間隔、位置に印をつけて、証五号(Z 1 1新聞社発送係が同新聞一 二〇部を梱包したもの)のZ 1 1新聞一二〇部の梱包方法(六〇部宛二つ折にし、 かみ合わせ、ハトロン紙で包んである上を藁縄を一重にまわし、表も裏も十文字に かけて角結びに梱包する)と同じ方法で新なハトロン紙包みの211新聞一二〇部 を縛つたうえ、右実験の結果縄に出来た屈曲ケ所を点検したところ、屈曲部はB、 C、D、E点において一糎乃至二、五糎の相違があつたが、その他のA、F、G、 H、I、Jの各点は各間隔が一致したことが認められ、

旧二審証人C42の証言(一四の四六八五)によると、 **(^**)

被告人がA7所有の農小屋から縄を持ち出したと供述したので、右農小屋へ捜査 に行ったところ、そのなかに現場遺留縄と同種類の縄があったので、捜査本部に持 ち帰つた。そして現場留追縄の折損ケ所と対比し鑑定の必要があるというので鑑定 してもらつたと思う。その結果は現場遺留縄と相違ないということであつたと思 う。

当審証人C56の証言(二五の一〇三二〇)によると、 昭和三〇年一二月初め頃、C警部補から農小屋の存否、所有者、縄の存否、縄の

入手、搬入の経路、使用目的等を調査せよと命ぜられ、当時仁保下郷駐在所の巡査 日6と一緒にA7方に赴き、同人の妻に色々と事情をきき、同女の立会で右農小屋 を調べたところ、中に太さ、長さ、屈曲部などからみて現場遺留縄と類似した縄が 乱雑におかれているのを見たが、そのとき右類似の縄は持ち帰らなかつた。その後 三日してH6巡査が、丸めれば直径約二〇糎になる分量の縄を山口署の捜査本 部に持つて来たのをみたことがある。またその後、C57が沢山の縄をもつて来た のを見たことがある。H6とC57がもつて来た縄は、当時被告人の取調室にあて ていた山口署二階幹部宿直室の押入れに区別して収納されていたが、その後検察庁へ送るとき命により点検をした際前記の縄は一緒になつたと思う。一審でAフ方から沢山縄を借りて帰つたように供述しているのは、表現が不十分でC5フがもつて 来たことをいつたものである。

当審証人C57の証言(二五の一〇五〇〇)によると、

昭和三〇年一二月二 二日頃、C6警部からA7方居宅横の木小屋に行き、縄があ れば領置せよとの命を受け、H6、C42の三人でA7方に赴き、木小屋内にあつた藁縄約二貫目の任意提出を受け、後日、H6が炭俵二俵にいれて山口署の捜査本部にもつて来た。そして、これを当時被告人の取調室にあてていた山口署二階幹部 宿直室の押入れに収納して保管していた。その押入れには私が領置した縄以外にも 縄が相当数あつた。

当審証人 C 6 の証言 (二八の一一四五一) によると

昭和三〇年一二月一日頃、被告人の供述があつてから一両日して部下のH6、C 42らに被告人がいう農小屋の存否、その内部に縄があるか否か、あれば預つて帰るように命じたところ、H6らが農小屋にあつた縄一〇数本を無雑作に山口署にもつて来た。取調室で右縄を点検したところ、現場遺留縄と類似したのもあつた。それを取調室の押入れに収納させた。そして、その際のH6らの報告によると、右農地域を100円の押入れた収納させた。それを取調室の押入れた収納させた。それを取りによると、右農地域を100円の押入れた収納させた。それを取り 小屋はA7のものであり、同人は毎日来る新聞の梱包縄を荷解きしてこれを自宅横 の木小屋にいれ、一定量たまると、それを農小屋へ運んでいるということであった し、二〇日後位に私自身他の捜査の序にA7方横の木小屋に立寄つて内部を見たら 沢山の縄が無雑作においてあるのを現認したので、C57に木小屋内の縄を領置す るように命じたところ、炭俵二俵に入れてもつて来たので、これも取調室の押入れ に収めさせた。

昭和三一年一月終り頃、事件を検察庁に送致したのであるが、その際右各縄は区 分して送致すべきところ、一括してしまつたかも知れない。そして事件発生直後 頃、近隣の農家等から、捜査員が現場遺留縄と類似しているとして参考のため蒐集 して来た縄は、その頃仁保下郷巡査派出所に設置されていた捜査本部に持込まれて いたが、昭和三〇年一月下旬同所の捜査本部が解散となり、山口署に引揚げるとき 処分した。捜査本部を山口署に移してからは縄の出所の捜査をしていなかつた。

スした。 (A) というのである。 (ヌ) 縄約二貫目(証五二の一乃至一○一)の証拠調の結果 「畑○十二十 当寒証人C6の証言に反し、本件発生直後頃、 右縄の中には、当審証人C6の証言に反し、本件発生直後頃、現場遺留縄の出所 捜査の際、捜査員がA7方木小屋および農小屋以外の一般農家等から、参考資料と して蒐集したと思われる藁縄(r2村s2Z12と書かれた紙札が付いている。) が混入していて、右縄二貫目はその立証趣旨に照らし証拠としての適格性に疑があ るばかりでなく、右縄の前記保管状況に照らし、現在その屈曲の有無や屈曲部、形状、間隔等を現場遺留縄のそれと対比検討することは無意味であり、さらに右縄を当裁判所において検討してみても、その材質、太さ、よりの具合、変色の程度等からして現場遺留縄と近似しているものはなく、むしろ、現場遺留縄と材質、太さ、よりの具合の似ていると思われるのは、前記二貫目の縄の中に混入している初期のよりの異常を見ている。 捜査の際蒐集した他所の縄であることが認められる。

以上の事実によると、本件犯罪後A7方から蒐集された縄には鑑定を侯 (3) つまでもなく、現場遺留縄に類似したものがなく、むしろ、材質、製造上の特徴に類似したものがA7方以外の他所にもあつたことが認められ、旧二審証人C42および当審証人C56のA7方農小屋内に現場遺留縄と類似した縄が存在していた旨 の証言部分は、その当時、その類似性について何等鑑定等の措置もなされていない捜査経過にかんかみ措信し難いし、一審証人C53、C55各証言は必ずしも類似 性を肯定したものではない。成る程、一審検証の結果によれば、Z11新聞一二〇 部を梱包した場合の屈曲部と現場遺留縄の屈曲部の大半に類似性が認められるが、 なお一部の相違があり、しかも屈曲部の類似性自体同寸法のものを同一方式の結び 方をすれば生じうると考えられ、当時縄は広範囲の用途に使用されていたのである

から、荷礼その他特に何らかの標識のある場合は格別、これをたやすくと11新聞 を梱包したものに限定して認定することはできないから、現場遺留縄をたやすくAフの農小屋から持ち出した縄と認めることはできず、結局被告人の供述を裏付ける に足りる確実な証拠かないといわざるをえない。

本件犯罪発生当時、被告人がE印の十文半もしくは十文七分の地下足袋を

所持着用していた事実があるか否か

本件犯罪現場に血に塗れたE印地下足袋の足跡が残つていて、それが十文半もし くは十文七分の地下足袋に相当することは、既に説示したとおりである。従つて本件発生当時、被告人がE印の十文半もしくは十文七分の地下足袋を所持着用してい たか否かの点は、最高裁差戻判決の指摘するように、被告人の自白の信用性を判断 する重要な資料である。

被告人の供述の経過内容 (-)

(1) 捜査段階における供述

(イ) 司法警察員に対する昭和三〇年一一月八日付供述調書(三の一一四八)

によると、 昭和二九年八月二日頃名古屋市のG18組Z13飯場の仕事を終って次の職場に 行く途中、名古屋駅裏の商店街でンヤツ、ニツカーズボンの外地下足袋を買つた。

司法警察員に対する昭和三〇年一二月四日付供述調書(四の一 (\square) によると

悪いことをするとき履いて来た地下足袋は、昨年八月三日頃、名古屋駅の裏通り の駅から四、五町位行つた所の商店街に行けば右側のゴム類専門店で買つた十文七 分の普通の型の地下足袋で、裏は波形になつている地下足袋であつたが、何印であ つたかはわからない。

司法警察員に対する同月二五日付供述調書(四の一二六七)によると (11)昨年一〇月一九日大阪市ト公園を出たときは、十文七分の普通の新しい方に地下 足袋を履いていた。

というのであつて、検察官に対する供述調書においても、検察官録音の際にも、 二月二五日付の司法警察員調書とほぼ同旨の供述をしているのである。

なお、右各供述調書の任意性立証のため提出された警察官録取の録音テー も地下足袋に関する供述が散見されるので、これを摘記すると

(=) 「あの来た時にさらを履いて来たんや、いよいよいたんではおりやへ ん。ありゃ土方につかわれん足袋ぢやつたからのう」(第五巻)

「土方用かそれとも仕事に使われん方かよう考えて言うてみい」との質 (木) 「両方に使われるのです。下はほとんど同じで二重底の分、辺りが巻い 問に対し、 てあるやつで下は違わん同じです。とびは下だけ一枚に」(第一三巻) (へ) 「あれは名古屋で八月に買つた地下足袋です。十文七分で朝日ぢやつた

と思いますがあんまりよくは覚えてはいない。裏は波形ぢやつたと思う。」

(2) 公判段階における供述

(1) 昭和三五年五月一二日一審第四一回公判調書(六の二一〇五)による

名古屋で買つた地下足袋は、十文七分の五枚ハゼの鳶職用の一枚裏の地下足袋で あつた。

 (\square) 昭和三六年三月二二日一審証人C11の尋問調書(七の二五〇六)中の 被告人の供述によると、

自分が地下足袋を買つた店は、駅から真直ぐに行つて右側の神社から二〇〇米位 先の右側の店であった。 (ハ) 昭和三八年二月一八日受付上申書(一〇の三四七七)によると、

名古屋でニッカーズボン等を買つた所とは反対側の店で、四枚ハゼのオカ足袋を 買つた。

(二) 昭和四一年二月一/ (一二の四三二三)によると、 昭和四一年二月一八日旧二審第四回公判調書および被告人作成の図面

地下足袋は名古屋駅裏口から真直ぐに行つて右側に八幡様があるその近くの店 (但しその供述を明確にするため作成提出した図面では、その距離は一五〇米)で 買つた。その店先には下駄、ゴム草履も陳列してあつた。自分の買つた地下足袋の 裏ゴムは、色は黒色で横一文字の山形に突起したひだがあり

普通の地下足袋のように底から上の布の部分にかけてゴムが貼つてあるのとは違

い、上にゴムは貼つてなかつた。 というのであり、さらに同年二月二二日受付の上申書(一二の四三三七)では足

袋と裏ゴムの縫付部分を明示した図面を添付して提出している。

一、(本) は、(本) は、(大) に、(大) に、(大

(二) 被告人が地下足袋を買つた店に関する裏付証拠

(1) 一審、旧二審で取調べられた証拠中名古屋駅裏商店街の右側の店で当時地下足袋を販売していたところとして取調べられたのは、旧二審証人C58、同C59の各尋問調書(一三の四五九三、四六〇三)のみであつて、これらによると、昭和二〇年一二月頃から、この名古屋市 t2区u2町で商売を始めた。昭和二八年夏頃には靴とカバンと半々位置いていた。下駄を販売したことはない。地下足袋は手製の縫付の地下足袋と貼りつけの地下足袋の両方を売つていた。四枚、五枚、一〇枚ハゼの地下足袋を扱つていた。そのうち四枚ハゼの地下足袋は昭和二七枚、一〇枚ハゼの地下足袋を扱つていた。そのうち四枚ハゼの地下足袋は昭和二七十年頃短期間扱つたたけである。この図面(昭和四一年二月二二日被告人作成提出の図面を複製したもの)はE3印地下足袋の特徴を表わしている。神社から西でまた。

というのである。 しかし、旧二審検証調書(一三の四六一三)によると、G19商店は神明社(椿神社ともいう)の西方五軒目にあつて(なお後記(2)の(二)参照)、被告人が右(一)の(2)の(二)の図面で指示した店の位置とは著しく異なり、また、G19商店がゴム類専門店といえず、下駄も売つていなかつた点で右(一)の(2)の(二)の供述と異なり、地下足袋の類似性をもつてしてもこれに関する被告人の供述の信用できないこと右(一)(3)に説示のとおりであるから、結局被告人が地下足袋を買つたのがG19商店であるとは認め難い。

なお、検察官は一審、旧二審において被告人が地下足袋を買つた店はC11商店であると主張し、一審、旧二審証人C11、四二番証人C60の各尋問調書地であると主張し、一審、旧二審証人C11、審証人C60の各尋問調書地で上審証人C60の各尋でE1に書いて、日11に書いて、日

く、むしろ、C5証人はE印を販売していたC11店の発見に幻惑され、同店こそ被告人が買つた店と速断し同店が商店街のどちら側にあつたかの点で被告人の供述とそごするかどうかにつき関心をもたなかつたものと考えられる。

とそごするかどうかにつき関心をもたなかつたものと考えられる。 (2) ところが、検察官は当審になつて、C11は昭和二九年八月当時は、左 側店舗の外に右側の同人の元の住居でも店を持ち、その店でも、E印地下足袋を販 売していた事実があると主張し、検証、証人尋問、書証の取調を求めたので、その 証拠調の結果を検討する。

(イ) 当審証人C61の尋問調書(二七の一一〇一)によると、

私方は乳母車の製造、卸、販売をしていたが、昭和二五年初頃名古屋市 t 2区 v 2 m w 2 m x 2に小さな店を出した。最初の間は主人の弟達が住込んで店をときるいたが、昭和二九年二月二五日頃その弟も結婚して転居したので、それまでときらいたが、昭和二九年二月二五日頃その弟も結婚して転居したので、それまでときらいたが、昭和二九年二月二五日頃その弟も結婚して転居したので、それまでときらいたが、昭和二九年二月頃から毎日清洲から定期券で店番に通うようになつた。その店は間ロー間半、奥行四間半位で、南隣にはC11靴店があり、同店の間口、奥行は私方の店とほぼ同じであつたと思うが、奥に鍵の手に部をしていたのを見た記憶がある。昭和三二年八記憶にない。ただ若い人が靴の修理をしていたのを見た記憶がある。昭和三二年八月頃私方の v 2 町 w 2 丁目のその店から他に転居する頃は、C11方には y 2 通方に店を持たれ、私方の南隣りでは店はしていなかつたと思う。

(ロ) 当審証人C11の尋問調書(二七の一一一八九)によると、

私は戦時中り3町に疎開していたが、昭和二三年頃名古屋市 v2町 w2丁目 x2 番地に家を買つて移転し、主として皮靴の販売と修理をし、ゴム靴なども売つていた。その店は間ロー間半、奥行八間位で奥に六畳位の部屋もあつた。その店は十二、三年やつていたと思う。その後 y2 通の南側(左側)に店を出した。その場は v2町 w2丁目 z2番地というのが正確である。E印の地下足袋の特約店となったのがその店を出した頃と思う。その時までは特約店制度がなく、どこで仕入れて売っても良かったと思う。 v2町 w2丁目 x2番地の元の店は、その建物などを「G20」に売渡す半年位前までは、y2通の店と並行してやっていた。した日本の人間は y2通の店に注ぎ、x2番地の古い店には、x2番地の方には、x3

営の八割位はy2通の店に注ぎ、x2番地の古い店には、陳列棚に皮靴を置き、皮靴の修理をする位で、その店に来た客が注文すれば、E印の地下足袋をy2通の店から取り寄せて売つたり、たまたまその店に有合せのE印の地下足袋を売る程度であつて、家族の炊事や食事、一部家族の住居として利用していた。

(ハ) 当審証人C60の尋問調書(二七の一一一四四)によると、

昭和二三年頃名古屋市 t 2区 v 2町 w 2丁目 x 2番地に皮靴やゴム長の靴の店を出した。その店の間口は二間、奥行は店の方が二間半でさらにその奥に一部屋寝起きする部屋があつた。その店は七、八年位していたと思う。初孫の Z 1 5 が生れた昭和三〇年二月頃までは a 3 通の店と x 2番地の古い店と両方やつていたが、私達は a 3 通の方の店にいて、商売はその方に集中し、古い方の店には長女夫婦がいて、食事は全部そちらの方でし、家財道具もそちらの方に置いていた。 a 3 通の店には、男女皮靴やゴム靴類の外、E印の地下足袋も置いて販売していたが、 x 2番地の古い店の方にはE印の地下足袋をあまり並べて置いてはいなかつたと思う。したの店に来たお客さんが言われれば、 a 3 通の店から持つて来て売つたこともあると思う。

というのである。

(二) 次に名古屋市中村区長作成の「関係書類謄本送付について」という書面、同区長作成の住民票謄本(二五の一〇二一一、一〇二二六)および当審検証調書(二七の一一〇〇五)によると、

旧二審まで名古屋市t2区v2町w2丁目x2番地と考えられていた名古屋駅a3通左側のC11商店の地番は、実は同町w2丁目z2番地で、C11は、同所に店舗を設ける以前の昭和二三年五月三一日頃、v2町w2丁目x2番地に愛知りに愛知る日井郡b3町より転入して住宅兼店舗を構え、昭和六年生れの長女2165の時女と居住していたこと、右住宅兼店舗は、名古屋駅a3通店街の一角にある北の境内入口より西方一五六米位の地点で、a3通道路と交差する南北道路とては右側)に約一二、三米入つた地点の道路西側沿いに当り、直接a3通に新幹はいないが右側商店街のG21店北側に隣接していること、右住宅兼店舗は新幹にはないが右側商店街のG21店北側に隣接していること、右住宅兼店舗は新幹に、公本に当り、古代の地点に当り、なおG19商店は神明社入口から僅かに三六米、新幹線名方屋駅西出口からは三二五米余(約三町)の地点に当り、またa3通左側のC11商

店はG19商店のななめ向側にあつて同店の西方約五〇米の地点に当ることが認められる。

(ホ) 以上の証拠によると、昭和二九年八月当時名古屋駅から四町余り、神明社から一六〇米位の駅から行つて右側にもC11商店があり、同所でも小規模ながら靴、地下足袋等を売つていたと認められ、これと被告人の前記(一)の(2)の(二)の供述、指示、同(一)の(1)の(口)の供述と対比すれば、駅かららいは神明社から右店までの距離がほとんど一致していることが明らかであるいと考したが当時右C11商店(元の店)で地下足袋を買つた可能性はかなり強ったといるにあつてこれをa3通の右側の店といえるかどうか疑問の余地があり、被告人がもC11商店で出ての捜査やその他a3通右側のゴム類専門店の存否についての捜査を怠つているので、被告人が右C11商店で地下足袋を買つたことについての捜査を怠つているので、被告人が右C11商店で地下足袋を買つたことについての捜査を怠つているので、被告人が右C11商店で地下足袋を買ったことについての捜査を怠っているので、被告人が右C11商店で地下足袋を買ったことについての捜査を怠っているので、被告人が右C11商店で地下足袋を買ったことについてはなお疑が残り、これがほとんど確実であるとまでは断言できない。

はなお疑が残り、これがほとんど確実であるとまでは断言できない。 (三) これを要するに、地下足袋の種類についての被告人の供述は首尾一貫足の銘柄、種類を推定するほかないところ、検察官が旧二審判決までに主張しているとはいえず、専ら被告人が地下足袋を買つたという店の如何により地下足袋を可の銘柄、種類を推定するほかないところ、検察官が旧二審判決までに主張していた店であるとの根拠に乏しく、検察官が当審で主張したC11店(元の店)が告人の地下足袋を買つた店である蓋然性はかなり強いけれども初期捜査の誤り等した。 告人の地下足袋を買つた店である蓋然性はかなり強いけれども初期捜査の誤り等した。 を確実であるとまでいうことはできないので、結局買つた店が証拠上確定 が、その他被告人が逮捕されたときに履いていた地下足袋についてその銘柄、種類を確認保全する措置をも講じておらず、以上検討の結果を総合すると、被告人が 類を確認保全する措置をも講じておらず、以上検討の結果を総合すると、被告人が 本件発生当時着用していた地下足袋の銘柄が、E印であつたと断定することはできない。

従つて本件犯罪現場に残つていたE印地下足袋の足跡を被告人の足跡と認めることはできないところである。

以上のとおり、差戻判決の指摘する六点についての被告人の供述の裏付は、一部を除きその確実性は増加し、被告人の自白、真実性の信用性も一段と増強した感はあるが、なお程度の差はあつてもそれぞれの点に合理的な疑をいれる余地を残し、差戻判決にいう高度に確実で合理的な疑をいれないほど決定的な証拠はついに発見しえなかつたのである。そして、右六点以外についてもできる限り審理を尽し、記録を精査したのであるが、前記第四に説示のとおり他にも決定的な証拠はなく、また逃走経路についても、被告人がその生育歴、職業歴からして付近の地理に詳しいと認められることを考慮にいれると、たとえ被告人の供述が客観的事実と符合するところがあつても、直ちに、被告人が本件犯行後逃走の際の体験を供述したものと限定して推論することはできない。

してみると、被告人の自白に真実性、信用性があるとしてこれと挙示の証拠により、本件強盗殺人の罪につき被告人を有罪とした一審判決は、証拠の価値判断を誤り、事実を誤認した疑があり、本件については疑わしきは被告人の利益に従うとの原理に則り、被告人に無罪を言渡すのを相当と考える。

ごれを要するに、本件強盗殺人の公訴事実に関しては、自白の証拠能力に疑問があるばかりでなく、事実誤認の疑も存するので、一審判決中右事実に関する部分はもとより、これと刑法四五条前段の併合罪の関係にあるものとして一箇の刑を宣告されている同判示第二に関する部分もともに破棄を免れない。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三七九条、三八二条により、一審判決中第一の部分を除きその余を破棄し、同法四〇〇条但書により、当裁判所は直ちに判決する。

(罪となる事実)

一審判決判示第二の事実

(累犯前科、確定裁判)

被告人は

- 1 昭和二五年四月二七日(五月一二日確定)、飯塚簡易裁判所で、窃盗罪により、懲役一年に処せられ、同二六年三月二七日、右刑の執行を受け終つた。
- 2 同二七年七月一七日(八月八日確定)、山口簡易裁判所で、窃盗罪により、 懲役六月に処せられ、同二八年一月三一日、右刑の執行を受け終つた。
- 3 同三七年六月三〇日(確定)、山口地方裁判所で、住居侵入、窃盗未遂の各 罪により、懲役四月に処せられた。

右の各事実は、検察事務官作成の昭和四六年一月二〇日付前科調書(三五の一四六八八)によって、これを認める。

スペインによって、これで認める。 法律に照らすと、一審判決認定にかかる判示第二の所為は、刑法二三五条に該当 するところ、右罪と前示(3)の確定判決を受けた罪とは同法四五条後段の併合罪 の関係にあるから、同法五〇条によりさらに判示第二の所為につき処断することと なるが、前示(1)(2)の前科があるので、同法五六条、五七条、五九条により 累犯加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役六月に処する。

なお、本件公訴事実中強盗殺人の点は、さきに説示したとおり犯罪の証明が十分でないから、刑事訴訟法四〇四条、三三六条により、無罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 幸田輝治 裁判官 村上保之助 裁判官 一之瀬健)